

婦人労働調査資料 第14号

絹人絹織物工場の女子労働者

—実態調査報告—

労働省婦人少年局

絹人絹織物工場の女子労働者

正 誤 表

頁	行	誤	正
(目次) 6	9	第4図	第5図
11	6	第5図	第4図
1	3	60,065人	600,065人
2	17	適用事業報告	適用事業場報告
3	1	労力を	労力が
3	38	第4表	第4表
		総 数	総 数
		64 (4.7)	64 (24.7)
7	28	第12表	第12表
		総 数	総 数
		295	259
7	34	織物台数	織機台数
9	24	年令は	年令の
10	11	を除いて	には
10	16	寄宿舍	寄宿舍
16	13	第4図 絹人絹織物 (1950年3月—1951年2月) 1951年3月	第5図 絹紡績 トル 1950年11月
17	1	第5図 絹紡績 1950年11月	第4図 絹人絹織物 1951年3月
18	5	労働者婦人少年局	労働者婦人少年局
19		第6図 絹男 →	第6図 絹女 →
21	5	第33表	第33表
		年 令	年 令
		16.9 才	26.9 才
23	37	スフ	トル
35	27	50円から5 円位	50円から55円位
48	17	(第89表	(第89表)
48	26	4割が	4割で
50	8	第94表	第94表
		総 数	総 数
		257 工場	259 工場
50	20	大分部	大部分
56	7	八王子、伊勢崎、秋父など関 東の工場にみられる例である	トル
61	25	いる。起床	いる起床
63	6	帰る	寝る

絹人絹織物工場の女子労働者

—実 態 調 査 報 告—

絹人絹織物工場の女子労働者

目 次

	頁
序 論	1
Ⅰ 調 査 の 目 的	1
Ⅱ 調査の時期及び方法	1
Ⅲ 調 査 対 象	2
一調査対象の撰択一調査対象工場の概況	
Ⅳ 調査結果の概要	8
各 論	11
第一部 絹人絹織物工場の女子労働者	11
第一章 絹人絹織物工場の労働力構成	11
一雇用労働者、家族労働者、家内労働者一男女別労働力構成一職種別労働力構成一	
第二章 絹人絹織物工場女子労働者の雇用	13
一採用一異動一	
第三章 絹人絹織物工場女子労働者の特性	18
一年齢一勤続年数一職歴一學歷一通勤と住込一配偶関係一家の職業一	
一家庭における経済上の地位一	
第二部 絹人絹織物工場における女子の労働条件	28
第一章 絹人絹織物工場女子労働者の労働時間	28
一労働日数一労働時間一生理休暇一	
第二章 絹人絹織物工場女子労働者の給与	30
一給与制度一現金給与額一手取現金給与額一食事の給与一賞与一	
第三部 絹人絹織物工場における女子労働者の保健衛生及び娯楽	46
第一章 絹人絹織物工場女子労働者の保健衛生	46
一健康診断一医療一便所一	
第二章 絹人絹織物工場女子労働者の娯楽	49
第四部 絹人絹織物工場住込女子労働者の生活	51

第一章 絹人絹織物工場女子労働者のための住居施設	頁 51
—住居の形態と規模—居室—食事施設—	
第二章 絹人絹織物工場住込女子労働者の住居の管理と自治組織	59
第三章 絹人絹織物工場住込女子労働者の私生活	60
—私生活の秩序と自由—住込女子労働者と使用者の私生活との関係— 住込女子労働者の生活時間	

統計表目次

序 論

第 1 表 絹人絹織物工場調査地別常用労働者数別分布	2
第 2 表 調査対象絹人絹織物工場の規模別数	3
第 3 表 調査対象絹人絹織物工場の企業形態	3
第 4 表 調査対象絹人絹織物工場の創立時期	3
第 5 表 調査対象絹人絹織物工場の戦時中の営業状況	4
第 6 表 調査対象絹人絹織物工場中戦時転換工場の復元時期	4
第 7 表 調査対象絹人絹織物工場の稼働織機台数別分布	5
第 8 表 調査対象絹人絹織物工場の広巾、小巾別設備織機台数及び稼働率	5
第 9 表 調査地の生産品の種類	6
第 10 表 調査対象絹人絹織物工場が生産品の種類数	7
第 11 表 調査対象絹人絹織物工場が生産品の原料糸の種類	7
第 12 表 調査対象絹人絹織物工場の広巾、小巾別数	7
第 13 表 調査対象絹人絹織物工場稼働織機別織機の種類別分布	8

第 一 部

第 14 表 絹人絹織物工場の男女別雇用労働者、家族労働者の比率	11
第 15 表 絹人絹織物工場の雇用労働者家族労働者別男女の比率	12
第 16 表 (イ)絹人絹織物工場の職種別労働力構成	12
第 16 表 (ロ)絹人絹織物工場の職種別労働力構成	12
第 17 表 絹人絹織物工場雇用労働者の職種別男女別数比率	13
第 18 表 絹人絹織物工場女子労働者の募集	13
第 19 表 絹人絹織物工場女子労働者の出身府県	14
第 20 表 絹人絹織物工場女子労働者の就職紹介者	15
第 21 表 絹人絹織物工場女子労働者と使用者の続柄	15
第 22 表 絹人絹織物工場女子労働者の採用条件（経歴について）	15

第 23 表 絹人絹織物工場女子労働者の経験者、無経験者別の採用条件	16
第 24 表 絹人絹織物工場の入職離職率	17
第 25 表 絹人絹織物工場の地域別男女別年間入職、離職率	17
第 26 表 絹人絹織物工場女子の離職の理由	17
第 27 表 絹人絹織物工場労働者男女別年齢階級別分布	18
第 28 表 絹人絹織物工場労働者地域別男女別平均年齢	19
第 29 表 絹人絹織物工場労働者職種別男女別平均年齢	20
第 30 表 絹人絹織物工場労働者男女別勤続年数別分布	20
第 31 表 絹人絹織物工場地域別男女別平均勤続年数	20
第 32 表 絹人絹織物工場労働者職種別男女別平均勤続年数	20
第 33 表 絹人絹織物工場女子織布工の平均年齢と勤続年数	21
第 34 表 絹人絹織物工場女子労働者の前職歴	21
第 35 表 綿紡績女子労働者の前職歴	21
第 36 表 絹人絹織物工場労働者の男女別学歴	22
第 37 表 絹人絹織物工場労働者の男女別通勤、住込別割合	22
第 38 表 絹人絹織物工場女子労働者地域別、配偶関係割合	23
第 39 表 絹人絹織物工場女子労働者の家の主稼働者の職業	23
第 40 表 絹人絹織物工場女子労働者の家族数別分布	24
第 41 表 絹人絹織物工場女子労働者の家計の支持者	24
第 42 表 絹人絹織物工場女子労働者の就職理由	25
第 43 表 絹人絹織物工場女子労働者の働いている家族数	25
第 44 表 絹人絹織物工場女子労働者の家に対する経済負担	25
第 45 表 絹人絹織物工場女子労働者の就職理由別経済負担	25
第 46 表 絹人絹織物工場女子労働者中定期的に家に金を出さないものの内訳	26
第 47 表 絹人絹織物工場女子労働者の家に出す金額	26
第 48 表 絹人絹織物工場女子労働者の家に出す金額の賃金に対する割合	26
第 49 表 絹人絹織物工場労働者の男女別扶養家族数別分布	27
第 50 表 絹人絹織物工場女子労働者の地域別平均扶養家族数及び扶養家族の有無別分布	27

第 二 部

第 51 表 絹人絹織物工場の労働日数別分布	28
第 52 表 絹人絹織物工場女子労働者の労働日数別分布及び平均労働日数	28
第 53 表 絹人絹織物工場女子労働者の所定始業時刻	29
第 54 表 絹人絹織物工場女子労働者の所定終業時刻	29
第 55 表 絹人絹織物工場所定休憩時間の配置	29
第 56 表 絹人絹織物工場休憩時間数	30

第 57 表	絹人絹織物工場の生理休暇に関する規定の有無	30
第 58 表	絹人絹織物工場の給与支払日	39
第 59 表	絹人絹織物工場の毎月給与からの控除の有無及び控除の種類	33
第 60 表	絹人絹織物工場の初任給決定方法	33
第 61 表	絹人絹織物工場の一月当り初任給額(中学卒、未経験)	34
第 62 表	絹人絹織物工場の定期昇給の有無	34
第 63 表	絹人絹織物工場の定期昇給回数	35
第 64 表	絹人絹織物工場の能率給採用数	35
第 65 表	絹人絹織物工場の家族手当の有無	26
第 66 表	絹人絹織物工場の出勤奨励手当の有無	36
第 67 表	大聖寺絹人絹織物工場の奨励手当実例	37
第 68 表	絹人絹織物工場労働者の男女別食費負担有無別現金給与額階級別分布	37
第 69 表	絹人絹織物工場男女別職種別平均現金給与総額 (通勤又は住込で食費自己負担)	38
第 70 表	絹人絹織物工場男女別職種別平均現金給与総額(住込、食費使用者負担)	38
第 71 表	絹人絹織物工場男女別扶養家族数別平均現金給与総額	39
第 72 表	絹人絹織物工場地域別男女別、食費負担有無別平均現金給与総額	40
第 73 表	絹人絹織物工場男女別地域別平均手取現金給与月額及び現金控除額	41
第 74 表	絹人絹織物工場住込(又は寄宿)女子労働者の使用者に支払う食費月額	42
第 75 表	絹人絹織物工場労働者男女別手取現金給与額別分布	42
第 76 表	絹人絹織物工場女子労働者の手取現金給与額は一定しているか	42
第 77 表	絹人絹織物工場の労働者に対する給食の有無及び費用負担	43
第 78 表	絹人絹織物工場の労働者に対する使用者負担の食費月額	43
第 79 表	絹人絹織物工場女子労働者の賞与の有無	44
第 80 表	絹人絹織物工場女子労働者の賞与回数と種類	44
第 81 表	絹人絹織物工場女子労働者の賞与の時期	44
第 82 表	絹人絹織物工場女子労働者の地域別賞与の有無及び平均現金賞与年額	44
第 83 表	絹人絹織物工場で賞与として実物給与された品名	44
第 三 部		
第 84 表	絹人絹織物工場における定期健康診断の有無	46
第 85 表	絹人絹織物工場の労働者の医療費負担	46
第 86 表	絹人絹織物工場の住込労働者が罹病した時の病室	47
第 87 表	絹人絹織物工場における住込労働者の医療責任者	47
第 88 表	絹人絹織物工場における住込労働者が長期療養を要する時の治療場所	48
第 89 表	絹人絹織物工場における女子労働者用便所の専用、共用	48

第 90 表	絹人絹織物工場における女子労働者便所の設置場所	48
第 91 表	絹人絹織物工場的女子労働者用便所の手洗の有無	49
第 92 表	絹人絹織物工場的女子労働者用便所の手洗の種類	49
第 93 表	絹人絹織物工場的女子労働者の使用する便所を掃除する者	49
第 94 表	絹人絹織物工場的女子労働者のための娯楽行事の有無	50
第 95 表	絹人絹織物工場的女子労働者のための娯楽行事の参加者	50
第 96 表	絹人絹織物工場の子のための娯楽行事の種類	50
第 四 部		
第 97 表	絹人絹織物工場住込(又は寄宿)労働者有無別数	51
第 98 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者数別分布	51
第 99 表	絹人絹織物工場男女別住込又は寄宿労働者の有無	52
第 100 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の収容能力と収容率	52
第 101 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の住居形態	53
第 102 表	絹人絹織物工場附属寄宿舎の設置場所	53
第 103 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の住居形態別室数	53
第 104 表	絹人絹織物工場住込女子労働者と家事使用人及び使用者の家族の住居の関係	54
第 105 表	絹人絹織物工場附属寄宿舎における男女労働者の室の位置	54
第 106 表	絹人絹織物工場女子労働者用住居形態別畳数別室数	55
第 107 表	イ. 絹人絹織物工場の暖房の種類	55
第 107 表	ロ. 絹人絹織物工場住込(又は寄宿)労働者に対する夜具貸与の状況	56
第 108 表	絹人絹織物工場女子労働者の食事をとる場所	56
第 109 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の炊事場の位置	57
第 110 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の炊事場の専用、共用	57
第 111 表	絹人絹織物工場住込労働者の炊事をする人	57
第 112 表	絹人絹織物工場住込労働者の食事の後始末をする人	58
第 113 表	絹人絹織物工場の入浴者	58
第 114 表	絹人絹織物工場の入浴順序	58
第 115 表	絹人絹織物工場女子労働者のための洗濯場	59
第 116 表	絹人絹織物工場の住込又は寄宿労働者の住居の管理者	59
第 117 表	絹人絹織物工場の門限	60
第 118 表	絹人絹織物工場住込女子労働者の外出許可又は届出先	60
第 119 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者の外泊手続	61
第 120 表	絹人絹織物工場の通勤住込女子労働者の行っている使用者の家事	61
第 121 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の所定起床時刻	61
第 122 表	絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の所定就寝時刻	62

第123表 絹人絹織物工場通勤住込別女子労働者の起床時刻	63
第124表 絹人絹織物工場通勤住込別女子労働者の就寝時刻	64
第125表 絹人絹織物工場通勤住込別労働者の睡眠時間	66
第126表 絹人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者の自由時間	66

統計図表目次

第1図 全国絹人絹織物業女子労働者数の変遷	1
第2図 絹人絹織物業男女労働者数の割合	1
第3図 絹人絹織物工場女子の入職離職率	6
第4図 絹人絹織物工場男女別月別入職率	16
第5図 綿紡績工場男女別年間入職率	17
第6図 絹人絹織物工場の男女別年令階級別累積分布	19
第7図 絹人絹織物工場女子労働者の食費負担有無別数	38
第8図 扶養家族数別現金給与総額指数	39
第9図 絹人絹織物工場女子別現金給与総額階級別分布	40
第10図 絹人絹織物工場住込女子労働者の起床時刻	62
第11図 絹人絹織物工場の住込及び通勤女子労働者の就寝時刻	62
第12図 絹人絹織物工場の住込及び通勤女子労働者の睡眠時刻	65
第13図 絹人絹織物工場の住込及び通勤女子労働者の睡眠時間	65
附 録 調 査 票	71

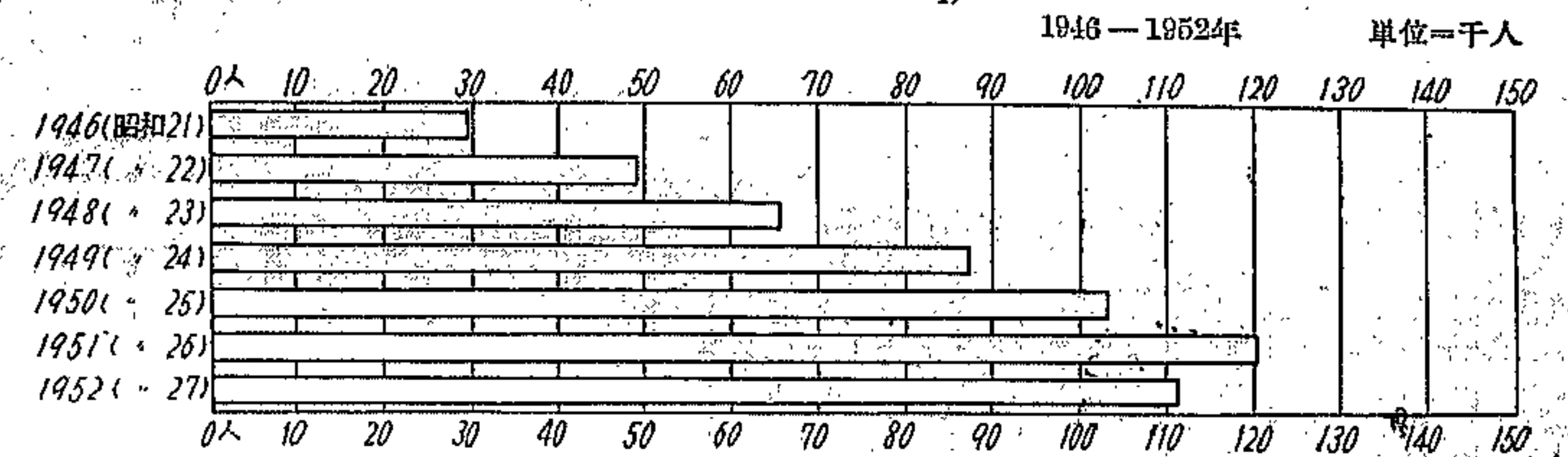
絹人絹織物工場の女子労働者

序 論

I 調査の目的

織物業は製糸業や綿糸紡績業と並んで、従来から最も多くの婦人を吸収してきた職場であり、殊に絹人絹織物工場には1952年2月現在、118,845人の女子労働者が働いており、せんい関係産業女子労働者60,065人中19.8%で最高の地位をしめている。しかも、この産業は労働者の約80%が女子^{註1)}

第1図 全国絹人絹織物業女子労働者数の変遷

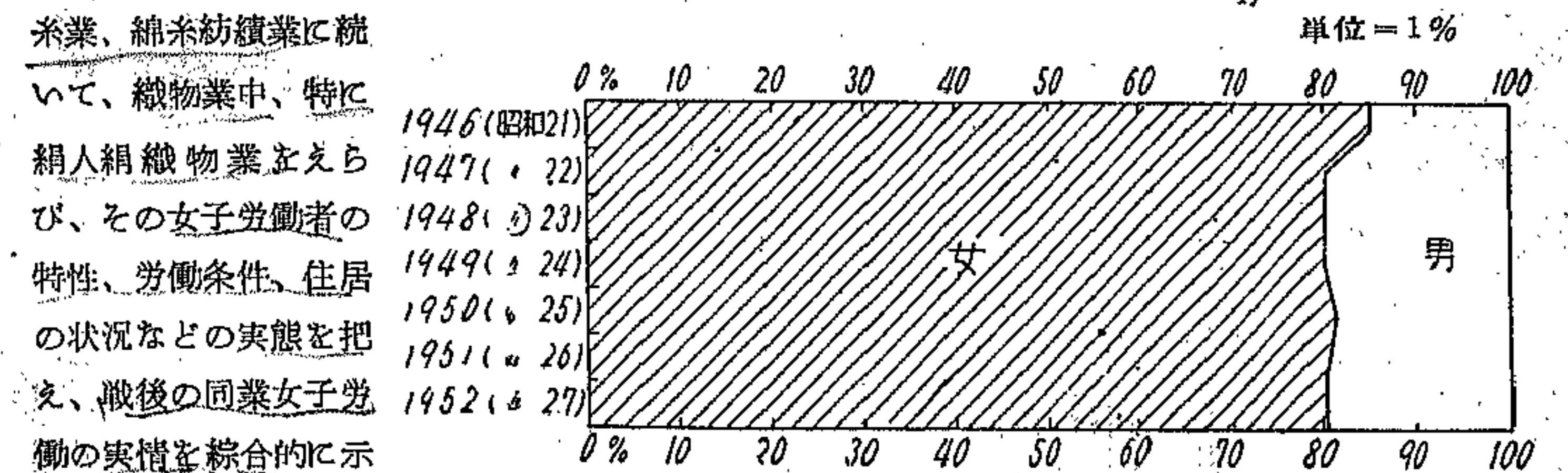


註1) 通商産業省・調による。

であり、ほとんど女子の労働力によつて動いてると云つてよく、婦人の職場として重要なものの一つである。

以上の理由から、製

第2図 絹人絹織物業男女労働者数の割合



糸業、綿糸紡績業に就いて、織物業中、特に絹人絹織物業をえら

び、その女子労働者の特性、労働条件、住居

の状況などの実態を把

え、戦後の同業女子労働の実情を総合的に示

そうとしたのがこの調査である。

註1) 通商産業省調により算出。

II 調査の時期及び方法

この調査は1951年3月、一斉に実施されたが、賃金及び労働時間に関する資料はその前月の2月分である。

調査は各地方の婦人少年局員が主体となり、調査員が直接、各工場を訪問し、使用者側との面接、

註1) 通商産業省調。化繊も含む数である。

事業場や労働者の寝泊りする場所の視察、事業場備え付けの帳簿からの転記、労働者との面接などによつて行つた。調査票は巻末に集録したが、それは次の四様式からなつてゐる。

調査方法

1. 個人別調査票 様式 A 事業場の記録又は申告による。
2. 個人別調査票 様式 B 女子労働者との個人面接による。
3. 事業場調査票 様式 C 使用者の申告及び調査者の視察による。
4. 女子労働者の住居 様式 D 同上

Ⅲ 調査対象

イ、調査対象の撰択

調査対象として撰ばれた地方は、従来から絹織物の産地として特殊な地位をしめてきた地帯であり、全国でも多くの絹人絹織物工場の所在する県内にある。

それは左の10ヶ所である。

一般に絹人絹織物業は中小企業が中心をなしていると云われるが、この調査対象となつた地方には、実際に零細な工場が多いのである。(第1表)ここに示したのは各地方の労働基準監督署に届出のあつた適用事業報告によ

る結果で、家族労働者ばかりの事業場は含まれていない。もし、その種の工場をも数えれば、小企業の占める割合は更に大きくなるであらう。

第1表 絹人絹織物工場調査地別常用労働者数別分布

1951年2月 各労働基準監督署調

調 査 地	総 数	労働者5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上
米 沢	138 (100)	50.8	36.7	8.7	13.8
足 利	114 (100)	60.4	19.5	7.0	13.1
伊 勢 崎	65 (100)	58.5	9.2	10.8	21.5
秩 父	396 (100)	39.4	27.8	20.2	12.6
八 王 子	536 (100)	62.5	22.4	8.0	7.1
十 日 町	47 (100)	34.1	25.5	14.9	25.5
大 聖 寺	63 (100)	12.7	12.7	22.2	52.4
鯖 江	58 (100)	39.6	20.7	15.5	24.2
谷 村	63 (100)	95.2	4.8	0	0
長 浜	120 (100)	81.8	6.6	7.4	4.2
丹 後	196 (100)	25.5	27.6	28.6	18.3

しかし、ここでは問題を労働者を雇用している工場だけに限ることにしよう。第1表を参照してみると、石川県の大聖寺地方を除いては、労働者20人未満を雇用している工場が大多数をしめており、絹人絹織物工場の女子労働者の実態を知るためにはこれらの零細企業に重点をおいてみなければならぬことは明らかである。今回の調査対象として、特に雇用労働者20人未満の工場だけを取り出したゆえんである。これらの小企業の特徴としてその盛衰は恒ならず、労働基準監督署の記録によつて

みても、訪ねてみると既に他の企業に転換しているなど、調査対象の把握と撰択には少なからぬ労力を費された。その結果として一応各地方とも労働者20人未満の工場25を規模別数に応じて抽出するととした。しかし、調査結果からみて、分析に不適当な対象を除いたので、結局、各地方の対象工場数は第2表の通りで、11地方、計259工場となつた。その在籍労働者数は1951年2月末日現在で、男529人、女2,100人であつた。6割以上が雇用労働者10人未満の工場である。

第2表 調査対象絹人絹織物工場の規模別数

1951年3月 婦人少年局調

地域別 雇用労働者数	総 数 実 数 %	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	259工場 100%	25工場	25工場	20工場	23工場	25工場	25工場	23工場	25工場	21工場	25工場	22工場
10人未満	161 61.6	15	16	10	18	12	15	8	14	20	22	11
10人以上	93 33.4	10	9	10	5	13	10	15	11	1	3	11

Ⅱ 調査対象工場の概況

1. 企業形態、創業、戦時転換、復元

以上の様にして抽出した絹人絹織物工場はその規模からしても、個人経営が圧倒的に多いのは当然である。(第3表)

第3表 調査対象絹人絹織物工場の企業形態

1951年3月 婦人少年局調

調 査 地	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
調 査 工 場 数	工場 259 (100)	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
個人経営	194 (75)	22	21	8	23	13	23	19	20	19	16	10
合 名 会 社	0											
合 資 会 社	4 (1.5)	1						1	2			
株 式 会 社	33 (12.8)	1	3	10		9	1	3	2	1	1	2
株式合資会社	0											
有限会社	25 (9.7)		1	2		3			1		8	10
共同組合	1 (0.3)	1										
不明	2 (0.7)						1			1		

これら織物工場の大部分(73%)は戦前に創立されたものであるが、伊勢崎、谷村では戦後の創立が半数以上をしめる。戦前の創立では昭和年間が最も多い。(第4表)

第4表 調査対象絹人絹織物工場の創立時期

1951年3月 婦人少年局調

	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
調 査 工 場 数	工場 259 (100)	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
戦 前	190 (73.4)	24	21	7	15	18	19	19	20	10	18	19
戦 後	69 (26.6)	1	4	13	8	7	4	4	3	11	6	3
昭和年間	10 (4.0)	12	8	4	12	11	11	13	13	7	10	3
大正年間	53 (20.4)	5	9	1	3	6	3	6	3	3	8	6
明治以前	31 (12.0)	7	3	2	0	1	5	0	4	0	0	9
不明	2 (0.8)		1									1
戦 後 明	64 (4.7)	1	4	13	8	7	4	4	3	11	6	3
不明	5 (1.9)						2		2		1	

戦前に創業した工場について戦時中の営業状況をみると、(第5表) 操業を継続したものは半数に及ばず、全く休業31%、他の業種に転換22%、戦災3.2%(八王子)である。しかし、これはその

第5表 調査対象絹人絹織物工場の戦時中の営業状況

1951年3月 婦人少年局調

調 査 地 別	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
戦前創業工場数	工場 数 %	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数
操業継続	83 (43.7)	10	6	2	9	4	15	8	9	2	7	11
他の業種に転換	42 (22.1)	3	8	1	5	8	2	3	5	2	5	0
休業	59 (31.0)	11	7	4	1	0	2	8	6	6	6	8
戦災	6 (3.2)					6						

註) 表中の%は戦前創業工場数を基とした割合

地方によつて相当差があり、十日町、(新潟) 丹後(京都)などは戦時操業を継続した工場の割合が高く、転換工場は八王子(東京) 足利(栃木)などに比較的多く、米沢(山形)、大聖寺(石川)では休業した工場が多い。

戦時転換の工場は、例えば、飛行機の部品、通信機の部品、ねじくぎなどの軍需機械器具の製造や、落下傘、軍用被服等、軍需繊維製品の製造を行つていたものが大部分である。これら転換工場が再び、絹人絹織物工場に復元した時期は(第6表) 1948年が最高で38%をしめ、1948年これにつぎ、1947年が第三位である。

第6表 調査対象絹人絹織物工場中戦時転換工場の復元時期

1951年3月 婦人少年局調

	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
転換工場数	工場 数 %	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数
1945 (昭和20年)	3 (7.2)				1					1	1	
1946 (// 21年)	4 (9.5)		1			1					2	
1947 (// 22年)	6 (14.3)	2	1			3						
1948 (// 23年)	16 (38.1)	1	4		3	3	2	3				
1949 (// 24年)	9 (21.4)		2		1				3	1	2	
1950 (// 25年)	4 (9.5)			1		1			2			
1951 (// 26年)	0											

ロ、稼働織機台数及び稼働率

これら調査対象工場の稼働織機台数別の分布は第7表の通り、大半は10台以下であり20台を超える工場は僅かである。

第7表 調査対象絹人絹工場の稼働織機台数別分布

1951年3月 婦人少年局調

調 査 地	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 数 %	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数	工場 数
1台以下	68 (26.3)	5	3	2	5		12		1	19	18	3
6台以下	77 (29.7)	13	8	7	10	9	6	7	5	2	2	8
11台以下	45 (17.4)	6	6	4	4	8	2	1	6		1	7
16台以下	33 (12.7)	1	5	5	4	5	2	4	3		1	3
21台以上	33 (12.7)		3	1		3	1	11	10		3	1
不 明	3 (1.2)			1			2					

その設備台数に対する稼働率は各地方とも、大体80%内外である。(第8表)

地方によつて広巾織機の多い地方と小巾織機の多い地方があり、谷村、大聖寺、鯖江などは広巾織機が多く、十日町、秩父など小巾織機が多い。いずれも、すべて力織機である。

第8表 調査対象絹人絹織物工場の広巾、小巾別織機設備数及び稼働率

1) 1951年3月 婦人少年局調

調 査 地	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率	実数 稼働率
広 巾	2057 81%	188 73	218 83	170 97	55 38	155 75	18 6	425 86	493 89	71 80	97 76	160 81
小 巾	1473 79%	122 69	150 86	123 92	261 72	239 91	206 78	52 96	83 43	7 80	87 59	138 86

註 1) $\frac{\text{設備台数}}{\text{稼働台数}} \times 100 = \text{稼働率}$

ハ、生産品の種類

各調査地は従来、それぞれ生産される織物によつて八王子、伊勢崎、秩父は銘仙、谷村ははつたん、長浜、丹後はちりめん、十日町は明石ちぢみなどで著名であつた。しかし、実際に調査した結果では同一地方でも工場によつて多種多様な織物を生産している(第9表)。又、同じ工場でも数種の織物を織っている場合も可成ある。(第10表)

第9表 絹、人絹織物工場生産品の種類

1951年3月 婦人少年局調

地域	生産品名									
	広巾	小巾	広巾	小巾	人絹織物	人絹織物	人絹織物	人絹織物	人絹織物	人絹織物
米沢	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ	サージ
足利	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ	ギヤベ
伊勢崎	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
秩父	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
八王子	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
十日町	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
大聖寺	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
鯖江	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
谷村	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
長浜	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹
丹後	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹	人絹

注 1) 織物の種類は調査員の記入してききまをそのまゝあつて、分類は就一していただきたいが参考までにしかかづておく。

第10表 調査対象絹人絹織物工場の生産品の種類数

1951年3月 婦人少年局調

調査地	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
調査工場数	工場 259 (100)	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
一 種 類	149 (57.5)	10	13	14	17	20	7	14	16	8	23	7
二 種 類	66 (25.5)	11	8	4	4	4	8	5	7	5	2	8
三 種 類	24 (9.3)	3	1	1	2	1	1	2	2	6	6	6
四 種 類	9 (3.5)	1	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1
五 種 類 以上	1 (0.4)											
無 記 入	10 (3.8)		1				9					

注 1) 各工場の調査当時生産していた織物の種類数

これを原糸についてみると、純絹織物の生産工場は最高で約半数をしめ、人絹織物を織っている工場がこれにすぎ、絹、人絹の交織をしている工場も可成多い。(第11表)しかし、全般的にみて、ス

第11表 調査対象絹人絹織物工場の生産品の原料糸の種類

1951年3月 婦人少年局調

調査地	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
調査工場数	工場 259 (100)	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
絹 と 人 絹	125 (48.3)	14	10	2	11	6	16	15	3	28	11	22
人 絹 と ス	84 (32.5)	6	13	7	8	17	1	2	9	9	15	6
人 絹 と ス	115 (44.6)	20	12	12	5	5	19	2	32	6	1	3
ス	27 (10.8)	5	12	3	3	1	1	2				
フ	2 (7.7)											
無 記 入	6 (2.3)		2	1	2							
	33 (12.8)		3	6	3		18		1	1	1	1

注 1) 括弧内は調査工場総数を基準とした%で、一つの工場で二種類以上の織物を生産している場合は内訳が1以上になる関係で内訳の合計数は調査工場数と一致していない。

フを交織している工場は一部分にすぎず、服地を生産している足利の工場に比較的多い。

これを織物の巾についてみると(第12表)、秩父、八王子、十日町は、小巾物ばかり織っている工場が多く、鯖江は広巾物ばかり生産している工場が圧倒的に多い。しかし、米沢、足利、丹後には広巾、小巾を同時に織っている工場も相当にみられる。

第12表 調査対象絹人絹織物工場の広巾、小巾別数

1951年3月 婦人少年局調

調査地	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
調査工場数	工場 295	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
広巾のみ	88	7	8	11	2	3	1	9	22	12	10	3
小巾のみ	101	6	7	6	20	16	15	6	3	2	11	9
広巾・小巾両方	60	12	10	3	1	6	8	7	7	3	3	10
不明	10						9				1	

全般からみて、小巾織物を専門に織っている工場は、細工場に比較的多く、広巾織物の専門工場、及び、小巾、広巾を同時に織っている工場には織物台数も比較的多い傾向がみられる。(第13表)

第13表 調査対象絹人絹織物工場稼働機数別織機の種類別分布

1951年3月 婦人少年局調

機 台 数	総 数	大 巾 の み	小 巾 の み	阿 方
1 0 台 以 下	100	31	45	24
1 1 — 2 0	100	33	24	39
2 1 台 以 上	100	72	9	24

Ⅲ 調査結果の概要

まず、最初に、読者の便宜のために、この調査の結果からみた絹人絹織物工場の女子労働の実情を簡単に記しておこう。

第一部 絹人絹織物工場の女子労働者

雇用労働者20人未満の小規模人絹織物工場の労働力は主として雇用労働者ではあるが、その外に使用者の家族がこれに加わっている。その雇用労働者は女8に対し男2の割合であるが、家族労働者には男子のしめる割合が比較的高く、地域によつては家族労働者は大部分男子を以つてしめている所もある。

これら雇用労働者と家族労働者の職場は異つており、事務、販売、経営、仕上げなどの大半は家族労働者の手中にあり、捻糸、準備、製織、機械保全など現場の仕事が主として雇用労働者の持場である。雇用労働者の中でも女子の仕事は製織と準備工程である。

これら女子労働者の募集は大部分が工場所在県内から、知人、友人などの縁故関係の紹介で行われている。しかし、使用者との接触は直接、親戚や知人の関係であるものは少い。女子労働者の採用条件は概して大工場に比べてゆるやかであり、中学新卒の無経験者を条件とする工場は稀であり、むしろ経験者を条件とする場合の方が多い位である。学歴、配偶関係についてもあまり条件をつけない。

その労働契約は大部分は本人である。

雇用契約期間に期限のあるもの、雇入れの際前借をするものは稀である。

異動は年初の入職、年末の離職が高くなる傾向がみられるが、大工場の様に新規卒業期の入職率が特に高いという傾向はない。異動はつねに女子の方が男子より多いが、他産業と比べると男子も異動率が高い。女子の退職理由の約30%が転職のためであり、紡績、製糸のそれに結婚が多いのと対照的である。

これら小織物工場の女子労働者は大せいの工場と比べて一般に年令の高いものが多い(平均25.4才)が、勤続年数は綿紡績工場のそれよりもむしろ短い位である。(平均1年11月)これは中学の新規卒業生が直接入職するよりは他の工場からの転職や、家庭で家事や家業に従事していたものが必要に応じて就職したものが多いためである。女子労働者の中でも勤続の短いものは準備工程に、比較的長いものは織布工程に配置されている。女子労働者の学歴は年令が一般に高い関係もあり、新制中学より尋常小学校卒業が大きな部分を占めている。

これら小織物工場には寄宿舍の設備がないものが多く、秩父、八王子、谷村などを除く地方では、いずれも住込労働者より通勤労働者の方が多い。住込労働者の多い秩父、八王子、谷村以外の地方には、女子労働者としては既婚者が比較的多く、殊に鯖江、大聖寺は既婚者が圧倒的多数である。

農家出身者は紡績製糸の大工場に比べては少いが、なお40%以上を数える。主たる家計の支持者は父の他に夫である場合が可成多いのが特徴であり、一方、女子労働者自身が主たる家計の支持者となつている場合も相当に多い(12%)のが注目される。

就職の理由は大半が家計補助のためであるが、嫁入仕度のためというのは一般せいの工場に比べて少い。彼女達の大部分は家族6人以上の家の出身であり、彼女等はその2人～3人の稼手の中の1人である。

彼女達の約90%は賃金中から家に金を出しており、しかも70%以上は定期的にこれを行つてゐる。又、女子労働者の約半数は賃金全額を家に渡している。その金額の平均は1951年2月分、2,208円、平均現金給与額の72%に相当する。しかし、扶養家族を持つ女子労働者は全数の13%にすぎず、いずれかと云えば大家族の一員として家計負担の一部に責任を持つてゐるものが大部分である。

第二部 絹人絹織物工場における女子の労働条件

1951年2月分の女子の実労働日数は、平均22日である。2月が旧正月に当るために休業した日数が多い。所定の定休日は大方、毎週又は月4日である。

使用者の回答による所定の労働時間は始業午前7時30分乃至8時、終業は午後4時30分乃至5時が最も多く、平均拘束時間は9時間44分である。

生理休暇について何か定めをしている工場は少いが、これを実際に利用している女子労働者はほとんど全くないと云つてよい。

これら工場の給与体系は比較的単純であるが、大部分が織布工に対して単純出来高払制を採用している。こういう小企業では扶養家族手当もあまり一般的でない。

女子の現金給与額の水準は規模20人以上の製造業の女子の平均の約66%にすぎない。女子労働者の中では織布工は比較的高く、年令は低い準備工は比較的低賃金である。

男女給与額の格差は60%内外であり、大企業に比して開きが少い。給与の地域差も可成大きく、秩父、谷村などは比較的低賃金である。

給食は秩父、谷村、八王子に多く、他の地域では大部分の工場は給食していない。給食している場合、その費用は谷村以外は大体労働者が負担している。

臨時に支給される賞与は大体80%の工場で年1回又は2回、暮又は正月及び盆に実施されているが、小企業の特徴として現物で主として工場の製品が支給される場合が相当多い。約半数の労働者は現金で賞与を支給されているが、その年間平均額は現金給与額の1月分に達しない。

第三部 絹人絹織物工場における女子労働者の保健衛生及び娯楽

年1回の定期健康診断は比較的よく実施されている。労働者が罹病した場合の医療費は約40%が健康保険によるが、労働者自身が負担する場合が相当多く、又、これについて全く考えていない工場が約1/4に達する。

住込労働者が罹病した場合には、特定の医師又は健康保険医にみせるとにしている場合が大部分であるが、病人も健康者も同室におくのが普通である。住込労働者が長期療養を要する場合は家に帰すもの（又は帰つてしまうもの）が大部分である。

女子労働者専用便所はほとんどなく、男女共用が大半をしめ、使用者の家屋内にあつて使用者の家族と共用している場合が40%ある。その手洗の設備の全くないものも可成ある。これら男女共用、又は使用者家族と共用の便所の掃除は大部分が女子労働者の手で行われている。

女子労働者の娯楽設備はほとんどみるべきものがない。その種の行事で使用者の提供する機会は、休日を利用し使用者の家族のレクリエーションでもある。娯楽行事としては体育や教養を加味したものより娯楽本位のものが多い。

第四部 絹人絹織物工場住込女子労働者の生活

米沢、鯖江、大聖寺を除いて一般に住込（又は寄宿）女子労働者より通勤の方が多いのであるが、工場単位にみると、住込労働者がかかえている事業場の方がむしろ多い。その住込人数は1人乃至3人が大半をしめ11人以上住込んでいる場合は稀である。従つて使用者が労働者のために提供する宿泊施設は規模が小さく、特に寄宿舎と云えるものを設けている場合は少く、大体、使用者の家族と同居の住込みの形をとつている。又、寄宿舎を設けている工場でも、別棟に附設するのではなく、作業場内や事務所の二階などを寄宿舎としている。

住込み又は寄宿舎の女子労働者の部屋は大部分男子と同じ棟で、あまり接近した場所にはないが、部屋に内かぎのあるものはほとんどない。

女子労働者の居室の広さは6畳乃至8畳に2人乃至3人が普通で、比較的ゆつくりしている。暖房施設はこたつが最も一般的であるが、寒冷地の多いせいもある。その居室はほとんどが畳敷である。夜具は大方、各人が専用のものを使つている。

住込女子労働者の食事は大部分が使用者の家の炊事場で大半は使用者の家族の分と一緒にそこの主婦の手でつくられ、あるいは使用者の家族と共に、あるいは使用者の家の茶の間やお勝手で食事をとるものが大部分である。

これら住込女子労働者のための専用の浴室などは勿論なく、浴室のある工場では使用者の家族と労働者が共用するのが普通である。足利、八王子、長浜などでは入浴の順序があり、使用者及びその家族、男子労働者、女子労働者及び家事使用人という順位になつているのが最も一般的である。

洗濯場も女子労働者のために特に設備したものは少く、戸外の場合は井戸端、屋内の場合は浴室が多い。

住込み又はそれに近い寄宿舎では労働者の自治組織といえるものはほとんどなく、寄宿舎以外の住居施設には寄宿舎規則の定めもほとんどない。この様な住居形態の下では、労働者自身の自律的協同生活にはほど遠いものが窮え、住込女子労働者はその生活の場が使用者の家族と密接な関係にあるために、使用者の家事を手伝われる場合が多く、家事使用人的性格を負っている。

各 論

第 一 部

絹人絹織物工場の女子労働者

第一章 絹人絹織物工場の労働力構成

——雇用労働者・家族労働者・家内労働者——

男女別労働力構成——職種別労働力構成——

〔雇用労働者・家族労働者・家内労働者〕

調査対象工場としては使用者の家族の労働によつてのみ経営されている企業は除外されているが、雇用労働者20人にみえない小織物工場では相当に使用者の家族が工場の労働に従事しているのが現状である。（第14表）殊に、零細企業の多い谷村では労働者中家族労働者のしめる率が高く、4割以上をしめている。しかし、八王子、大聖寺などはその反対に家族労働者は少い。

第14表 絹人絹織物工場の男女別雇用労働者家族労働者の比率（単位%）

1951年3月 婦人少年局調

府 県 名	計			女			男		
	総 数	雇用者	家 族 労働者	総 数	雇用者	家 族 労働者	総 数	雇用者	家 族 労働者
総 数	100	88.6	11.4	100	92.9	7.1	100	73.1	26.9
米 沢 (山形)	100	83.6	11.4	100	94.7	5.3	100	59.0	41.0
足 利 (栃木)	100	87.5	12.5	100	91.3	8.7	100	72.3	27.7
伊 勢 崎 (群馬)	100	91.5	8.5	100	94.3	5.7	100	86.5	13.5
秩 父 (埼玉)	100	91.6	8.4	100	93.9	6.1	100	79.4	20.6
八 王 子 (東京)	100	95.0	4.0	100	99.0	1.0	100	86.4	13.6
十 日 町 (新潟)	100	90.9	9.1	100	95.6	4.4	100	72.7	27.3
大 聖 寺 (石川)	100	94.2	5.8	100	96.8	3.2	100	77.2	22.7
鯖 江 (福井)	100	84.3	15.7	100	89.1	10.9	100	66.7	33.3
谷 村 (山梨)	100	57.8	42.2	100	71.9	28.1	100	10.6	89.4
長 浜 (滋賀)	100	78.1	21.9	100	85.4	14.6	100	51.2	48.8
丹 後 (京都)	100	91.1	8.9	100	93.0	7.0	100	84.5	15.5

この傾向は男女で異り、女子はどの地方でも大部分（約70乃至90%）が雇用労働者であるが、男子は女子に比べて雇用労働者の割合が低く、殊に谷村の男子労働力はほとんど使用者の家族をもつて構成されている。

これら織物工場の労働力として雇用労働者、家族労働者の他に、工場外で賃織の下請をしている家

内労働者がある。各地方によりその状況は様々であるが、谷村、丹後を除く他の地方では、この様な下請労働者に仕事を出している工場が幾つか（259工場24）ある。しかし、その数は家族労働者に比べてはるかに少い。

Ⅱ 男女別労働力構成

先にのべた家族労働者も含めると、これら小織物工場の労働力は女78.2%、男21.8%（第15表）である。これを雇用労働者だけについてみれば男子の割合は更に低く、谷村などは僅かに4%の男子労働者がいるだけである。しかし、家族労働者については、大体、男女相半ばし、地方によつては、八王子、十日町の様に家族労働者の大部分が男子である場合もある。

第15表 絹人絹織物工場の雇用労働者家族労働者別男女比率（単位%）
1951年3月 婦人少年局調

府 県 名	計			雇 用 者			家 族 勞 働 者		
	総 数	女	男	総 数	女	男	総 数	女	男
総 数	100	78.2	21.8	100	81.2	18.8	100	48.6	51.4
米 沢 (山形)	100	83.0	17.0	100	83.7	11.3	100	38.5	61.5
足 利 (栃木)	100	79.7	20.3	100	83.3	16.7	100	55.1	44.9
伊 勢 崎 (群馬)	100	64.7	35.3	100	66.7	33.3	100	43.5	56.5
秩 父 (埼玉)	100	81.3	18.7	100	83.7	16.3	100	56.3	43.7
八 王 子 (東京)	100	76.5	23.5	100	78.9	21.1	100	20.0	80.0
十 日 町 (新潟)	100	76.2	23.8	100	80.1	19.9	100	28.6	71.4
大 聖 寺 (石川)	100	86.5	13.5	100	89.0	11.0	100	47.4	52.6
鯖 江 (福井)	100	78.6	21.4	100	83.1	16.9	100	54.5	45.5
谷 村 (山梨)	100	77.1	22.9	100	95.8	4.2	100	51.4	48.6
長 浜 (滋賀)	100	78.6	21.4	100	86.0	14.0	100	52.3	47.7
丹 後 (京都)	100	77.5	22.5	100	79.1	20.9	100	60.9	39.1

Ⅲ 職種別労働力構成

絹人絹織物業の小工場の職種は大紡績工場など異つて職種が少く、又、あまり細分化していない場合が多いのであるが、おおよそ分類してみると捻糸工（各種の原糸を繰返、合糸、加捻する工程はこの様な小工場では分業になつていない。）準備工（ごく零細な企業では整経糊付も自分の工場では行われていない）織布工、機械保全工、その他（事務、経営、雑事など）になる。その労働力の配分割合は第16表(イ)の通りで、その半ば以上は製織に、そして約3割が準備工程に用いられている。

第16表 (イ) 絹人絹織物工場の
職種別労働力構成
1951年3月 婦人少年局調

	総 数	雇用労働者	家族労働者
総 数	100%	100%	100%
捻 糸 工	1.8	2.1	0
準 備 工	21.3	28.1	20.6
織 布 工	51.6	55.9	20.9
機 械 保 全 工	7.3	6.7	11.5
そ の 他	12.0	7.2	47.0

第16表 (ロ) 絹人絹織物工場の
職種別労働力構成
1951年3月 婦人少年局調

	総 数	雇用労働者	家族労働者
総 数	100%	88.6%	11.4%
捻 糸 工	100	100	0
準 備 工	100	90.0	10.0
織 布 工	100	84.8	15.2
機 械 保 全 工	100	76.5	23.5
そ の 他	100	11.5	88.5

以上にのべた家族労働者と雇用労働者とはこれらの職場に均等に配置されているのではなく、それぞれ、主要な持場が異つてゐる。雇用労働者の大半は製織と準備にたずさわつてゐるのに対し、家族労働者の約半数は事務、労務、販売その他の仕事に従事している。（第16表イ）これを、職種ととみると、（第16表ロ）捻糸、準備、製織、機械保全など現場は大部分が雇用労働者の持場であり、労務、事務、販売など経営に関する仕事の大半は家族労働者の手中にあるといふことができる。

この様な分業は男女の雇用労働者の間にも自から出来ており、製織はほとんど全部女子労働者の手で行われており、準備工程も大半、女子の仕事である。男子は機械保全、捻糸などの大部分をしめてゐる。（第17表）

第17表 絹人絹織物工場雇用労働者の職種別男女別比率（単位%）
1951年3月 婦人少年局調

職 種 別	実 数			%		
	総 数	女	男	総 数	女	男
総 数	2,086	1,713	373	100	82.0	18.0
捻 糸 工	43	16	27	100	37.2	62.8
準 備 工	589	469	120	100	79.6	20.4
織 布 工	1,163	1,155	8	100	99.3	0.7
機 械 保 全 工	140	15	125	100	10.7	89.3
そ の 他	151	58	93	100	38.4	61.6

註 1) 個人別に賃金台帳など使用者の提供した資料による。

第二章 絹人絹織物工場女子労働者の雇用

——採用——異動——

Ⅰ 女子労働者の採用

イ 募 集

絹人絹織物工場の女子労働者の募集は、一般的な傾向として、一定地域から募集している場合は少い。従つて「身元のはつきりしていること」「寄宿舎設備がないから、近所の人」という様な条件を

第18表 絹人絹織物工場女子労働者の募集地域
1951年3月 婦人少年局調

募 集 地 域	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	239	25	25	20	23	25	25	23	22	21	25	26
特定地域から	31	2	1	6	2			11	6	1		2
一定していない	221	23	24	14	21	18	25	12	16	20	25	23

註 1) 使用者の回答による。

みたす意味で近在から募集している工場が多い。ただ、八王子の工場の中のあるもの（25工場7）だけが山梨県の縁故の世話で女子労働者を雇入れている。（第18表）

第19表 絹人絹織物工場女子労働者の出身府県

1951年3月 婦人少年局調

調査地別	米沢 (山形)	足利 (栃木)	伊勢崎 (群馬)	秩父 (埼玉)	八王子 (東京)	十日町 (新潟)	大聖寺 (石川)	鯖江 (福井)	谷村 (山梨)	長浜 (滋賀)	丹後 (京都)
都道府県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
北海道											
青森県		0.6									
山形県	100	0.6	4.2								
福島県		90.8 6.2	93.1	0.8	0.6						
茨城県				99.2	1.2 1.2 64.8 10.8						
栃木県		0.6				99.4					
群馬県			0.7				99.0 0.5	100	97.3 2.7		5.4
埼玉県		1.2	2.0		19.6 1.2	0.6	0				
千葉県							0.5				
東京都											94.6
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
大分県											
熊本県											
鹿児島県											

註 1) 女子労働者自身の回答による。 2) アンダーラインした数字は工場所在県内出身者の率

従つて、女子労働者の出身地も(第19表)八王子以外は全員又はほとんど全員が、工場所在県内である。「誰の世話で入職したか」に対する彼女らの回答からみても、知人や工場の友達、親族など、大半は縁故関係の紹介によつてゐる。(第20表)

第20表 絹人絹織物工場女子労働者の就職紹介者

1951年3月 婦人少年局調

紹介者		地域別											
		総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	調査人数	1,638	162	164	146	122	169	166	211	174	37	118	169
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
公営工場	共募集の場	1.3	-	1.2	2.1	-	1.2	5.1	0.5	-	2.6	0.9	1.8
職人の友	職業又は連絡員	7.0	4.9	5.6	0.7	5.0	6.2	15.2	9.5	5.3	2.6	9.0	9.0
安定した妹	安人は連絡員	14.2	13.0	19.8	13.7	19.2	28.0	15.8	6.6	10.0	10.9	1.8	15.1
所縁の姉	所縁の姉妹	37.6	40.1	41.4	50.6	54.1	37.8	37.4	18.0	22.9	46.0	40.5	44.0
親族その他	親族その他	6.0	11.7	8.6	4.8	7.5	5.5	10.7	2.8	2.4	-	3.5	4.8
学校の先生	学校の先生	12.3	5.6	7.4	6.8	5.0	14.6	12.0	11.8	14.1	27.0	28.8	15.7
店その他	店その他	0.4	-	-	2.1	-	1.2	-	-	-	-	-	0.6
		0.6	-	4.9	-	-	1.2	-	-	-	-	-	-
		20.6	24.7	11.1	19.2	9.2	4.3	3.8	50.8	45.3	10.9	15.5	9.0

しかし、使用者との関係は親族、知り合いである場合よりも、他人の場合が圧倒的多数である。

(第21表)

第21表 絹人絹織物工場女子労働者の使用者とその統柄

1951年3月 婦人少年局調

地域別 統 柄		総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	調査人数	1,638	162	164	146	122	169	166	211	174	37	118	169
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
親 知 他 そ の 他	戚 い 人 他	6.8	6.2	1.8	5.5	2.6	7.1	6.5	8.2	15.2	5.5	11.6	3.6
	り 合	14.7	17.3	3.7	18.6	10.7	7.1	15.6	13.0	28.0	19.5	11.6	16.7
		77.4	75.9	94.5	74.5	86.7	83.4	76.0	76.9	56.8	75.0	73.2	79.1
		1.1	0.6	-	1.4	-	2.4	1.9	1.9	-	-	3.6	0.6

註 1) 女子労働者自身の回答による。

□ 採用の条件

採用の条件は一般的に云つて、大規模な企業に比べて条件がゆるやかである。例えば、仕事の経験についていえば、その有無を問わない工場が半数以上である。(第22表)しかし、経験あるものに限

第22表 絹人絹織物工場女子労働者の採用条件(経験について)

1951年3月 婦人少年局調

	総 数		米 沢	足 利	伊 勢 崎	秩 父	八 王 子	十 日 町	大 聖 寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
	実数	%											
総 数	工場 259	100	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
経験のあるもの	87	33.7	6	13	8	4	6	5	9	10	13	11	2
経験の有無を問わず	147	56.7	15	11	10	13	16	17	14	15	6	11	17
経験のないもの	25	9.6	4	1	2	6	3	1	-	-	2	3	3

註 1) 使用者の回答による。

るという工場も相当あり、この点、大紡績工場や製糸工場が新卒の無経験者を採用条件としているの

第三章 絹人絹織物工場女子労働者の特性

——年齢——勤続年数——職歴——学歴——通勤と住込——
 配偶関係——家の職業——家庭における経済上の地位——

以上にのべたように、小規模の絹人絹織物工場の女子労働者の採用、募集は大きな繊維工場とは異っており、従つて、その労働者としての性格にも特異なものがある。

Ⅰ 女子労働者の年齢

調査対象工場の女子労働者の平均年齢は、25.4才であり、女子労働者としては可成高い方である。労働者婦人少年局の調査によれば、綿紡績工場の女子労働者の平均年齢は19.6才であり、製糸工場（註1）のそれは19才である。一般に大繊維工場の女子の年齢はこの様に低いのであるが、小織物工場の事情はやや異なるものがある。

年齢階級別にみると、綿紡績工場の女子労働者は60%以上が20才未満であるのに対し、絹人絹織物工場では20才未満は30%に満たず、前者では25才以上は僅か10%であるのに、後者は40%に及んでいる。（第27表及び第6図）又、男子の場合についてみると、絹人絹織物工場には比較的年齢の低いものが多く、女子労働者との年齢の開きが少い。即ち、綿紡績工場では女子19.6才男子30.9才で11才以上の差があるが、絹人絹工場では男子28.5才、女子25.4才で僅か3才の開きである。

第27表 絹人絹織物工場労働者男女別年齢階級別分布

1951年2月 婦人少年局調

年 齢	総 数	女	男
平 均 年 齢	26.0才	25.4才	28.5才
総 数	100%	100%	100%
20才未満			
小 計	29.7	30.7	24.9
18才未満	(15.1)	(15.3)	(13.9)
18—19才	(14.6)	(15.4)	(11.0)
20—24才	27.4	29.3	19.0
25—29才	15.9	16.1	14.7
30—34才	9.3	8.3	13.9
35—39才	6.8	5.7	11.8
40—44才	4.7	4.1	7.8
45—49才	3.3	3.2	3.7
50才以上	2.9	2.6	4.2

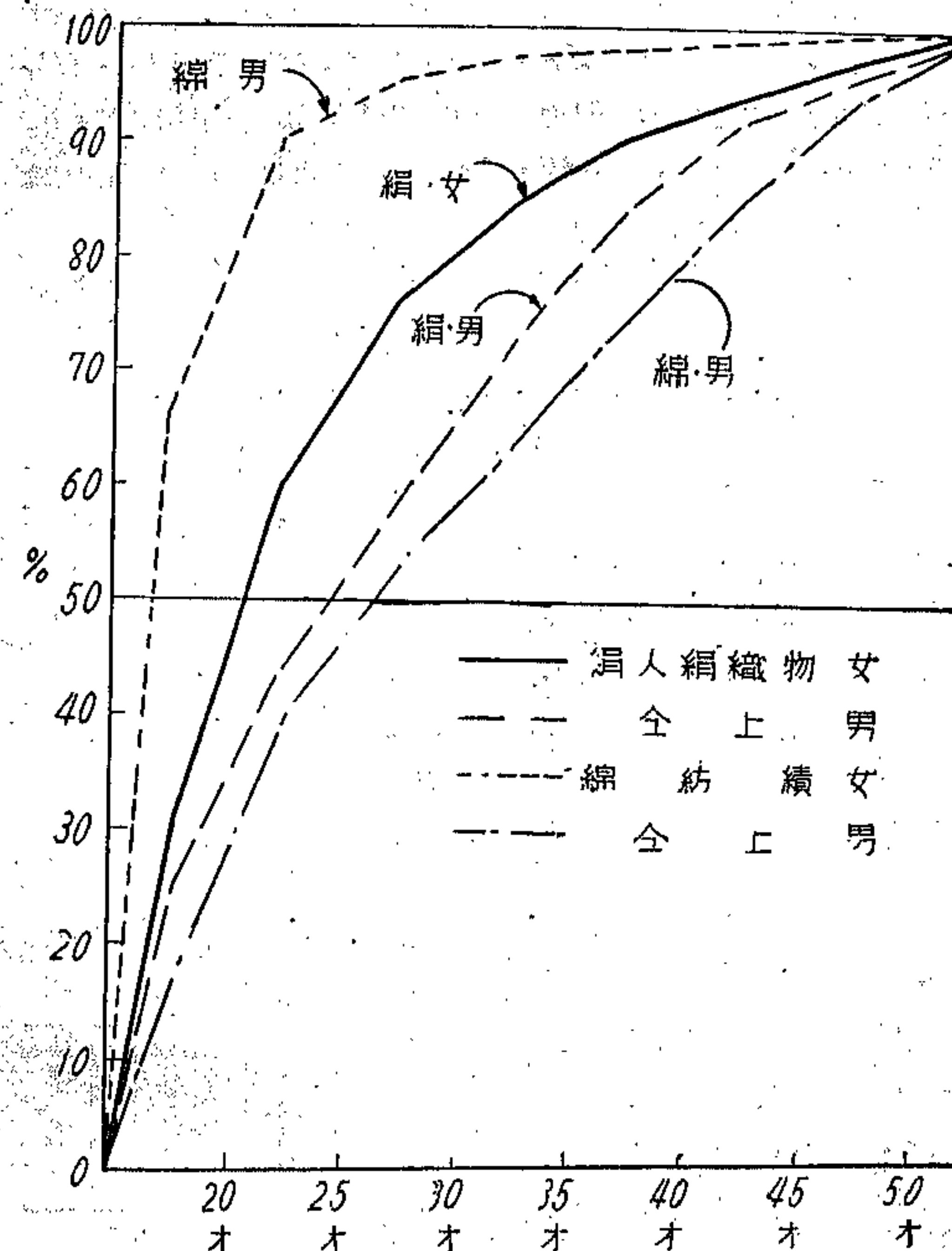
註1) 個人別に調査した結果である。

註1) 綿紡績工場の女子労働者 労働省婦人少年局 1951年11月

註2) 製糸工場の女子労働者 労働省婦人少年局 1948年10月

第6図 絹人絹織物工場の男女別年齢階級別
 累積分布（綿紡績工場との比較）

1951年2月 婦人少年局調



第28表 絹人絹織物工場労働者地域別男女別平均年齢
 （単位：年）¹⁾

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		平 均	年 齢
		女	男
全 平 均	勢 王 日 聖	25.4	28.5
		26.9	26.5
		26.4	31.1
		26.6	32.3
		21.1	26.3
伊 秩 八		21.1	24.2
大 崎 谷 長 丹	町 寺 江 村 浜 後	21.7	26.9
		30.2	28.2
		29.5	28.2
		20.4	28.4
		24.4	28.8

註1) 個人別に調査して平均した結果である。

以上のように女子労働者の年齢は小絹人絹織物工場においては一般に高い方であるが、その平均年齢は地方により相当に開きがある。たとえば鯖江、大聖寺などは高く、それぞれ30.2才、29.5才であるが、秩父、谷村、十日町はこれに比べるとずつと低く、いずれも21才以上である。（第28表）

次に、職種によつて年齢がどう異つてゐるかをみよう。（第29表）最も年齢の低いのは捻糸工であり、最高年齢者は準備工（管巻、整経、繰返）である。織布工はその中間に位する。男子労働者については機械保全及びその他（事務、経営など）が最高であり、準備工には女子とは逆に最年少者がおかれてゐる。

第29表 絹人絹織物工場労働者
職種別男女別平均年令¹⁾

(単位 年)
1951年3月 婦人少年局調

職 種 別	平 均 年 令	
	女	男
全 平 均	25.4	28.5
撚糸工	21.5	23.6
準備工	28.3	26.6
織布工	24.6	27.6
機械保全工	22.5	29.1
その他	21.6	29.9
不明	23.5	41.0

註 1) 個人別に調査して平均した結果である。

第30表 絹人絹織物工場労働者
男女別勤続年数階級別分布¹⁾
1951年3月 婦人少年局調

勤 続 年 数	女	男
平均 勤 続 年 数	1年11月	2年0月
総 数	100	100
5 小 計	93.5	93.6
6 月 未 満	(21.4)	(18.6)
6 月 以 上 1 年 未 満	(22.4)	(19.1)
1 年 以 上 2 年 未 満	(23.6)	(28.8)
2 年 以 上 3 年 未 満	(14.3)	(13.3)
3 年 以 上 4 年 未 満	(7.9)	(9.8)
4 年 以 上 5 年 未 満	(3.9)	(5.0)
5 年 以 上 10 年 未 満	4.0	4.3
10 年 以 上 15 年 未 満	1.8	1.3
15 年 以 上 20 年 未 満	0.6	0.5
20 年 以 上	0.1	0.3

註 1) 個人別に調査した結果である。

第32表 絹人絹織物工場労働者
職種別男女別平均勤続年数¹⁾
(単位 年月)
1951年3月 婦人少年局調

職 種 別	平 均 勤 続 年 数	
	女	男
全 平 均	1 11	2 0
撚糸工	1 0	2 6
準備工	1 9	1 8
織布工	2 1	1 10
機械保全工	1 3	2 2
その他	2 6	2 1
不明	1 3	4 0

註 1) 前掲「絹紡織工場の女子労働者」参照

II 女子労働者の勤続年数

前にふれたように調査対象である小絹人絹織物工場の女子労働者は繊維産業としては比較的年令が高い方であるが、勤続年数の短いことは他の繊維産業と軌を一にするものである。むしろ、綿紡績業などより低い位で平均1年11月(紡績2年3月)¹⁾である。男子も同様に綿紡績業6年6月に対し絹人絹織物では2年で女子とほとんど変わらない。(第30表)

勤続年数階級別分布でみても男女共5年未満が94%であり、2年未満が60%以上をしめているのが注目される。(第30表)

勤続年数は又、地方によつても幾分差があり、大聖寺、十日町は特に長く、これに対して谷村は特に短かく、わずか10月である。伊勢崎、八王子も可成短い方である。又、場所によつて

は、十日町、大聖寺のように男子の方がむしろ勤続の短いところもある。(第31表)

又、労働者のついでに職種によつても勤続年数は異なる傾向がみられる。一般に、女子労働者では織布工が最も長く、男子では撚糸工と機械保全工が長い方である。(第32表)

調査各地の女子の織布工の年令と勤続年数の平均を並列してみると、(第29表)年令の高い地方がづねに勤続が長いわけではなく、小織物工場における女子労働者の年令と勤続年数は必ずしも相関関係が高いとは云えないようである。

第31表 絹人絹織物工場地域別
男女別平均勤続年数¹⁾
(単位 年月)
1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	平 均 勤 続 年 数	
	女	男
全 平 均	1 11	2 0
米足伊勢八王	2 7	3 0
沢利崎父子	1 3	1 9
伊勢崎	1 2	1 8
秩父	2 2	2 10
八王子	1 3	1 4
十日町	2 8	1 11
大聖寺	2 5	1 6
鯖江	1 9	2 5
谷村	0 10	-
長浜	1 8	2 2
丹後	2 2	2 3

註 1) 個人別に調査した結果である。

第33表 絹人絹織物工場女子織
布工の平均年令と勤続年数¹⁾
1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	年 令	勤 続 年 数
米足伊勢八王	16.9	2 : 7
沢利崎父子	26.4	1 : 3
伊勢崎	26.6	1 : 2
秩父	21.1	2 : 2
八王子	21.1	1 : 3
十日町	21.7	2 : 8
大聖寺	30.2	2 : 5
鯖江	29.5	1 : 9
谷村	20.4	0 : 10
長浜	24.4	1 : 8
丹後	24.4	2 2

第34表 絹人絹織物工場女子労働者の前職歴¹⁾
1951年3月 婦人少年局調

地域別 就職前の職種別	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
学校に行っていた	16.3	19.7	12.3	15.9	30.8	12.5	22.5	8.2	11.0	10.7	17.1	20.2
家業(のらしどと)の手伝い	29.6	22.8	22.8	26.2	32.4	39.9	24.5	31.5	37.0	46.0	34.2	21.4
よそで女中をしていた	0.9	1.3	2.6	0.7	0.8	-	2.5	0.4	-	-	-	0.6
ほかの織物工場で働いていた	20.0	32.1	31.5	32.4	22.5	31.0	30.0	23.4	26.5	27.0	29.8	39.9
織物以外の工場で働いていた	8.4	7.4	9.9	2.8	8.4	14.5	11.8	7.4	7.4	8.3	4.5	10.7
家で子守や勝手の手伝い	5.2	7.4	12.3	6.2	3.4	0.5	1.9	1.4	10.7	2.7	4.5	4.7
その他	9.6	9.3	8.6	15.8	1.7	1.6	6.8	27.7	7.4	5.3	9.9	2.5

註 1) 女子労働者の回答による。

第35表 綿紡績女子労働者の前歴¹⁾
1951年3月 婦人少年局調

就 職 前 の 仕 事	回答数	%
総 数	5,003	100
学校に行っていた	2,020	40.3
家業のてつだい	1,058	21.1
よそで女中をしていた	171	3.4
ほかの紡績工場で働いていた	366	7.2
紡績以外の工場で働いていた	488	9.6
家で子守やおかつのてつだい	639	12.7
その他	263	5.2
無 記 入	66	-

註 1) 前掲「製糸工場の女子労働者」及び「綿紡績工場の女子労働者」参照

註 2) 前掲「綿紡績工場女子労働者」

III 女子労働者の職歴

前にのべたように小織物工場の女子労働者の勤続は一般に短いかかわらず、年齢は必ずしも高くない。これは、新規卒業生が直ぐにその工場に就職するという場合は少く、他の工場、他の織物工場から転職したものや(合計28.4%)家で家業や家事にたずさわっていたもの(合計34.8%)がむしろ多いのである。紡績、製糸の大工場に、新規卒業生がなかなかいくのと対照的な現象である。(第二章参照)(第34表)(第35表)

IV 女子労働者の学歴

これらの工場の労働者は男女を問わず、高等学校又は尋常小学校の卒業生が大半であるが、特に女子は尋常小学校卒業生が最大多数である。この点、綿紡績工場の女子労働者よりも学歴は低い。年令の高いものが比較的多いため、新制度の中学卒業生が少いことも影響はしていると思われる。

第36表 絹人絹織物工場労働者の男女別学歴

1951年3月 婦人少年局調

性別	調査地別		総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
	学歴別													
女	総数		% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
	尋常	小	42.6	45.6	59.0	36.4	33.8	39.1	46.4	40.5	54.2	30.9	37.3	32.3
	高	学	41.7	39.1	20.5	43.7	46.8	39.1	42.1	53.7	36.3	45.5	44.5	48.3
	新	制	13.2	10.9	15.3	16.6	18.7	19.5	11.5	3.3	7.4	21.3	16.5	16.6
	旧	中	2.1	4.4	2.9	2.0	0.7	2.3	-	2.5	1.6	2.3	1.7	2.3
	新	制	0.1	-	-	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧専又は旧制高校 旧制大学 その他		- 0.3	- -	- 2.3	- -	- -	- -	- -	- -	- 0.5	- -	- -	- -
男	総数		% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
	尋常	小	20.5	28.0	43.8	8.4	29.2	17.0	23.6	11.4	21.1	-	10.5	23.9
	高	学	48.1	32.0	21.8	47.2	45.8	42.4	60.6	60.0	44.8	-	68.5	58.7
	新	制	15.7	28.0	15.6	12.5	20.8	25.5	13.2	14.3	15.8	-	-	10.8
	旧	中	9.3	8.0	9.3	13.9	4.2	8.5	2.6	14.3	13.1	-	15.8	2.2
	新	制	1.5	-	-	4.2	-	2.2	-	-	2.6	-	-	2.2
	旧専又は旧制高校 旧制大学 その他		2.9 1.2 0.8	- - 4.0	3.1 6.4 -	9.6 2.8 1.4	- - -	2.2 2.2 -	- - -	- - -	- - 2.6	- - -	5.2 - -	2.2 - -

註 1) 個人別調査による。

V 女子労働者の通勤と住込み

小規模の絹人絹織物工場が、他の大繊維工場と異う一つの特色は、後にのべるように一般に、いわゆる寄宿舎の設備のないことである。従つて、家をはなれてきている労働者は、使用者の家庭又は工場の内に住込むという形をとることになる。このような住込み労働者の割合は、地方地方で非常に大きな差がある。(第37表)たとえば、秩父、八王子、谷村などは大半が住込みであるが、大聖寺、鯖江

第37表 絹人絹織物工場労働者男女別通勤住込別割合

1951年3月 婦人少年局調

府 県 名	総 数			女			男		
	総 数	通 勤	住 込	総 数	通 勤	住 込	総 数	通 勤	住 込
総 数	100	72.3	27.7	100	99.9	30.1	100	82.9	17.1
米 沢	100	85.2	14.8	100	88.3	11.7	100	60.9	39.1
伊 勢 崎	100	80.8	19.2	100	80.5	19.5	100	82.4	17.6
秩 父	100	83.4	16.6	100	79.5	20.5	100	91.6	8.4
八 王 子	100	34.3	65.7	100	28.1	71.9	100	66.7	33.3
十 日 町	100	32.6	67.4	100	27.7	72.3	100	51.0	49.0
大 聖 寺	100	63.3	36.7	100	57.1	42.9	100	90.0	10.0
鯖 江	100	97.7	2.3	100	98.5	1.5	100	91.2	8.8
谷 村	100	92.3	7.7	100	92.8	7.2	100	90.0	10.0
長 浜	100	10.6	89.4	100	6.7	93.3	100	100.0	0
丹 後	100	70.7	29.3	100	66.4	33.6	100	92.3	7.7
丹 後	100	77.4	22.6	100	72.2	27.8	100	93.0	7.0

註 1) 個人別調査による。

などの北陸沿岸地方を筆頭に大部分の調査地では、女子労働者のほとんどが通勤である。しかし、男

註 1) 本書第四部参照

子と比較すれば一般に女子の方に住込みが多い。もつとも大聖寺、鯖江、米沢など全般に住込労働者の多い地方には、むしろ男子の住込者が多いのがみられる。

VI 女子労働者の配偶関係

大企業の製糸、紡績工場では女子労働者の9割以上が未婚者であるが、絹人絹の中小企業では、土地によつては反対に大部分が既婚者の所もある。大聖寺、鯖江などの北陸地帯がそうであり、その地方の風習として、姑が留守居をし、嫁が機場に出るのが普通のこととされている。一方、谷村を筆頭に秩父、八王子など住込みの多い地方は未婚の女子が圧倒的多数である。その他の地方でも、未婚者の多いが、大紡績工場などに比べればその割合は低い。(第38表)

第38表 絹人絹織物工場女子労働者の地域別配偶関係別割合 (単位 %)

1951年3月 婦人少年局調

配偶関係別		総 数	未 婚	有 夫	死別又は離別
調査地別					
総	数	100	65.6	25.4	9.0
米足伊勢八 勢王	沢利崎父子	100	59.9	30.2	9.9
		100	62.1	27.0	10.9
		100	65.6	19.5	14.9
		100	92.0	5.1	2.9
		100	93.3	3.9	2.8
十大鯖谷長 日聖丹	町寺江村浜後	100	93.2	6.7	3.1
		100	29.7	54.4	15.9
		100	25.2	61.0	13.8
		100	100.0	-	-
		100	82.2	7.9	9.9
		100	77.2	18.2	4.6

註 1) 女子労働者の回答による。

VII 女子労働者の家の職業

これらの女子労働者の約4割は農家出身者である。(第39表)谷村、十日町などは特に農家出身者が多く、米沢、足利、秩父などは少い方である。

第39表 絹人絹織物工場女子労働者の家の主稼働者の職業

1951年3月 婦人少年局調

家業別	地域別												
	総 数	米 沢	足 利	伊 勢 崎	秩 父	八 王 子	十 日 町	大 聖 寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後	丹 後
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自分が働いている	11.9	15.4	17.3	15.5	4.3	6.0	2.6	13.3	17.3	6.3	13.0	13.4	13.4
農 業	43.0	19.1	21.0	20.5	51.0	56.0	72.5	41.0	40.2	65.6	57.5	52.5	52.5
商 業	5.5	6.3	10.5	5.6	9.5	4.2	0.7	5.5	8.7	-	1.8	3.2	3.2
工 業	14.2	24.0	22.8	19.8	1.8	13.8	6.5	11.4	13.4	6.2	11.1	10.9	10.9
一 般 事 務	3.0	5.6	5.0	5.6	3.4	1.2	0.7	3.5	3.5	-	1.8	-	-
日 所	1.2	-	1.1	-	0.9	-	-	-	4.5	3.1	-	4.3	4.3
の 他	21.2	29.6	22.3	33.0	23.1	18.8	17.0	25.3	12.4	18.8	14.8	15.7	15.7

註 1) 女子労働者の「家族中主になつて働いている人の職業」についての回答による。

VIII 家 族 数

小規模の絹人絹スフ織物工場の女子労働者は大紡績工場程、大家族の出身者は多くはないが、半数

註 1) 労働省婦人少年局、絹紡績工場の女子労働者

以上が6人以上の家族の一員である。(第40表)

第40表 絹人絹織物工場女子労働者の家族数別割合 (単位 %)

1951年3月 婦人少年局調

家族数	総数	自分1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人以上
比率	100	1.4	6.8	9.3	13.1	15.3	16.4	12.5	11.3	6.6	4.0	3.2

註 1) 女子労働者の回答による。

中でも6人が最も多く、5人、4人、7人、8人の順が多い。

Ⅴ 女子労働者の家庭における経済上の地位

上に述べてきたように、小規模の絹人絹スフ織物工場の女子労働者は大企業の製糸、紡績工場の女子労働者と異つて、年令も比較的高いものが多く、未婚者の割合は比較的少ない。そして工場所在県内出身者が大部分をしめている。このような女子労働者の労働が、彼女の家庭に経済上どの様な意義を持つていであろうか。家計を支持するものは誰か、家に出している金額は賃金に対してどの位の割合をしめているか、扶養家族数はどの位あるか、などの点からこの問題を分析してみよう。

イ 家計の支持者

主たる家計の支持者(第41表)として最も多いのは、父で43%であるが、夫も23%で可成多く、この点が紡績工場などと幾分異つており、既婚者の比較的多い事の一面を示している。しかし、いづれもこれらの場合は女子労働者の労働は家計の補助の意味を持つていものである。一方女子労働者自身が家計を主になつて支えている場合は12%あり、綿紡績工場の4%に比較したら高い方である。

第41表 絹人絹織物工場女子労働者の家計支持者 (単位 %)

1951年3月 婦人少年局調

	総数	自分	夫	父	母	兄弟	姉妹	その他
実数	1,598	203	299	702	135	203	26	30
比率	100	12.4	23.2	42.9	5.7	12.4	1.6	1.8

註) 女子労働者中回答したものについて集計した結果である。

ロ 就職の理由

これら女子労働者の大部分が家計補助的に働いていいるということは、就職の理由にもはつきり現われており、約60%が「家を助けるため」に働きに出ており、「独立して生活するため」は5.6%にすぎない。「嫁入りの仕度をするため」というのが綿紡績工場に比べると少ないのも注目される。それは未婚、既婚の多少にかかわらず、地方による差が小さい。(第42表)

註 1) 前掲「綿紡績工場的女子労働者」
註 2) 前掲「綿紡績工場的女子労働者」

第42表 絹人絹織物工場女子労働者の就職理由

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
就職理由別	総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
家を助けるため	64.0	78.4	66.4	62.8	41.2	52.5	69.5	66.9	69.9	66.5	53.8	65.6
嫁入りの仕度をするため	12.7	4.9	15.4	11.8	28.6	15.4	5.8	10.4	15.7	13.9	17.9	7.9
家にいてもすることがない	7.7	1.5	6.1	10.3	8.4	11.5	8.2	11.4	4.6	5.6	9.4	6.7
独立して生活するため	5.6	6.1	3.7	4.8	10.9	9.0	3.2	4.0	6.4	5.6	6.7	3.6
手に職をつけるため	6.0	3.6	8.4	5.5	9.2	9.0	1.9	2.9	1.1	8.4	9.4	10.9
其 の 他	4.0	5.5	-	4.8	1.7	2.6	11.4	4.4	2.3	-	2.8	4.3

註 1) 女子労働者の回答による。

ハ 働いている家族の数

これら女子労働者の大部分は主たる家計の支持者でないことは前にふれた通りであるが、彼女が家族の中で唯一の稼ぎ手である場合は一層稀である。最も多いのは家族の中で2人の稼手の1人として働いていいる場合であり、3人の中の1人である場合がこれに次ぐ。(第43表) 綿紡績工場の場合と比して稼ぎ手の人数が少ないことが注目される。その家計に対する経済上の負担額と総合してその責任の大きさを考察してみよう。

ニ 賃金中家に出す金額

定期的に家に金を出しているか如何かについての女子労働者の回答をみると(第44表)定期的にを出しているものが約75%で圧倒的に多い。殊に既婚者の多い大聖寺、鯖江はほとんど大部分が定期的に家に金を出している。

第44表 絹人絹織物工場女子労働者の家に対する経済負担
1951年3月 婦人少年局調

調査地別	総数	定期的に出す	定期的に出さない
総数	%	%	%
米沢	100	94.5	5.5
足利	100	80.2	19.8
伊勢崎	100	83.1	16.9
秩父	100	49.1	50.9
八王子	100	57.8	42.2
十日町	100	87.2	12.8
大聖寺	100	92.8	7.2
鯖江	100	92.5	7.5
谷村	100	46.9	53.1
長浜	100	78.6	21.4
丹後	100	81.1	18.9

註 1) 女子労働者の回答による。

定期的賃金の一部

又は全部を

家に入れて

いるものの

大部分は家

を助けるた

めに働きに

でていいるも

のである。

これに対し

に

に

第43表 絹人絹織物工場女子労働者の家族中の働いていいる人数

働いていいる人数	絹人絹織物工場	綿紡績工場
総数	%	%
自分1人	8.7	2.3
2人	33.1	15.3
3人	27.4	36.1
4人	17.9	26.5
5人	7.7	16.5
6人	3.0	8.5
7人	1.3	2.9
8人	0.6	1.3
9人	0	0.4
10人	0.1	0.2
11人以上	0.1	0.2

註 1) 労働省婦人少年局調

第45表 絹人絹織物工場女子労働者の就職理由別経済負担
1951年3月 婦人少年局調

家に出す金額	総数	定期的に出す	定期的に出さない
就職理由別	%	%	%
家を助けるため	64.0	74.5	20.2
嫁入りの仕度をするため	12.9	7.0	37.6
家にいてもすることがない	7.7	5.6	16.6
独立して生活するため	5.3	3.6	12.5
手に職をつけるため	6.2	5.3	10.0
其 の 他	3.9	4.0	3.1

て不定期のものは、嫁入仕度のために働きに出ているものが筆頭である。(第45表)

しかし、定期的に家に金を入れていないものでも、全然出さないものはその半数にみえず、「貯金しておいて出す」か「お金がよけいに入つた時は出す」と答えているものの方がやや多いのである。(第46表) 従つて、全女子労働者の中で、全く、家に経済的に寄与していないものは僅かに8%にすぎないのである。

次に、金額からみて彼女らはどの位、家に寄与しているであろうか。(第47表) 調査前月(1951年2月)についての回答によると、平均2,308円であり、当時の平均現金給与額3,265円の72%に相当し、家への出費額2,500円以上のものが入金

第47表 絹人絹織物工場の女子労働者の家に出す金額

1951年2月 婦人少年局調	
金 額	%
総 数	100
500円未満	1.7
1,000円未満	4.6
1,500円未満	13.5
2,000円未満	10.9
2,500円未満	21.6
3,000円未満	17.3
3,500円未満	15.8
4,000円未満	9.0
4,000円以上	6.4

第48表 絹人絹織物工場女子労働者の家に出す金額の賃金に対する割合

1951年2月 婦人少年局調		
賃金中の 送金額率	%	平均送金額
総 数	100	2,308円
100%	48.2	2,831
80%~99%	12.0	2,658
60%~79%	8.8	1,875
40%~59%	8.7	1,391
20%~39%	4.3	943
1%~19%	1.5	350
0	16.5	0

註1) 女子労働者の回答による。

第46表 絹人絹織物工場女子労働者中定期的に家に金を出さないものの内訳

1951年3月 婦人少年局調				
送金別	総 数	貯金して 時々出す	お金がよ けい入つ た時出す	ちつとも 出さない
総 数	100	24.2	30.6	45.2

したものの総数の7割をしめている。

次に、家への出費が賃金の何%に当るものが多いかをみると、(第48表)

賃金の全額を家に渡すものが、実に48%を超えており、その額の平均は2,831円である。これを含め、賃金の80%以上を家に出しているものが70%に及んでいるのである。その反面、全然、家に出さなかつたものは僅か16.5%にすぎず、大部分のものが家計に対し、幾ばくかの寄与をしていることを如実に語っている。大紡績工場の女子労働者はこれら小企業よりも賃金は比較的高

いにかかわらず、当時(1951年3月)その家への送金額の平均は1,989円で比較的低く、全く送金しないもの40%余を数える。これは、寄宿舎で一応女子労働者が自活している場合である。これに対し、小機業地の女子労働者の多くは家から通勤しており、一家の家計の消費者の一人であるところにこのような差が生れたものであろう。

ホ 扶 養 家 族

このような小規模の絹人絹織物工場の女子労働者は、家計補助的な労働をしているものが多い関係上必然的に扶養家族を持つているものは少ないはずである。(第49表) しかし、他の繊維産業に比べるとずつと多く約19%が扶養家族を持つており、平均扶養家族数0.3人である。これに対し、男子は約52%が扶養家族を持ち、平均扶養家族1.5人である。(第50表)

註1) 1949年11月労働統計調査部の調査によると製造業の女子は9.2%が扶養家族を持つている。

第49表 絹人絹織物工場労働者の男女別、扶養家族数別分布
1951年3月 婦人少年局調

性 別	調査地別 扶養家族数別	総 数
女	平均扶養家族数	0.3人
	総 人 数	100%
	0 人	86.8
	1 人	5.8
	2 人	3.0
	3 人	2.4
	4 人	1.5
	5 人	0.2
男	6人以上	0.3
	平均扶養家族数	1.5人
	総 人 数	100%
	0 人	47.4
	1 人	10.3
	2 人	11.8
	3 人	14.3
	4 人	8.0
	5 人	4.5
	6人以上	3.7

註1) 個人別調査による。

第50表 絹人絹織物工場女子労働者の地域別平均扶養家族数及び扶養家族の有無別分布
1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	平均扶養 家族数	総 数	扶養家族あり	扶養家族なし
総 数	人	%	%	%
米 沢	0.3	100	13.2	86.8
足 利	0.4	100	22.1	77.9
伊 勢	0.5	100	19.9	80.1
秩 父	2.2	100	17.3	82.7
八 王 子	0.1	100	3.6	96.4
十 日 町	0.1	100	3.9	96.1
大 聖 寺	0.1	100	4.9	95.1
鯖 江	0.2	100	14.0	86.0
谷 村	0.6	100	29.1	70.9
長 浜	0.2	100	4.7	95.3
丹 後	0.2	100	14.0	86.0
丹 後	0.04	100	3.3	96.7

第 二 部

絹人絹織物工場における女子の労働条件

第一章 絹、人絹織物工場女子労働者の労働時間

—労働日数—労働時間—生理休暇—

I 労働日数

絹人絹織物工場の調査期前月、1951年2月の実働日数は、事業場の回答によれば、約半数は24日で最高をしめ、26日、25日がこれにつぐ。(第51表)但し、2月は場所によると旧暦の正月で休業している工場がある。

第51表 絹人絹織物工場の労働日数別分布

1951年2月 婦人少年局調

地域別	労働日数	総計	23日未満	23日	24日	25日	26日	27日	28日
総計	計(%)	100	10.9	7.7	53.6	11.7	13.7	2.0	0.4
総計	計(実数)	248	27	19	133	29	34	5	1
米足伊勢八	沢利崎父子	25	-	-	6	4	14	1	-
米足伊勢八	沢利崎父子	25	1	-	24	-	-	-	-
米足伊勢八	沢利崎父子	25	1	3	17	3	1	-	-
米足伊勢八	沢利崎父子	22	-	-	10	8	3	1	-
米足伊勢八	沢利崎父子	19	-	-	14	1	2	1	1
十日町	寺江村浜	21	1	3	6	7	2	2	-
十日町	寺江村浜	25	13	4	7	1	-	-	-
十日町	寺江村浜	21	5	6	8	2	-	-	-
十日町	寺江村浜	19	2	-	5	1	11	-	-
十日町	寺江村浜	24	2	2	17	2	1	-	-
十日町	寺江村浜	22	2	1	19	-	-	-	-

註 1) 労働日数不明の工場を除く。
使用者の回答による。

査の同時期の結果をみると、女子の平均実働日数は全産業、製造業とも23日である。

調査対象となつた絹人絹織物工場の大部分(76.7%)は大工場と同様、週休制をとつてはいる。

休日の実情を女子労働者自身に質問して得た回答は、1951年2月中の休日数4日又はそれ以上が大部分(62.2%)である。

これは女子労働者自身に質問して得た回答からみても大体、同様に25日未満が大部分(71%)をしめる。(第52表)各人の月間労働日数の平均は22日であるが、これは地方により、工場によつて相当開きがみられる。即ち、実働日数の最も多い地方は谷村(25日)、足利(24日)、十日町(24日)などであり、鯖江、丹後は特に少ない方である。(第52表)、参考までに毎月勤労統計調

第52表 絹人絹織物工場女子労働者の地域別労働日数分布平均労働日数

1951年2月 婦人少年局調

地域別	労働日数	平均労働日数	総数	5日未満	10日未満	15日未満	20日未満	25日未満	25日以上
総計	数	22	100	1.8	0.7	2.4	5.7	60.4	29.0
米足伊勢八	沢利崎父子	23	100	-	0.6	2.6	6.4	67.3	23.1
米足伊勢八	沢利崎父子	24	100	2.5	-	2.5	5.5	39.9	49.7
米足伊勢八	沢利崎父子	23	100	1.4	2.1	2.1	6.9	66.7	20.8
米足伊勢八	沢利崎父子	23	100	1.7	-	-	1.7	47.1	49.6
米足伊勢八	沢利崎父子	22	100	3.0	-	1.2	0.6	83.0	7.1
十日町	寺江村浜	24	100	0.6	0.6	-	-	73.0	25.8
十日町	寺江村浜	21	100	4.8	0.5	3.4	5.3	39.1	46.9
十日町	寺江村浜	20	100	1.2	1.7	6.4	20.8	69.9	-
十日町	寺江村浜	25	100	-	-	-	-	14.3	85.7
十日町	寺江村浜	23	100	0.9	-	5.3	3.5	67.3	23.0
十日町	寺江村浜	20	100	1.3	1.3	1.3	5.1	59.2	31.8

註 1) 女子労働者の回答による。

II 労働時間

この調査対象となつた絹人絹織物工場で始業、終業の時刻についてどのようなきまりになつてゐるかを、女子労働者の回答によつてみると第53表及び第54表の通りである。

第54表 絹人絹織物工場女子労働者の所定終業時刻

1951年3月 婦人少年局調

総数	100%
午前6時以前	1.9
// 6時30分	1.3
// 7時	20.7
// 7時30分	27.6
// 8時	44.5
// 8時30分	2.6
// 9時	0.8
// 9時30分	0.6

註 女子労働者の回答による。

第53表 絹人絹織物工場女子労働者の所定始業時刻

1951年3月 婦人少年局調

総数	100%
午後4時以前	3.7
// 4時30分	3.0
// 5時	38.8
// 5時30分	13.8
// 6時	28.0
// 6時30分	5.8
// 7時	5.0
// 7時30分	1.1
// 8時	0.5
// 8時1分以後	0.3

註 女子労働者の回答による。

これによると、始業は午前7時30分乃至8時までが最高で、8時より遅い場合や、6時30分より早い工場は非常に少い。終業は午後4時30分乃至5時が最も多く、大部分(約90%)は午後6時までに終業することになつてゐる。

使用者の回答によると、絹人絹織物工場の平均拘束時間は9時間44分である。

休憩時間は昼食時1日1回というのが最大多数であるが、昼の他に午前、午後1回で都合3回休憩する工場、昼と午後と2回休憩する工場も相当ある。(第55表)

第55表 絹人絹織物工場所定休憩時間の配置

1951年3月 婦人少年局調

	総数	工場	米足伊勢八	沢利崎父子	十日町	寺江村浜	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	259	100	25	25	20	23	25	25	23	25
昼食のみ	175	63.0	24	16	12	21	22	21	24	7
昼食と午前一回	3	1.2								3
昼食と午後一回	34	13.3		9	6	3	2			10
昼食と午前午後一回	41	15.9	1			22	1	1	1	15
適当なとき	3	1.2			2					1
交替制不明	1	0.4						1		
	2					1				

註 使用者の回答による。

1日の休憩時間数は1時間乃至1時間30分未満が普通である。(第56表)

第56表 絹人絹織物工場の休憩時間数

1951年3月 婦人少年局調

休憩時間	総数	30分未満	30分～ 45分未満	45分～ 1時未満	1時～ 1.5時未満	1.5時～ 2時未満	2時間以上
総数	100%	-	4.3	4.3	76.5	8.3	6.6

註 使用者の回答による。

Ⅱ 生理休暇

生理休暇については、調査した259の織物工場の中、一応何か規定している所は僅か64(25%)工場にすぎず、大部分(75%)は生理休暇について全く何も定めていない。これらの生理休暇の規定は大多数は就業規則中にきめられているが、有給の定めをしている工場は約2割(64中13工場)である。しかし、これら生理休暇の定めのある工場でも、実際に労働者の利用はほとんどないと答えている使用者が多い。

第57表 絹人絹織物工場の生理休暇に関する規定の有無

1951年3月 婦人少年局調

	総数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
	工場	%	工場	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
総数	259	100	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22
規定なし	192	75.0	23	20	17	21	18	10	6	21	21	18	17
規定あり	64	25.0	2	5	3	2	7	13	17	4		6	5
不明	3							2				1	

註 使用者の回答による。

第二章 絹人絹織物工場女子労働者の給与

——給与制度——現金給与額——手取現金給与額——食事の給与——賞与——

Ⅰ 給与制度

イ 給与に関する規定

小規模の絹人絹織物工場では、特に賃金に関して別則を以て具体的なことをきめている場合は少い。調査の結果では、対象259工場中62(24%)工場が給与規則を持つていたにすぎない。たとえば、就業規則中の給与という章に「従業員の給与に関する事項は別に定める規定による。」とうたつてありながら、別に給与規定を作成してない場合も相当にみられる。又、就業規則中に給与に関する項目が掲げられてあつても、形式的で具体的な内容を示していないのが普通である。たとえば、足利K織物工場の就業規則には給与について次の様な二項があげてある。

第22条 従業員の給与は基本給手当とする。

第23条 給料は日給として毎月1回30日に支払うものとする。

又、八王子M織物工場の就業規則中の給与に関する章は、

第3条 所定就業時間に対する給与は月給、日給、時給を以て夫々の能力と生産成績及び経験等に基づいて決定す

る。

第4条 賃金計算期間については自毎1日乃至同月末月間毎月末払とする。

第5条 臨時に支払われる賃金賞与その他の給与についてはその限りでない。

第6条 昇給については一定の規定を定めず、経験と成績とにより臨時昇給を行う。

第7条 既往の労働に対する賃金は従業員の請求があれば出産疾病災害その他非常の場合には何時でも支払うことができる。

となつており、給与額、決定、計算の方法などについては、なんら明記していない。就業規則中においてとまれている賃金に関する規定はいずれもこれらと大同小異である。

賃金に関する規定を特に作成している工場でも、その内容は大企業のそれと比べるとずっと簡単である。次の足利O織物工場のそれなどは比較的とのつている方である。

O工場賃金規則

第1条 就業規則第11条に定める従業員の賃金はこの規則に定めるところにより支給する。

第2条 従業員には基本給料奨励加給金賞与を支給する。

尚前項の給与の外臨時給与を支給することがある。

第3条 従業員の賃金は通貨で直接従業員にその金額を支払う。健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料及勤労所得税を控除する。

第4条 1日の所定実働時間は8時間とする。

第5条 基本給料及奨励加給金は前月21日より其の月の20日を以て締切り其の支払では毎月25日行う。

賃金支払日が休日にあたる時は翌日に支払う。

第6条 従業員が出産疾病災害若しくはやむを得ない事由により1週間以上に亘り帰郷する時や結婚葬儀に際し其の費用にあてるために請求する場合に於ては支払期日前であつても既往の労働に対する賃金を支払う。

第7条 従業員の死亡又は退職の場合に於て権利者の請求があつた場合に於ては7日以内に賃金を支払う。

第8条 従業員の基本給料は時給単位で支給し1日につき実働時間3時間に対する其の最低額は下の通りとする。

日給者基本給料の日額

年令	満14才以上 18才まで	16才～25才	25才～30才	30才以上
金額	円 30	円 35	円 37	円 38

出来高払の者に対する保証日額

年令	満14才～ 18才	16才～25才	25才～30才	30才以上
金額	円 30	円 35	円 37	円 38

第9条 1日の実働時間が8時間を超える場合は基本給料に第12条の時間外手当を加算した額を日給者にして1日の実働時間が8時間に満たない場合は其の不足する時間1時間につき基本給料の時間割額を減じた額を支給する。

第10条 就業規則第9条の休日就業した場合はその実働時間に付基本給料に第12条の手当を加算したものを支給する。

第11条 業務上負傷し又疾病にかかり若しくは工場の都合により所定労働時間に満たない就業をした場合には所定労働時間就業したものととして賃金を支給する。

第12条 手当は下の通りとする。

名 称	額又は率	給 料 条 件
休 業 手 当	平均賃金の 6割	工場の責に帰すべき事由により時給者の休業に対し休業期間中。
早出残業手当	2割5分	早出残業1時間につき時間割額を基準とする。
休日出勤手当	2割5分	就業規則第9条の休日に出勤した場合其の1時間につき基本給料の時間割額を基準とする。
深夜業手当	2割5分	午後10時から午前5時（労働大臣に於て必要であると認める場合に於てはその定める地域又は期間について午後11時から午前5時）迄の間に於て就業した場合その時間内に於ける実働時間1時間につき。

第13条 奨励加給金は別に定める奨励加給金規定により支給する。

第14条 賞与は事業の成績により1月及8月の2回之を支給する。

賞与の額は支給の都度之を定める。

第15条 就業規則第18条の有給休暇に対しては平均賃金を支払う。

奨励加給金規定

第1条 従業員に対してこの規定の定めるところにより奨励加給金として精勤賞及能率給並に通勤手当を支給することがある。

第2条 精勤賞を左の通り定める。

1ヶ月皆勤者に対する月額 平均日額の2日分

1ヶ月につき欠勤1日の者に対する月額 平均日額の1日分

第3条 製織工に対しては能率給を支給する事がある。

第4条 能率給は毎賃金計算期間に於ける各人の織上足数に品種別の1疋当りの能率給単価を乗じて算定する。

第5条 能率給品種別の単価は製織品の粗織難易等により従業員と協議の上決定する。

従業員昇給規定

第1条 昇給は昇給資格を有する者の基本給料等について毎年1月31日及7月31日に之を行う。

第2条 昇給調査期日は昇給期日の前月31日とする。

第3条 前昇給に於ける昇給調査期日に現在したものを以て昇給資格者とする。但、前昇給調査期日以後就業せる者については、当該調査期日迄に3ヶ月経過した者を昇給資格者とする。

第4条 前条本文の資格者にして昇給調査日前6ヶ月間に欠勤30日（前条但し書の資格者については15日）を超えたものは該当期に限つて昇給しないことがある。但し、左の掲げる日数は欠勤日数にしない。

- 1 持に休業を命じた場合の日数。
- 2 業務上障害を受け若しくは疾病にかかり休業した日数。
- 3 公務出張又は忌引又は工場にて許可した休業日数。
- 4 其他前各号に準ずる休業日数。

第5条 第3条の資格者が就業規則に定める昇給停止の懲戒にせられたる場合は当該期限り昇給させない。

第6条 1回昇給率は其の都度之を定めるものとする。

この賃金規則中にみられるように、小絹人絹織物工場の給与体系はおおかた、現在の大企業のそれのように複雑でなく、基本給、奨励給、家族給位の簡単な分類になつてゐる。

毎月の給与の支払は、大抵、定期的に行われることになつてゐる。（第58表）その支払期日は、大半の工場は毎月末1回となつてゐるが、小企業に特異なものとして、月初め10日までの期間の一定日に支払う工場や、定休日前日に支払うものも相当数に上る。

第58表 絹人絹織物工場の
給与支払日

1951年3月 婦人少年局調

総 数	259工場	100%
毎月末	154	59.5
25日乃至月末	39	13.9
1日以後10日	35	13.5
1日と15日	1	0.4
定休日	4	1.5
その他	10	3.9
不 定 期	19	7.3

給与計算の締切日も、大工場が毎月20日乃至25日頃にきめてゐるのが普通であるのに対し、これら小工場では約80%が毎月末日を締切日ときめてゐる。これは、一つには労働者数の少いこと、給与の種類が少く、従つて計算が容易であることにもよるであろう。

給与の支払について大企業と異なる傾向がもう一つある。それは、給与からの控除である。税金、健康保険、失業保険、厚生年金などの社会保険料や、食費（給食ある場合）の控除を全くしていない事業場が相当にある。（第59表）殊に、零細企業の多い谷村などに著しい。

現金給与から毎月控除するものとしては税金が最も一般的である（64%）しかし、社会保険料は労働者5人未満の企業も含まれている関係もあり、半数以上の工場はこれを控除していない。これは使用者が負担している場合と、加入していない場合とがあるのである。

第59表 絹人絹織物工場の毎月給与からの控除の有無及び控除の種類

1951年3月 婦人少年局調

	総 数	控除なし	控除あり	税 金	食 費	健康保険	失業保険	厚生年金
	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %
総 数	259 (100)	62 (24.0)	197 (76.0)	166 (64)	80 (30.8)	114 (44)	89 (34.4)	86 (33.2)
米 沢	25	5	20	14	3	14	7	14
足 利	25	7	18	13	10	8	4	6
伊 勢	20	3	17	15	6	12	11	11
勢 崎	23	7	16	8	13	7	6	5
父 子	25	1	24	21	17	9	4	7
八 王	25	2	23	23	12	15	14	0
日 町	23	5	18	16	1	15	13	13
大 聖	25	7	13	17	0	10	7	8
鯖 江	21	18	3	1	2	2	1	1
谷 村	25	7	18	16	3	2	3	2
長 浜	22	0	22	22	13	20	19	19
丹 後								

口 初 任 給

これら織物工場に新しく人を雇入れる場合の給与の決定方法について、はつきりきめてゐる所は（第60表）わずか18%にすぎない。前にものべたが、就業規則や賃金規定があつても初任給額の決定

第60表 絹人絹織物工場の初任給の決定方法

1951年3月 婦人少年局調

初任給のきめ方	総 数	米 沢	足 利	伊 勢	勢 崎	父 子	八 王	日 町	大 聖	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %	工場 %
総 数	259 100	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22	22
あまりはつきりしていない	213 (82.2)	16	18	16	19	23	23	20	22	17	21	18	18
はつきりきまつてゐる	46 (17.8)	9	7	4	4	2	2	3	3	4	4	4	4

註 使用者の回答による。

方法まで明瞭にきめていないからである。従つて、初任給額の明文化されたものを把握することは困難であり、使用者が示した大体的見当についてみると第61表の通りである。中学卒業の未経験工の初任

第61表 絹人絹織物工場の1月当り初任給額

(中学卒、未経験工)

1951年3月 婦人少年局調

性 別	女				男			
金 額	住込食事付		通勤又は住込食事なし		住込食事付		通勤又は住込食事なし	
総 数	工場 46	% 100	工場 90	% 100	工場 24	% 100	工場 57	% 100
500 円 未 満	1	2.2						
500円以上～1,000円未満	9	19.5			4	16.7	1	1.8
1,000 ～ 2,000	20	43.5	23	25.6	16	66.7	16	28.1
2,000 ～ 3,000	12	26.1	49	54.5	3	12.5	24	42.0
3,000 ～ 4,000	4	8.7	12	13.3	1	4.2	8	14.0
4,000 ～ 5,000							3	5.3
5,000 ～ 6,000							1	1.8
出 来 高 給			6	6.7			4	7.0

註 使用者の回答による。

給は住込みで食事無償給与の場合は当時(1951年3月)月額1,000円乃至2,000円未満が最も多く、男女差はあまりない。通勤の場合、又は住込でも食費を労働者が負担している場合は男女共に2,000乃至3,000円未満が最も多いのであるが、初任給から男子の方が高くなっている工場もある。

経験工の場合は工場によつて非常にまちまちであり、最初から出来高制をとっている工場が多いので、その初任給の額を明確に把握することは困難であつた。第一部の女子労働者の採用という項で既にふれたように未経験者よりむしろ経験者を採用する工場が多いので、出来高払となるため初任給の額をはつきり示すことが困難になつている向もある。

ハ 昇 給

初任給ばかりでなく、昇給については、一層はつきりしていない工場が多く、定期昇給があると回答した事業場は約92%である。(第62表)これは後にのべるように出来高払制を採用している工場の多いことから、年数による賃金の上昇はただ労働者の能率にかかつていることも大きな原因となつて

いる。定期昇給の回数は該当工場(84)中49が年1回である。(第63表)

第62表 絹人絹織物工場の定期昇給の有無

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	工場 259	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
な し	170	24	16	10	17	12	5	19	22	15	18	12
あ り	84	1	9	10	4	13	19	4	3	6	5	10
不 明	5				2		1				2	

第63表 絹、人絹織物工場の定期昇給の回数

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	工場 84	工場 1	工場 9	工場 10	工場 5	工場 13	工場 18	工場 4	工場 3	工場 6	工場 5	工場 10
年 1 回	43		5	5	1	8	8	3	2	6	3	2
2 回	25	1	3	4	2	3	2	1	1		2	6
3 回	1		1									
4 回	4			1		2						1
不 明	10				1		8					1

ニ 能 率 給 制 度

ここで能率給として考えようとする制度は、労働の結果に基いて支払われる給与制度のことで、「能力給」などと呼ばれて労働者の年令、勤続、地位などによつて定められる所謂「能率給」のことではない。このような意味での能率給制度は、これら織物工場の大多数(約70%)で実施されている。(第64表)しかし、これは地域によつて相当開きがあり、八王子、鯖江などでは能率給制度を採用していない工場が大部分である。

第64表 絹人絹織物工場の能率給採用数

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	工場 259	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
採用している	179	23	14	14	20	6	20	20	9	18	17	17
採用していない	76	2	11	6	3	19	2	3	16	2	8	5
無記入又は不明	4						3			1		

これら織物工場で実施している能率給の制度は主として古くから我国で行われてきた単純な出来高給制が多く、その他の場合では一定の生産高をきめておいてそれに達した場合には定額を支給し、それ以上に出た場合に割増給を支払う請負給制度や、月々の成績により使用者が手もりで能率給を出している場合などがある。

単純な出来高給とは、主として織布工に適用されている。例えば、調査当時、石川県の大聖寺では小巾の白地羽二重を織っている工場が多かつたが、大体1匹(2反)50円から50円位が普通である。経験工では3台持ちが普通で1日3匹、150円から165円位の収入となる。これは、当然織物の種類や巾によつて異なる。例えば、同じく、大聖寺のM織物工場ではリズ(小巾)1匹43円、パレス(小巾)1匹55円、ピッケ(29インチ)1匹150円と定められている。従つて、単純な出来高給では、

月当り給与額=1匹当り賃金×総生産高(単位匹)

となるわけである。

しかし、割増給のつく請負給の場合は、例えば、足利のY織物工場では1匹30円として、1月100匹を超える場合は1匹50円としている。大聖寺のX織物工場では人絹平織(29インチ巾)1匹85円で

1月45匹以上織あげた場合は、給与総額に500円を加算する。兎に角、そのいずれをみても、製糸や綿紡績の大工場の能率給と異つて非常に単純な計算方法である。

請負給（又は出来高給）をとつてゐる労働者に対して、大多数（約75%）の工場が賃金の一定額の最低保障をしていると答えている。そのきめ方は、給与総額の大体半分は保障給と考えている場合、（主として十日町の工場の例）前月分の60%ときめている場合、1日80円などと日割できめている場合など様々である。

本 諸 手 当

1. 家 族 手 当

戦後、大工場では家族手当が支給されるのが普通であるが、これら織物工場ではこの制度は一般的でなく、約22%が家族手当を支給していた。（第65表）、谷村、（全員女子）大聖寺、長浜などはほとんどこの制度なく、丹後、秩父では比較的多く採用されている。

第65表 絹人絹織物工場の家族手当の有無

1951年3月 婦人少年局調

家 族 手 当	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	259	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22
な し	202	22	24	15	20	22	10	16	24	21	25	3
あ り	57	3	1	5	3	3	15	7	1	0	0	19

註 使用者の回答による

2. 奨 励 手 当

以上にあげた諸手当の他に、出勤奨励手当とも云うべき皆勤手当、精励手当などと呼ばれるものを出している絹人絹織物工場が約20%ある。（第66表）仕事の能率をあげるために出勤を奨励するために出す手当である。

第66表 絹人絹織物工場の出勤奨励手当の有無

1)

1951年3月 婦人少年局調

出 勤 奨 励 手 当	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	259	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22
持勤又は奨励手当あり	44	1	3	6	2	4	6	14	4	0	3	1
あ 同 な	215	24	22	14	21	21	19	9	21	21	22	21

註 使用者の回答による

大体、無欠勤の場合、日割にして10円乃至15円どまり、月額300円乃至200円位に金額できめて

註 1) 労働省婦人少年局 「製糸工場の女子労働者」
「綿紡績工場の女子労働者」参照

いるところが多い。たとえば、皆勤・精励手当を出している工場の最も多い大聖寺を例にとつてみると、第67表の通りである。他の地域でも大同小異であるが、十日町の工場では日給の3日乃至5日分というきめ方をしている。協同組合の話し合いによるようである。

Ⅱ 女子労働者の現金給与

イ 女子労働者の現金給与額の水準

調査対象となつた小絹人絹織物工場

の常用女子労働者の現金給与月額1951年2月現在、通勤（又は住込食費自己負担）者3,924円、

第68表 絹人絹織物工場労働者の男女別食費負担有無別現金給与額階級別分布

1951年2月 婦人少年局調

給 与 階 級 別	性 別		女		男	
	食 費 負 担		A	B	A	B
平均現金給与総額			3,324 ^円		2,653 ^円	
総 数			100%		100%	
500 円 未 満			0.2		0.6	
500 ~ 999			0.6		5.8	
1,000 ~ 1,499			1.8		9.0	
1,500 ~ 1,999			4.1		6.4	
2,000 ~ 2,499			11.4		18.8	
2,500 ~ 2,999			18.7		20.1	
3,000 ~ 3,499			22.8		16.1	
3,500 ~ 3,999			18.5		11.6	
4,000 ~ 4,499			11.4		7.1	
4,500 ~ 4,999			5.8		2.6	
5,000 ~ 5,499			2.4		-	
5,500 ~ 5,999			1.6		0.6	
6,000 ~ 6,499			0.3		-	
6,500 ~ 6,999			-		1.3	
7,000 ~ 7,499			0.24		-	
7,500 ~ 7,999			-		2.2	
8,000 ~ 8,499			0.1		-	
8,500 ~ 8,999			-		2.5	
9,000 ~ 9,499			-		1.7	
9,500 ~ 9,999			-		1.9	
10,000 円 以 上			0.06		5.8	

註 Aは通勤者、Bは住込で食費本人負担のもの、Cは住込で食費使用者負担のもの

註 1) 税金、社会保険、食費を控除せざる額。

註 2) 昭和27年2月、労働省労働基準局 特定業種賃金調査結果報告
絹人絹織物業

第67表 大聖寺絹人絹織物工場の奨励手当実例
1951年3月 婦人少年局調

	皆 勤	精 励
B	月 300円	欠勤2日まで200円
D	月 300円	
F	月 250円	
G	月 200円	
H	30日出勤 500円	欠勤3日まで150円 欠勤1日300円 2日100円
I	女 月 100円	欠勤1日100円
J	男 月 200円	
K	月 150円	
L	月 150円	
M	月 150円	
N	月 400円	欠勤1日200円 2日100円 欠勤1日100円 欠勤2日まで100円 欠勤1日まで100円
O	月 150円	
P		
Q	月 250円	

住込で食費使用者負担の場合は2,653

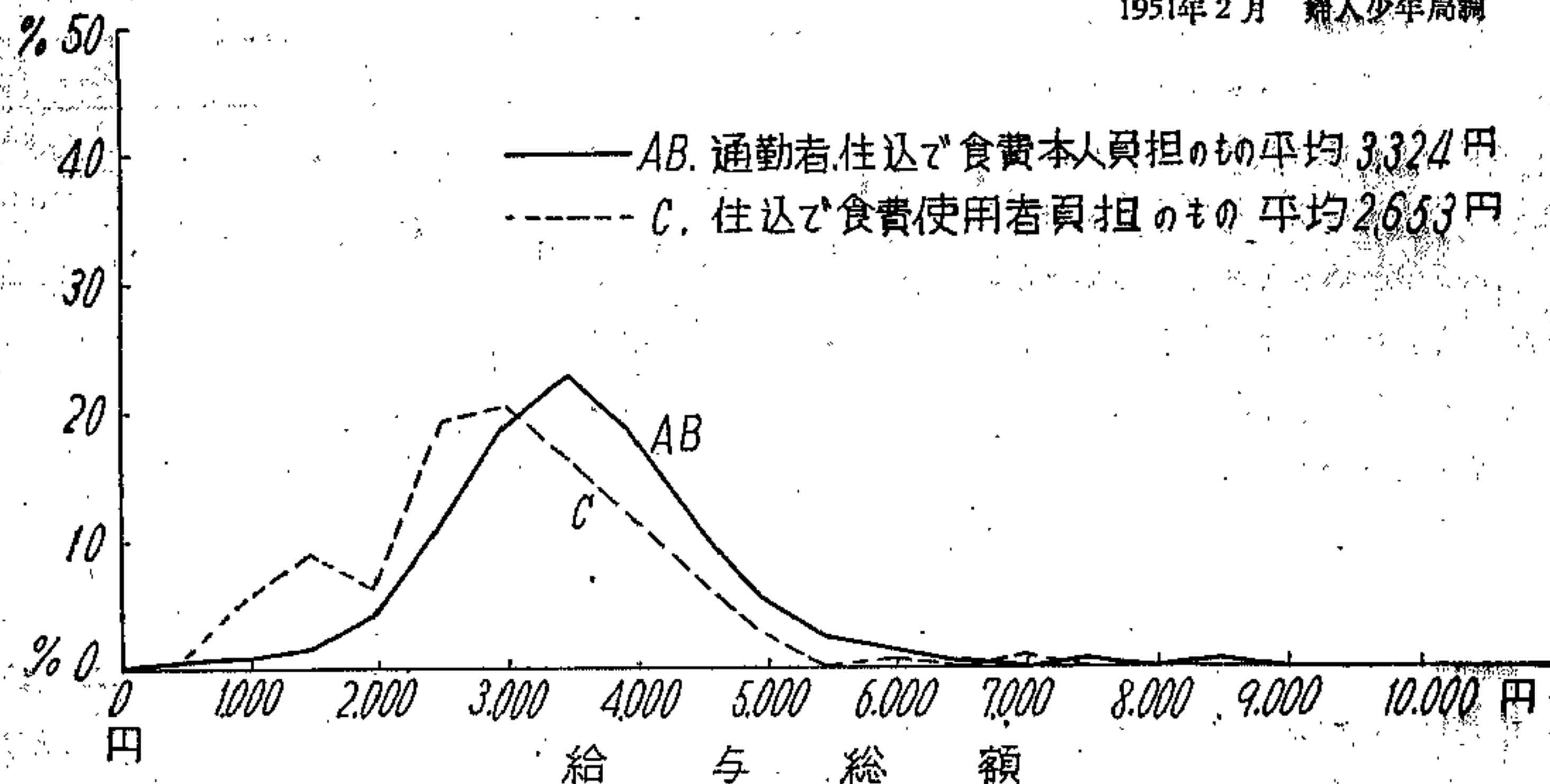
円である。ところみに、当時の毎月勤労統計調査（常用労働者30人以上の事業場の平均）をみると、製造業の女子は5,082円、紡織業4,942円（いずれも通勤、又は食費自己負担）であり、これら小規模織物工場の女子の平均給与はその約66乃至67%にしか及ばない。平均年齢の比較的高いことを考慮に入ればその開きは相当なものである。

参考までにこれより1年後に労働基準局で行つた全国絹人絹織物業（規模註2）の賃金調査結果をみると、女子の全国平均給与額は3,944円であり、当時の毎月勤労統計調査結果の製造業の女子生産労働者の平均6,735円の59%にしか当たらない。

これら小織物工場の女子の1月当り現金給与額の範囲は、第7図及び第68表の通りである。

第7図 絹人絹織物工場女子労働者の食費負担有無別現金給与階級別分布

1951年2月 婦人少年局調



□ 女子労働者の職種別賃金格差

第一部でのべたように、このような小規模の絹人絹織物工場では、生産の中心をなしている織布工

第69表 絹人絹織物工場男女別、職種別平均現金給与総額 (通勤又は住込で食費自己負担)

1951年2月 婦人少年局調

職 種 別	平均現金給与総額		指数(織布=100%)		労働者分布 男女計=100%	
	女	男	女	男	女	男
総 数	3,324	5,605	95.8	88.0	82.0	18.0
標準	3,476	5,171	100	81.1	37.2	62.8
準備	2,972	5,006	85.5	79.5	29.6	20.4
織布	3,475	6,386	100	100	99.3	0.7
機械	3,526	5,957	101.2	93.5	10.7	89.3
その他	3,021	5,878	87.1	92.0	38.4	61.6

註 1) 税金、食費などを控除する前の給与

第70表 絹、人絹織物工場男女別、職種別平均現金給与総額 (住込食費使用者負担)

1951年2月 婦人少年局調

職 種 別	平均現金給与総額		指数(織布=100%)		労働者分布 男女計=100%	
	女	男	女	男	女	男
総 数	2,653	4,106	97.5	-	87.6	12.4
標準	3,149	2,400	115.9	-	75	25
準備	2,566	3,485	94.4	-	78.0	22.0
織布	2,724	-	100	-	100	-
機械	3,186	3,794	117.0	-	80.8	69.2
その他	2,125	5,878	75.4	-	78.3	21.7

註 1) 税金、食費などを控除する前の給与。

はほとんど全部が女子労働者であるが、その他に準備工にも女子が多い。これらの工場では職種によつてどのように給与額に差があるかをみると(第39及び70表女子については、人数は少いけれども機械保全工は給与が高い方であり、最も人数の多い織布工も比較的高給で、通勤(又は住込で食費自己負担の場合)は1951年2月の平均は3,475円で住込使用者食費負担2,724円である。準備工が比較的

低賃金なのは年齢の若いことにもよるであろう。

ハ 現金給与総額の扶養家族数別格差

前にもふれたように、この調査の対象となつた絹人絹織物工場では扶養家族手当をつけている工場は約20%余である。従つて、労働者の現金給与額は扶養家族数によつて大企業ほどの格差がみられない。殊に女子の場合には、扶養家族数によつて現金給与額に対してほとんど差がない。(第71表、第9図)

これに対し、男子の場合は、扶養家族が4人乃至6人位のものは扶養家族ないものの約2倍になる。しかし、それにしても、通勤の男子で扶養家族が5人あるものの1951年2月の現金給与総額は平均8,660円である。これは当時の毎月勤労統計調査による男子の平均、11,736円(扶養家族ないものも含む)にはるかに及ばない。

ニ 現金給与額の男女格差

本調査結果(1951年2月現在)の男子の現金給与額は、通勤又は住込食費自己負担のもの5,605円住込食費使用者負担のもの4,106円で、女子のこれに対する率はそれぞれ、59.4%、64.5%である。(第69表参照)

当時の毎月勤労統計調査の結果から女子の平均現金給与額の男子に対する率を算出してみると42%であり、又、同じ頃(1950年10月)労働省婦人少年局で調査した綿紡績工場のそれは48%で、いずれも、今回の調査結果よりも男女の格差が大である。前にのべたように男女間の年齢、勤続年数などの男女差も比較的少いこと

註 1) 本書第一部参照

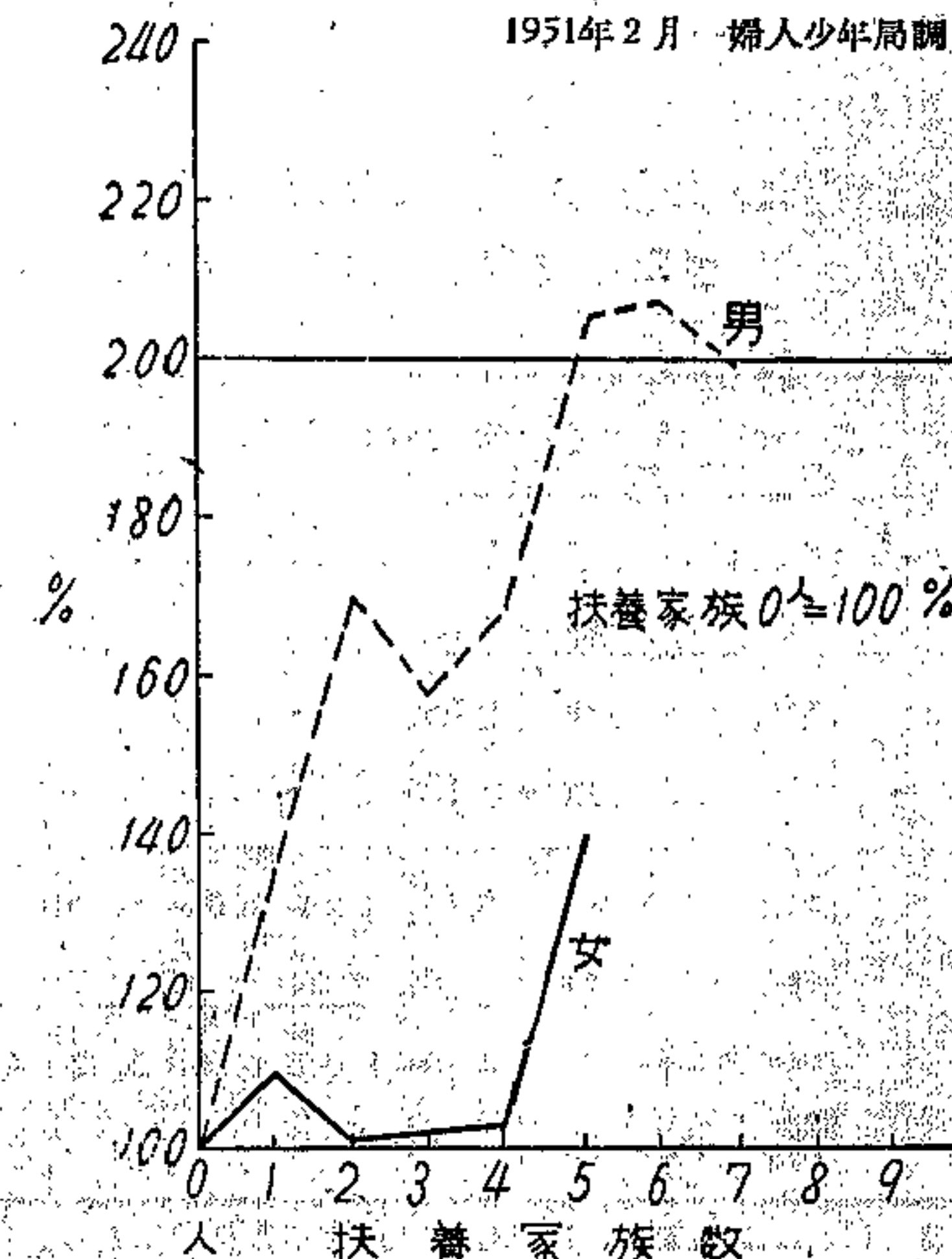
第71表 絹人絹織物工場男女別、扶養家族数別平均現金給与総額

1951年2月 婦人少年局調

扶養家族数	女	男
総 平 均	3,249	5,824
0 人	3,222	4,176
1 人	3,554	5,639
2 人	3,224	7,070
3 人	3,272	6,593
4 人	3,335	7,019
5 人	4,480	8,488
6 人	2,396	8,662
7 人	2,500	8,394
8 人	-	5,000

第8図 扶養家族数別現金給与総額指数

1951年2月 婦人少年局調



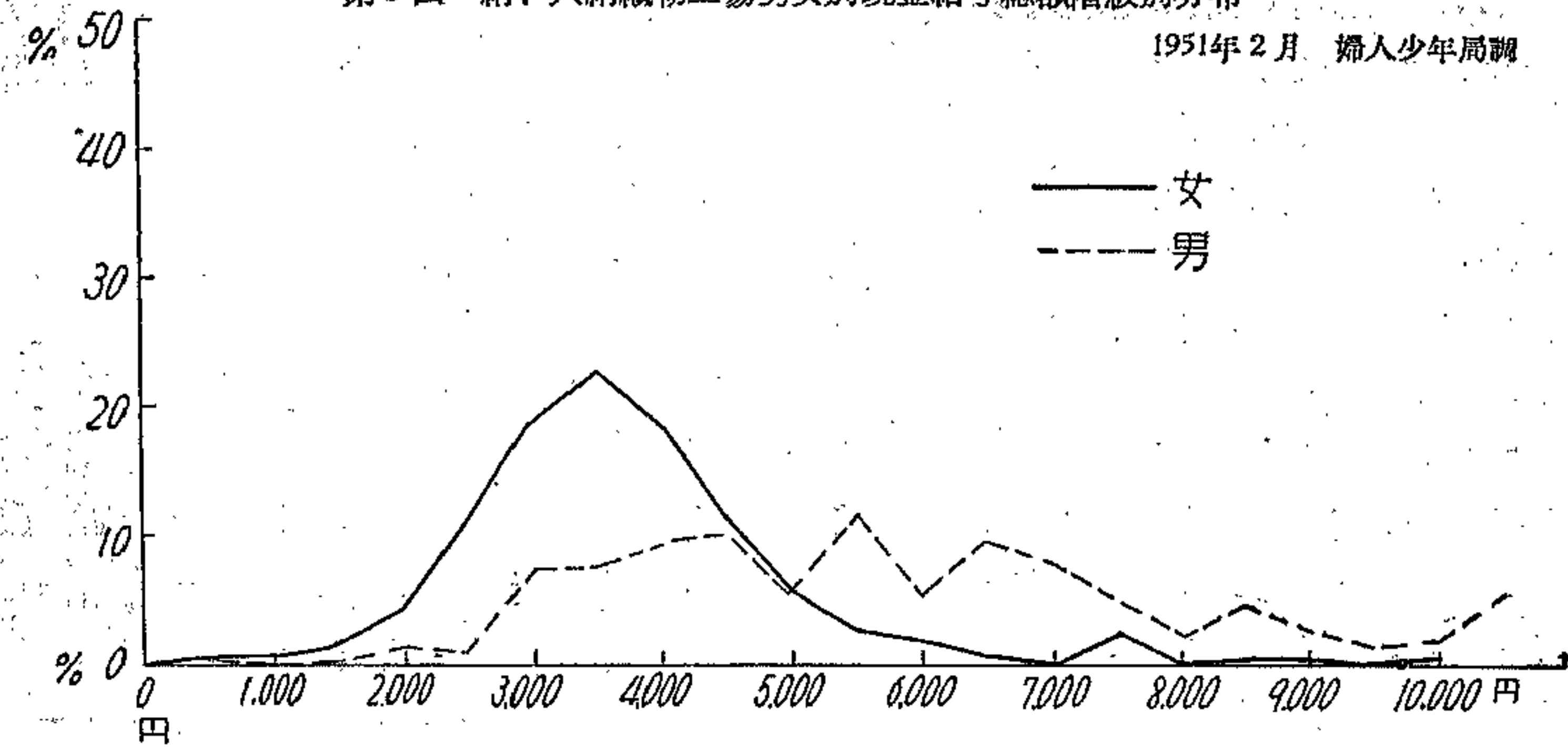
が影響しているであろう。

その給与額の分布をみると、男子は女子に比べて比較的低いものから高いものへと広く散らばっているのが特色である。(第69表、第9図)

今、仮に男女共、扶養家族のないものの現金給与の平均をみると、当時女子は3,249円男子4,176円で女子は男子の77.4%であり、なお、相当の開きがある。(第71表)

第9図 絹、人絹織物工場男女別現金給与総額階級別分布

1951年2月 婦人少年局調



二 現金給与額の地域差

以上にのべた絹人絹織物工場労働者の現金給与額は、工場の所在地によっても相当の開きがある。(第72表) 女子についてみると、通勤(又は住込みで食費自己負担)では米沢、秩父などが最も

第72表 絹人絹織物工場地域別、男女別食費負担別平均現金給与総額

1951年2月 婦人少年局調

性別	調査地別	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
女	1) 平均現金給与額	3,324	2,791	3,472	3,378	2,711	3,693	3,700	3,377	3,327	3,483	3,185	3,358
	A 総人数	1,600	174	157	141	109	152	167	236	186	17	96	165
	2) 平均現金給与額	2,653	-	3,683	3,033	1,932	2,661	-	3,226	2,802	2,008	3,131	2,728
	C 総人数	155	-	17	13	33	25	-	4	4	21	22	16
男	A 平均現金給与額	5,605	4,384	6,034	6,151	4,803	6,014	5,642	5,326	5,094	-	5,629	5,727
	B 総人数	361	24	30	75	23	38	38	32	39	-	18	44
	C 平均現金給与額	4,106	1,000	6,667	3,124	4,850	3,161	-	3,903	-	-	2,400	7,839
	総人数	22	1	3	2	1	9	-	3	-	-	1	2

註 1) Aは通勤者、Bは住込みで食費本人負担のもの、Cは住込みで食費使用者負担のものである。

2) 税金、食費などを控除する前の給与。

低く、月当りの平均はそれぞれ2,771円、2,711円であり、最高の八王子、十日町の、3,693円、3,708円に比べると約1,000円の開きがある。住込みで食費使用者負担の場合でも秩父が最低で1,932円であり、谷村も2,008円で低い方である。しかし以上にあげた給与の低い地域、秩父、谷村などは女子労働者の年令も低い。

女子労働者の手取現金給与額

前にふれたように、この調査対象となつた絹、人絹織物工場では、労働者の手取現金給与額といつても、(a) ある場合には大企業のように税金、社会保険などを控除しているだけであるが、住込みの場合はその他に、(b) 食費を支払う場合と、(c) 使用者が負担するので支払う必要のない場合とあり、それによつて手取額の意味が異なるわけである。

従つて上記三形態の手取現金給与額及び総額から控除される額は、第73表のようにそれぞれ可成の

第73表 絹人絹織物工場男女別、地域別平均手取現金給与月額及び現金控除額

1951年2月 婦人少年局調

調 査 地 別		総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
A	平均手取現金給与額	3,091	2,614	3,315	3,009	2,431	3,617	3,372	3,200	3,176	2,754	3,051	3,033
	平 均 控 除 額	158	110	120	240	240	145	233	177	94	14	70	202
B	平均手取現金給与額	2,184	2,173	1,930	2,860	1,530	1,725	2,612	-	3,287	2,188	2,986	2,559
	平 均 控 除 額	1,371	1,200	1,640	1,150	1,215	1,934	1,249	-	805	1,443	463	1,030
C	平均手取現金給与額	2,583	-	3,455	2,838	1,927	2,582	-	3,114	2,747	1,929	3,019	2,564
	平 均 控 除 額	70	-	233	145	5	79	-	112	55	79	112	164

註 Aは通勤者、Bは住込みで食費本人負担のもの、Cは住込みで食費つきのものである。

差がある。その控除額は a) 通勤 158 円、b) 住込、食費自己負担 1,971 円、c) 住込、食費使用者負担のもの 70 円で、それは給与総額のそれぞれ a) 4.9%、b) 38.6%、c) 2.5% である。b) の場合は控除額の 94% は使用者に支払う食費 1,280 円である。(第74表) 従つて、女子労働者の手取額も、a) 3,091 円、b) 2,184 円、c) 2,584 円となり、通勤が最高、住込食費自己負担者が最も低い。(第74表、第75表、第76表) しかし、通勤の場合はこの中から食費をまかなわなければならないわけで、見かけほど高いわけではない。

前にのべたが、これら小絹人絹織物工場の女子労働者の 80% 以上のものはこの給与の中から家に入金している。1951 年 2 月に彼女達が家に入れた平均額は 2,308 円であり、その回答から算出した平均手取額 (a、b、c の平均) 2,860 円から、これを差引くと、彼女達の手許に残る金は平均わずか 500 円余りのものである。

これを大企業である綿紡績工場の場合と比較すると、小企業の女子労働者は手取現金給与額は 30% 以上の低率である。婦人少年局の調査によれば 1950 年 11 月分の綿紡績工場の通勤女子労働者の手取

註 1) 第 1 部、参照

第74表 絹人絹織物工場
住込（又は寄宿）
女子労働者の使用
者に支払う食費月
額

1951年2月 婦人少年局調

支払う食費額	総 数
平 均	円 1,235
総 数	100
500円未満	1.6
600 "	1.6
700 "	4.8
800 "	6.5
900 "	4.9
1,000 "	21.0
1,100 "	1.6
1,200 "	14.5
1,300 "	1.6
1,400 "	1.6
1,500 "	14.5
1,600 "	-
1,700 "	-
1,800 "	22.6
1,900 "	-
2,000 "	3.2
3,000 "	-
4,000 "	-
5,000 "	-

第75表 絹人絹織物工場労働者男女別手取現金
給与額別分布

1951年2月 婦人少年局調

性 別	女			男		
	A	B	C	A	B	C
手取給与階級別						
総 人 数	1,206	390	148	313	46	22
総 数	100	100	100	100	100	100
500円未満	0.7	2.2	1.3	0.6	-	4.5
500 ~ 999	1.0	4.5	4.7	-	6.4	9.2
1,000 ~ 1,499	2.4	15.1	7.1	0.3	15.4	9.2
1,500 ~ 1,999	5.5	18.7	10.2	1.3	13.0	4.5
2,000 ~ 2,499	14.5	25.2	18.9	2.2	21.8	9.2
2,500 ~ 2,999	21.0	20.2	22.3	6.0	15.4	4.5
3,000 ~ 3,499	23.6	8.5	17.7	9.5	10.8	9.2
3,500 ~ 3,999	18.0	3.4	9.6	9.2	-	18.2
4,000 ~ 4,499	7.1	1.6	5.5	9.2	8.7	13.6
4,500 ~ 4,999	3.4	0.4	1.3	6.8	4.3	9.1
5,000 ~ 5,499	1.9	0.2	-	9.9	2.1	-
5,500 ~ 5,999	0.2	-	0.7	6.0	2.1	4.5
6,000 ~ 6,499	0.3	-	0.7	10.3	-	-
6,500 ~ 6,999	0.1	-	-	5.6	-	4.5
7,000 ~ 7,499	0.1	-	-	3.4	-	4.5
7,500 ~ 7,999	0.1	-	-	5.4	-	-
8,000 ~ 8,499	-	-	-	3.5	-	-
8,500 ~ 8,999	-	-	-	2.9	-	-
9,000 ~ 9,499	-	-	-	1.9	-	-
9,500 ~ 9,999	-	-	-	1.6	-	-
10,000円以上	0.1	-	-	4.4	-	4.5

註 Aは通勤者、Bは住込者で食費本人負担のもの、Cは住込で食費使用者負担のもの。

第76表 絹人絹織物工場女子労働者の手取現金給与額は一定しているか

1951年2月 婦人少年局調

地 域 別	総 数		足 利	伊 勢 崎	秩 父	米 沢	八 王 子	十 日 町	谷 村	鯖 江	大 聖 寺	長 浜	丹 後
	実 数	%											
総 数	1,638	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
き ま っ て い る	381	24.2	19.7	16.7	57.0	3.1	77.0	15.1	40.0	7.5	21.7	27.0	6.0
小 計	1,192	75.8	80.3	83.3	43.0	96.9	23.0	84.9	60.0	92.5	78.3	73.0	94.0
病気で休むと給料を差引される	180	11.5	6.2	15.9	2.5	7.5	4.5	8.5	-	22.6	18.2	0.9	21.6
出来高払いだから	439	27.9	33.9	27.8	25.6	68.0	5.8	9.9	-	28.3	39.9	43.3	3.0
実労働時間がちがうから	376	23.9	36.5	14.6	-	12.6	3.8	34.2	6.7	40.4	10.6	19.8	61.6
品物をもろうから	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料の中から前借することがあるから	9	0.5	-	0.7	-	-	3.1	-	-	-	-	-	1.8
給料遅配のため	18	1.1	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其 の 他	122	4.4	0.6	2.8	-	6.3	-	23.7	20.0	-	5.6	0.9	-
無 記 入	48	6.5	3.1	9.0	14.9	2.5	5.8	8.6	33.3	1.2	4.0	8.1	6.0
無 記 入	65	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

註 女子労働者の「給料は毎月きまっているか」についての回答。

額は、4,562円、食費自己負担の寄宿女子労働者は3,287円であり、平均送金額（家への）1,987円を差引くと寄宿労働者の場合約1,300円の現金が手許にのこることとなる。小企業ではわずか500円でその給与の低さは歴然である。

又、女子労働者の受けとる現金給与額は月によつて異なるものが大部分であり、（第76表）その原因としては出来高払制が最高であり、実働時間の不同がこれに次ぎ、病気欠勤により差引かれるものが第三位である。

Ⅳ 食 事 の 給 与

労働者に対して食事を給与するか否かは、事業場により、又、地域によりまちまちである。（第77表）足利、秩父、八王子、谷村では大部分の工場で給食を行つている。いずれも住込労働者を雇用している工場の多い地方である。しかし、全般的にみるといずれかといえば給食していない工場の方が多。

第77表 絹人絹織物工場の労働者に対する給食の有無及び費用負担

1951年2月 婦人少年局調

食事給与と費用負担	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
食 事 給 与 な し	69.9	86.0	73.6	81.1	39.5	31.5	65.0	97.1	93.5	6.9	55.1	72.5
食 事 給 与 有 り	30.1	14.0	26.4	18.9	60.5	68.5	35.0	2.9	6.5	93.1	44.9	27.5
食費本人負担	20.4	13.5	16.3	12.5	38.2	51.2	35.0	2.9	7.8	32.6	15.2	19.7
食費使用者負担	9.7	0.5	10.1	6.4	22.3	17.3	0	0	1.7	60.5	29.7	7.8

註）個人別に賃金台帳を調査し、あるいは使用者に質問した結果。調査労働者総数2,160人についてである。

これを労働者個人個人について調査してみると、（第77表）給食を受けているものは秩父、八王子、谷村に多いが、一般には給食を受けないものが多い。又、給食の費用の負担は大体労働者が持つ（食費を支払う）という形になつている。ただ、谷村だけは大部分は、使用者が負担する。（食事付住込）使用者が労働者の食費のために負担している額は平均1,127円で1,000円乃至1,500円未満が最も多い。（第78表）

Ⅴ 賞 与

絹人絹織物工場の大部分（全数の95.2%）は女子労働者に対して、毎月きまつて支給される給与以外の賞与を出しており、約80%の女子労働者が賞与をもらつている。ただ、ここで賞与としたものを現金と現物に分けてみると、このような小企業では賞与は現物で渡される場合が相当（約55%）に多いのである。（第79表）賞与の回数は（第80表）年1回又は2回が最も多く、相半ばし、それ以上は極く稀れである。現金だけ又は現物だけの場合は年1回が比較的多いが、現金と現物と両方支給されるものは2回が比較的多い。

第78表 絹人絹織物工場の労働者に対する使用者負担の食費月額

1951年2月 婦人少年局調

使用者負担の食費月額	総 数
平 均	円 1,127
総 数	100%
500円未満	29.0%
500 ~ 999	9.7
1,000 ~ 1,499	30.6
1,500 ~ 1,999	11.3
2,000 ~ 2,499	11.3
2,500 ~ 2,999	-
3,000 ~ 3,499	6.5
3,500 ~ 3,999	-
4,000 ~ 5,000	1.6

註 使用者が負担する工場のみについて調べた結果である。

第79表 絹人絹織物工場女子
労働者賞与の有無
1950年1月～12月

総 数	100%
賞与金くなし	19.6
賞与あり	80.4
現金だけ	24.8
現金と現物	27.8
現物だけ	27.8

註 女子労働者 1,638 人の回答による。

時期は暮又は正月が最高であり、盆に出る場合がこれにつぐ。(第81表)これは上の回数との関係からみると、1回の場合は暮又は正月、2回の場合はその他に盆に出るものである。

1950年度の現金の賞与は約半数の女子労働者に支給されているが、(第82表参照)その状況は地域で差があり、伊勢崎、秩父、八王子、大聖寺などはあまり一般的でない。(第82表)その年額は、女子労働者の回答によれば、平均1,040円で、平均現金給与の月額に達しない。これは支給されたもののだけの平均であるから、支給されないものを含めればもつとずつと少くなるはずである。

第82表 絹人絹織物工場女子労働者の地域別賞与の有無及び平均現金賞与年額

1950年1月～12月 婦人少年局調

現金賞与	総数	米	沢	足	利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
現金賞与なし	47.4	56.8	45.0	81.6	60.0	63.4	27.5	58.4	38.0	54.0	45.0	21.4		
現金賞与あり	52.6	43.2	55.0	18.4	40.0	36.6	72.5	41.6	62.0	46.0	55.0	78.6		
現金賞与平均年額	1,040	873	1,293	461	204	1,109	1,138	320	546	1,462	1,957	949		

註 女子労働者 1,638 人の回答による。

現物賞与の種類はさまざまであるが、分類してみると下の通りで、繊維製品が特にその工場の製品が(銘仙1反とか服地何ヤールなどというのが)大半である。(第83表)

第83表 絹人絹織物で賞与として実物給与された品名

1950年1月～12月 婦人少年局調

地域別	総数	米	沢	足	利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	124	23	3	16	21	17	6	11	10	12	3	2		
織物の他	76	23	2	4	4	11	5	11	5	7	2	2		
下着	14		1	1	1	3	1		4	3	1			
その他	34			11	1	5			1	2				

註 実物賞与を与えた工場の使用者の回答である。

このような実物給与について可成一般的なものであるが、普通の月にはあまり支給されておらず、調査前月の1951年2月について女子労働者の回答をみると、わずか9%が現物支給されているにすぎない。

第 三 部

絹、人絹織物工場における女子労働者の保健衛生及び娯楽

第 一 章 女子労働者の保健衛生

——健康診断——医療——便所——

I 健康診断

小絹人絹織物工場における常用労働者に対する年1回の定期健康診断は、大抵 60% は実施されている。年に2回又はそれ以上実施している事業場は非常に少い。(第84表)

第84表 絹人絹織物工場における定期健康診断の有無

1951年3月 婦人少年局調

定期健康診断	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
		工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
総 数	259	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22
あ り	161	17	14	6	14	24	13	22	14	4	13	20
な し	98	8	11	14	9	1	12	1	11	17	12	2

II 女子労働者の医療

大企業の労働者はほとんど健康保険に加入しており、罹病者の医療費と給与が補償されるが、このように小規模の事業場では保険に加入していない場合も可成多いので、労働者の医療費を誰が負担するかは問題である。これについて調べた結果では、(第85表)調査対象工場の健康保険による場合

第85表 絹人絹織物工場の労働者の医療費負担

1951年3月 婦人少年局調

		総 数	健康保険 による	使用者全 額 負 担	使用者一 部 負 担	労働者全 額 負 担	そ の 他	わからない
総 数	% 工場	100% 259工場	44.4% 115工場	12.4% 32工場	9.3% 24工場	7.3% 19工場	0.8% 2工場	25.8% 67工場
米沢	実数	25	8	0	4	1	0	12
足利	〃	25	11	7	1	0	0	6
伊勢崎	〃	20	13	2	1	3	0	1
秩父	〃	23	10	2	4	0	0	7
八王子	〃	25	9	5	2	0	0	9
十日町	〃	25	18	0	6	0	0	1
大聖寺	〃	21	3	14	1	0	0	3
鯖江	〃	23	12	1	0	2	0	8
谷村	〃	25	4	0	1	7	0	13
長浜	〃	25	7	1	4	6	2	5
丹後	〃	22	20	0	0	0	0	2

は半数に達しない。一方、使用者が一部、又は全額を負担するものが可成多い反面、「例がないので」

註1) 労働安全衛生規則第49条参照。物を製造する事業では常時使用する労働者について年1回以上の定期健康診断が必要である。

わからないと答えた使用者が約 26% もある。罹病した時の療養費の補償が確定していないものとして、労働者が医療費の全額を負担する場合と共に注目されるべきである。第二部の中の賃銀の章でふれたように、請負給制度を実施している工場が多いので、病気で欠勤した場合は給与の補償もなく、

第86表 絹人絹織物工場の住込労働者が罹病した時の病室

1951年3月 婦人少年局調

		総 数 ¹⁾	病人を別 室に収容	病人と他の 者と同居	不 明
総 数	% 実数	100% 145工場	16.5% 24 工場	72.5% 105 工場	11.0% 16 工場
沢 利	実数	8	0	8	-
米 足	実数	13	2	11	-
伊勢崎	〃	11	1	10	-
秩 父	〃	19	2	10	7
八王子	〃	23	1	21	1
十日町	〃	12	-	12	-
大聖寺	〃	3	1	-	2
鯖 江	〃	5	3	2	-
谷 村	〃	19	7	9	3
長 浜	〃	15	5	9	1
丹 後	〃	17	2	13	2

註1) 住込労働者を雇用している事業場数

労働者にとって大きな不安を負っているわけである。

次に、主として住込労働者の問題であるが、病人の処置を如何にしているかをみよう。まず第一に、健康者と離して別室で休養させるか否かを使用者に質問した結果では、住込労働者のいる145工場中、わずか約 17% がそうしていると答えたのである。(第86表)

次に、使用者が住込労働者のために医療機関を考慮しているかをみると、罹病した

第87表 絹人絹織物工場における住込労働者の医療責任者

1951年3月 婦人少年局調

	総 数	健康保険医	特約医師	近所の医師	その他	わからない
	% 145工場	51% 74 工場	24.8% 36 工場	9.7% 14 工場	2.8% 4 工場	11.7% 17 工場
米沢	実数	8	6	1	-	-
足利	〃	13	6	2	-	-
伊勢崎	〃	11	6	5	-	-
秩父	〃	19	10	4	-	5
八王子	〃	23	9	4	7	3
十日町	〃	12	10	-	-	2
大聖寺	〃	3	1	-	-	2
鯖江	〃	5	2	-	1	1
谷村	〃	19	1	13	3	2
長浜	〃	15	6	3	-	2
丹後	〃	17	17	-	-	-

註1) 不明とは「病人が出たことがないから分らない」という種類の回答

時は約半数は健康保険医にみせると云っている他、特定の医師と契約している事業場もある。しかし一方、「病人が出たことがないので分らない」と答えたものが相当数に上っている。(第87表)使用者の労働者の健康についての無関心の一端を示している。

第三に住込労働者が長期の治療を要する疾病、たとえば結核、伝染病、胃腸病などにかかった時、何処で治療するかについての使用者の回答は、(第88表)「労働者の家に帰す」工場が第1位をしめ、第2位は例の通り「前例がないので分らない」と答えたものである。入院させるものは55% にすぎない。医療保護の薄いとことがここにもみられる。

第88表 絹人絹織物工場における住込労働者が長期治療を要する時の治療場所

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数 ¹⁾	雇主の家で 治療する	労働者の 家に帰す	入院させる	家に帰つて しまう	その他不明 ²⁾	
総 数	% 実数	100% 145 工場	14.5% 21 工場	39.3% 57 工場	5.5% 8 工場	16.5% 24 工場	24.2% 35 工場
米足伊勢八王日聖 町寺江村派後	実数	8	3	5	2		1
	13	3	3	1	1		5
	11	1	8	0	1		1
	19	1	2	0	6		10
	23	4	6	3	3		7
	12	0	4	2	3		3
	19	5	3	0	8		3
	3	1	0	0	0		2
	5	0	3	0	0		2
	15	3	8	1	2		1
17	0	17	0	0		0	

註 1) 住込労働者を収容している工場のみ

2) その他不明とは「前例がないので考えたことがない」など答えたものが大部分である。

女子労働者用便所

これら小工場では、特に女子労働者専用の便所というものはほとんどない。男女の労働者が共通で使用している工場が約6割（第89表をしめ、他の4割強は、使用者の家族と同じ場所を使っている。

第89表 絹人絹織物工場における女子労働者用便所の専用共用

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後	
総 数	工場 259	% 100	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
宿又は住込労働者専用 通勤を含めた労働者専用 使用者の家族と共用 その他 不明	32	13.6	1	3	4	9	7	-	-	1	2	2	3
	93	41.7	12	14	6	8	12	2	14	17	1	8	4
	101	43.0	9	5	7	4	6	11	9	7	17	14	12
	4	1.7	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	3	-	-	3	3	2	-	11	-	-	1	1	3

従つてその設置場所も、工場内が約半数で、使用者の住宅内にあるものが約4割がある。小企業の特徴である。（第90表）

第90表 絹人絹織物工場における女子労働者用便所の設置場所

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数		米沢		足利		伊勢崎		秩父		八王子		十日町		大聖寺		鯖江		谷村		長浜		丹後	
	工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
総 数	259	100	25	25	20	23	25	25	23	25	25	23	25	21	25	22								
労働者の住居内 工場内 使用者の住居内 戸外 その他 不明	15	7.9	1	4	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	117	51.1	13	15	9	8	12	7	18	18	3	8	6											
	80	36.6	6	5	2	4	8	7	5	4	16	14	9											
	2	0.9	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	0.5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	7	3.0	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37	-	3	-	5	5	-	11	-	3	2	1	7											

便所手洗の設備も不十分なものがみられる。まづ第一に、全く手洗設備のない工場が地域によつては相当数に上つている。（第91表）又、その設備のある工場でもその大半は、流水式でなく、バケツ、洗面器、手洗器などのため水を使用している。（第92表）つまり、一般家庭の便所と変らないということである。

第91表 絹人絹織物工場の女子労働者専用便所の手洗の有無

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 259	% 100	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
あ	202	86.5	20	19	14	18	16	13	20	24	14	23	21
な	31	13.5	5	4	2	3	9		3	1	3	1	
不	26	-		2	4	2		12		4	1	1	

この男女労働者の使用する、又、多くは使用者の家族の使用する便所の掃除をするのは、第一位が他ならぬ女子労働者である。（第93表）これら織物工場の女子労働者の地位の一面が示されている。

第92表 絹人絹織物工場の女子労働者用便所の手洗の種類

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数		工場 199	% 100	工場 20	工場 19	工場 14	工場 18	工場 16	工場 13	工場 20	工場 24	工場 14	工場 23	工場 21
水	道	38	19.1	1	8		4		3	1	1	9	8	3
た	め	129	64.8	12	7	12	11	16	7	19	17	5	10	13
そ	の	32	16.1	7	4	2	3		3		6		5	5
	他													

第93表 絹人絹織物工場の女子労働者用便所を掃除する者

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
	259	100	25	25	20	23	25	25	23	25	21	25	22	
	家事使用人	11	4.6	1	1	1		2	3		2	1		
	女子労働者が当番	144	60.5	18	14	12	18	19	5	16	13	7	9	13
	使用者の家族と使用者の家族とみんなでする	51	21.3	3	6	4	2	2	3	5	7	12		7
	4	1.8					2		2					
女子労働者と使用者の家族とその他不明	7	3.0	1	1				3		2				
	21	8.8	2	2		1				1		15		
	21	-		1	3	2		11			1	1		2

第二章 女子労働者の娯楽

一般に、これら小絹人絹織物工場においては労働者のための娯楽のための設備にはほとんどみられきものがないのが普通である。使用者の提供するその種の行事は、製糸紡績などの大工場のそれと異

つた特異性がある。

たとえば、これらの行事は労働者のための行事であると同時に使用者の家族のレクリエーションでもある。娯楽的な行事は大多数の工場が持つているが、(第94表)その参加者をみると(第95表)半数以上は使用者の家族が加わっている。

第94表 絹人絹織物工場の女子労働者のための娯楽行事の有無

1951年3月婦人少年局調				
娯楽行事	総数	あり	なし	
総数	実数	100%	74.6%	25.4%
		257工場	193工場	66工場
米沢	25	21	4	
足利	25	15	10	
伊勢崎	20	10	10	
秩父	23	23	0	
八王子	25	19	6	
十日町	25	14	11	
大聖寺	23	12	1	
鯖江	25	21	4	
谷村	21	12	9	
長浜	25	18	7	
丹後	22	18	4	

第95表 絹人絹織物工場の女子労働者のための娯楽行事の参加者

1951年3月婦人少年局調									
参加者	総数	全労働者	住込労働者のみ	使用者の家族も参加	その他				
総数	実数	100%	39.4%	1.0%	55.5%	4.1%			
		193工場	76工場	2工場	107工場	8工場			
米沢	21	12	0	9	0				
足利	15	5	0	9	1				
伊勢崎	10	7	0	3	0				
秩父	23	7	1	15	0				
八王子	19	8	0	11	0				
十日町	14	8	0	4	2				
大聖寺	22	9	0	12	1				
鯖江	21	2	0	19	0				
谷村	12	2	0	7	3				
長浜	18	6	1	11	0				
丹後	18	10	0	7	1				

その行事の種類も体育や娯楽を加味したものは少く、大部分が娯楽本位の旅行、花見、海水浴、慰安会、芝居をみる。映画に行くなどで、大工場で最も多くみられる運動会、スポーツ競技会などの少いのが特色である。(第96表)

第96表 絹人絹織物工場の女子労働者のための娯楽行事の種類(行事を行う工場について)

1951年3月婦人少年局調														
行事種類	総数	花見	旅行	海水浴	日帰り	慰安会	観劇	映画	運動会	芋煮会	せんざい会	裁縫	その他	
総数	%	100%	23.3%	28.5%	9.8%	6.7%	10.4%	9.3%	8.3%	2.1%	1.0%	0.5%	0.5%	24工場
		193工場	45工場	55工場	19工場	16工場	20工場	18工場	16工場	4工場	2工場	1工場	1工場	
米沢	21	4	6		3	1		1	3	2				1
足利	15	2	11				3	1						
伊勢崎	10	1	8			1		2						
秩父	23	5	10				2	3						3
八王子	19	5	8		3		3	1					1	
十日町	14	1	4				1							8
大聖寺	22	1	4		10	8	1	3						1
鯖江	21	15	1	16			1	3						
谷村	12	3	1			1		1	1					5
長浜	18	7	2			1	5	1						2
丹後	18	5				8		1						4

註1) 総数とは娯楽行事のある工場数、各項の%はその総数を100として計算。

費用は193工場中185(約96%)が使用者全額負担となつている。しかし、特にそのために作業を休むもの(84.6%)よりは、休日を利用して行う工場(54.5%)の方が多い。

以上にのべた女子労働者のための保健衛生や娯楽行事を通じてみた小絹人絹織物工場女子労働者は、大企業のそれと比べてはるかに恵まれていないことは明らかで、使用者側の経済的負担も困難なところながら、近代的使用者としての労働者の健康と福祉に対する無関心さは指摘されてよいと思われる。

第四部

絹人絹織物工場住込女子労働者の生活

第一部でのべたように、全般的にみて小絹人絹織物工場の女子労働者は住込(又は寄宿)しているものより、むしろ通勤者の方が多いのであるが、工場単位にみると、米沢、鯖江、大聖寺を除いた地方ではむしろ、住込女子労働者をかかえている事業所の方が多い。(第97表)殊に、秩父、八王子、

第97表 絹人絹織物工場又は住込寄宿労働者有無別数

1951年3月婦人少年局調														
地域別	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後		
総数	工場	100%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
住込あり	145	56.0	8	13	11	19	23	12	3	5	19	15	17	
住込なし	114	44.0	17	12	9	4	2	13	20	20	2	10	5	

註1) 足利の1工場を除いては、144工場に女子が住込んでいる。

谷村では大部分の工場に幾人かの女子労働者が住込んでいる。その住込女子労働者数別の工場分布は第98表の通り、約半数は1人乃至3人の住込労働者をかかえており、11人以上住込んでいる工場は

第98表 絹人絹織物工場住込(寄宿)労働者数別分布

1951年3月婦人少年局調														
住込女子労働者数	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後		
総数	工場	100%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
1人	30	20.7	1	5	3	1		1	2	9	5	3		
2人	34	23.4	4	3	4	1	2	2	1	7	3	5		
3人	19	9.0		1	1	4	2	1		2	1	2		
4人	14	9.7		1	3	6	1			1	1	3		
5人	15	10.3		1	2	4	1				4	1		
6人~10人	34	23.4	3	2	2	8	7	1				3		
11人~15人	5	3.5			1	2					1			
16人~20人														

註1) 調査対象工場259中、住込(又は寄宿)女子労働者を雇用する工場145について調査した結果である。非常に稀である。

このように、小人数の住込女子労働者に対して使用者の提供している住居施設及びそこに起居する女子労働者の生活は、大せんい工場の寄宿舎とは自づから異なるものがある。

第一章 女子労働者のための住居施設

——住居の形態と規模——居室——食事施設——

I 住居の形態と規模

上述の住込(又は寄宿)労働者をかかっている工場(145)についてみると、女子労働者だけ住込んで(又は寄宿して)いる工場が大多数をしめており、男子ばかり住込んでいる工場はほとんどない。

(第99表)

第99表 絹人絹織物工場男女別住込(又は寄宿)労働者の有無

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
男女共寄宿又は住 んでいるもの	43	29.6	4	3	5	7	12	3	1	2	1	4	1
女子のみ寄宿又は 住込んでいるもの	101	69.7	4	9	6	12	11	9	2	3	18	11	16
男子の寄宿又は住 込んでいるもの	1	0.7		1									

これらの工場の女子労働者のための住居の規模は、住込(又は寄宿)労働者数が少ないのであるから、極めて小さいのは当然であり、事業附属寄宿舎規程に従い、1人当り1.5畳として算出すると、(第100表) いづれも20人以下の労働者しか収容できず、10人以下が圧倒的多数である。

第100表 絹人絹織物工場住込労働者の収容能力と収容率

1951年3月 婦人少年局調

収容可能人員	総数	%	1人	2人	3人	4人	5人	6人	11人	不明 ¹⁾
収容率 ²⁾	工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
総数	145	100	-	3	5	25	14	49	31	17
50%以下	71	55.9	-	2	3	17	6	25	18	
51~60	7	5.6	-				1	3	3	
61~70	11	8.6	-		1			5	5	
71~80	11	8.6	-			3		3	2	
81~90	8	6.3	-				1	7		
91~100	12	9.4	-	1	1	3	3	2	2	
101~110	2	1.6	-					2		
111~120	3	2.4	-			1		1	1	
121~130	1	0.8	-					1		
131~140	1	0.8	-			1				
141~150			-							
151以上			-							
不明 ¹⁾	17	-	-							

註1) 不明は使用者の家族などと雑居していて、収容可能数の判明しないもの。

2) 1人当り1.5畳として収容可能人数を出現在員をこれに除した率。

その収容実人員に対する率(収容率)は(第100表)50%又はそれ以下が多く、当時は比較的ゆとりとしていた。

これら、住込(又は寄宿)労働者のための住居は、その規模が小さいと共に、その形態も、特に寄宿舎を設けている工場は少くて、所謂「住込」の形をとっている。殊に足利、谷村などは寄宿舎の設

註1) 昭23.3.30 基発第508号により事業附属寄宿舎の具体的範囲として

(1) 寄宿舎とは常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えるものを云い、事業に附属するとは事業経営の必要上その部として設置せられ、それを廃止することによつて事業の経営が不可能又は著しく困難となるような事業との必然的な関聯をもつことをいう。

(2) 省略

(3) 寄宿舎であるか否かについては概ね次の基準によつて総合的に判断すること。

(4) 相当人数の労働者が宿泊しているか否か

(5) 共同生活の場所が独立又は区割された施設であるか否か

(6) 労働者が通常、起居寝食等の生活様態を共にする共同生活を営んでいる否。(後略)

備を持つ工場は非常に少い。(第101表)

第101表 絹人絹織物工場住込(又は寄宿)労働者の住居形態

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
特に寄宿舎を設けてある	37	27.4	5	1	6	10	6	-	-	1	1	4	3
使用者と同じ建物	98	72.6	3	12	3	8	17	12	2	4	16	9	12
不明	10	-	-	-	2	1	-	-	1	-	2	2	2

又、寄宿舎を設けている工場でも、大工場の場合と異つて、工場と別棟に寄宿舎を設けておらず、作業場や事務所の二階を寄宿舎としていたり、作業場の一部を区割して住させている場合も相当に多いのである。(第102表) 従つて、寄宿舎と云つてもその部屋数において住込みの部屋と大差がない。(第103表)

第102表 絹人絹織物工場附属寄宿舎の設置場所

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
	37	100	5	1	6	10	6	-	-	1	1	4	3	
別棟	23	64.0	2	1	4	6	6	-	-	-	-	3	1	
作業場又は事務所の2階	7	19.4	-	-	-	3	-	-	-	1	-	1	2	
作業場の1部を利用している	6	16.6	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	
不明	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

第103表 絹人絹織物工場住込(又は寄宿)労働者の住居形態別室数

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
		工場 37	% 100	工場 5	工場 1	工場 6	工場 10	工場 6	工場 -	工場 -	工場 1	工場 1	工場 4	工場 3
特に 寄 宿 舎 を 設 け る 場 合	1 部屋	20	54.0	4	1	2	3	4	-	-	-	1	3	2
	2 //	11	29.8	1	-	2	5	-	-	-	1	-	3	1
	3 //	4	10.8	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-
	4 //	2	5.4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 //	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使 用 建 物 の 家 族 と 同	総 数	98	% 100	3	12	3	8	17	12	2	4	16	9	12
	1 部屋	60	63.2	3	8	2	3	11	4	1	2	12	7	7
	2 //	23	26.2	-	3	1	4	4	4	-	1	1	2	3
	3 //	7	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	4 //	4	4.5	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-
	5 // 不 明	10	-	-	1	-	-	-	3	1	1	2	-	2

女子労働者が使用者の家に同居している場合でも(第106表) 大多数の工場では、女子労働者専用の部屋を与えられている。しかしながら、使用者の母や娘などその家族と同じ部屋に雑居している場

合も谷村などには相当にみられるし、女中（家事使用人）と同室に起居している場合も八王子、足利、谷村などにみられるのである。使用者の私生活と労働者の私生活が混然としているところに、このような小企業の一つの特徴がある。

第104表 絹人絹織物工場住込女子労働者と家事使用人及び使用者の家族の住居との関係

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
数	工場 98	% 100	工場 3	工場 12	工場 3	工場 8	工場 17	工場 12	工場 2	工場 4	工場 16	工場 9	工場 12
女子労働者専用の部室がある	68	69.4	2	7	2	7	11	12	1	2	8	6	10
家事使用人と同居している	11	11.1	-	2	1	1	4	-	-	-	2	-	1
使用者の家族と雑居している	15	15.2	1	1	-	-	1	-	1	2	6	3	-
その他	4	4.3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1

使用者と同居の場合は勿論であるが、寄宿舎の設備あるところでもこれらの織物工場では大工場の附属寄宿舎と異つて、男女共同棟に設けている場合が相当に多い。（第105表）^{註1)}

第105表 イ 絹人絹織物工場の附属寄宿舎における男女労働者の室の位置

1951年3月 婦人少年局調

男女の室の位置	総数	別棟 寄宿舎	作業場又は 事務所2階の1部	作業場 1階の1部	不明
数	工場	工場	工場	工場	工場
総	37	23	7	6	1
男女別棟又は別の場所	14	10	1	3	-
同棟又は同一場所で別室	10	7	2	1	-
女子のみ(又は男子のみ)寄宿	13	6	4	2	1

は、男女労働者の室の間仕切りが、僅かにふすまや障子で区切られているにすぎないという場合も相当みられる。以上、いずれの場合にも、日本の多くの家屋と同じで、女子労働者の部屋の内部から、かぎのかかるようになっていている場合は殆んどない。

第105表 ロ 絹人絹織物工場附属寄宿舎における男女労働者の室の位置

1951年3月 婦人少年局調

地域別		工場別											
		総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
	43	100	4	3	5	7	12	3	1	2	1	4	1
はなれている	27	69.3	4	3	2	5	5	3	1	-	-	3	1
ふすま障子で区切つてある	6	15.4	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-
壁で区切れている	2	5.1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
その他	4	10.2	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-
不明	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-

RE 1) 事業附属寄宿舎規程第8条男子と女子は同一棟の寄宿舎に収容してはならない。但し、完全な区割を設け且つ出入口を別にした場合はこの限りではない。

II 女子労働者の居室

イ、室の広さ

住込(又は寄宿)女子労働者の居室は、概して、大工場附属の女子寄宿舎のように15畳以上の大きな部屋は少い。殊に、使用者の家に同居するもの場合は大半6畳乃至8畳であり、寄宿舎が大半をしめる。(第106表)そこに2人乃至3人が普通である。

第106表 絹人絹織物工場女子労働者用住居形態別畳数別室数

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
		工場	%	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
特に寄宿舎を設けてある	総 数	60	100	6	1	11	19	11			2	1	5	4
	4畳未満	2	3.4			2								
	4～6畳	6	10.0			3	2	1						
	6～8畳	8	13.7	1		3	2	1		1				
	8～10畳	20	33.4	5		2	5	5		1		1	1	
	10～15畳	14	23.4		1		4	4					3	2
	15～20畳	8	13.7			1	4				1	1	1	
	20～24.1畳	-	-											
	24.1畳以上	2	3.4				2							
	総 数		130	100	3	15	6	15	27	16	1	4	17	11
4畳未満	16	4.6		2				1	1			2		
4～6畳	13	10.0	1	3				4				2	3	
6～8畳	51	39.2	1	7	3	11	8	1		1	12	3	4	
8～10畳	23	21.6	1	1	2	2	7	5		2		3	5	
10～15畳	19	14.6		1	1	1	7	2	1	1		2	3	
15～20畳	9	7.0						5			1		1	2
20～24.1畳	3	2.3						1						
24.1畳以上	1	0.7						1						
雇主の家族と同じ建物														

ロ、居室の暖房と採光設備

女子労働者の住んでいる部屋に暖房設備のない工場はあまりない。(145工場中8)暖房設備として最も一般的なのはこたつであり、こたつと火鉢など二種類の併用も相当多く、火鉢だけという場合は比較的少い。寒冷地が多い故もあるであろう。

第107表 イ 絹人絹織物工場住込女子労働者の室の暖房の種類

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総	数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総	数	工場 134	% 100	工場 8	工場 12	工場 7	工場 17	工場 21	工場 12	工場 2	工場 5	工場 19	工場 14	工場 17
火 タ コ 湯 い え そ 不	鉢	14	10.6	6	6	1	1	2					3	1
	ソ	70	53.0		3	5	12	14	6	2	1	14	1	6
	フ	0	0											
	リ	2	1.5				2							
	ブ	4	2.0				1					3		
他	42	31.8							5		4	2	10	10
明	2	-		2	3	1	1	5	1					

註 1) その他の項には火鉢、コタツ、ストーブなどの併用者が含まれている。

暖房の費用はそのほとんどが全額使用者負担である。

女子労働者の居室についての調査員の所感によれば、昼間の採光のあまりよくないものもある。

(総数の15%)

ハ、居室の床及び夜具

女子労働者の居室の床はほとんど大部分(94.4%)が畳敷であり、床板の上にうすべりというのは極く例外的である。

夜具はほとんど例外なく(97.1%)使用者が下1枚、上2枚を貸与しており、大体、(88.3%)各人が専用のものを使っている。八王子、伊勢崎、秩父など関東の工場にみられる例である。シーツを貸与しない工場も総数の約10%はある。(第107表)

夜具を入れる押入れは大部分の工場(94%)の女子労働者の室に設けられている。しかし、その他の持物を入れる押入れを備えていない場合が(約1%)ある。

第107表 ロ・絹人絹織物工場住込(又は寄宿)労働者に対する夜具貸與の状況

1951年3月 婦人少年局調

地域別		総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17	
各 人 別 専 用	120	88.3	8	12	5	15	16	10	1	4	19	14	16	
共 用	14	10.3			2	3	7			1			1	
○ 他	2	1.4		1	1									
不 明	9	-			3	1		2	2			1		

食 事 施 設

小規模絹人絹織物工場では労働者の食事をする場所として最も一般的なのは、使用者の家族と関係のある場所(使用者のお勝手、使用者の家族の食事をする場所、使用者の家族と一緒に食事をするなど)であり、労働者専用の食事場所を備えている工場は休憩室も含めて30%に充たない。(第108表)

第108表 絹人絹織物工場女子労働者の食事をする場所

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後	
総数	工場 259	% 100	工場 25	工場 25	工場 20	工場 23	工場 25	工場 25	工場 23	工場 25	工場 21	工場 25	工場 22
寄宿又は住込労働者専用	21	10.3		1	3	4	5	4		1		1	2
通勤を含めた労働者専用	13	6.4		1		1	3		1	3	2	1	1
休憩室兼用	21	10.3	2	2	2	4	3		3	4		1	
自分の室	18	8.9		3	1		2			3		9	
使用者のお勝手	29	14.3	5	3	1	3	5	5			1	3	3
使用者の家族の食事をする場所を使う	32	15.8	2	4	2	4	1		1	1	5	4	8
使用者の家族と一緒に食べる	40	19.7	3	5	3	2	6	3	1	1	12	0	4
その他	29	14.3	11	3	1	2			4	5		2	1
不明	56	-	2	3	7	3		13	13	7	1	4	3

註1) 通勤者の場合もふくむ。

次に炊事場については、住込労働者が主として必要とするので、それらの場合についてみると

したい。

住込又は寄宿労働者を使用している145工場について、労働者のための炊事の場所をみると(第109表)そのほとんどが(85%)使用者の住居の内にあるもので、労働者の住居内にあるものは極く

第109表 絹人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者の炊事場の位置

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数		米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
工場内労働者の住居内	7	5.4			2	1	1	2			1		
使用者の住居内	4	3.1			1	1	1	1			1		
その他	110	85.3	8	13	6	15	20	7	1	4	15	13	8
不明	8	6.2			2	2	1	2	1	1			4
労働者その他	16								1	1	2	2	5

僅かである。従つて、労働者専用の炊事場は10%に満たず、(第110表)全数の約半数は労働者の食事は使用者の家族の分と一緒に煮炊きされており、そうでない場合でも使用者の家族の炊事場と共用となつているものが多い。その意味で、住込み労働者の生活は使用者の私生活と密接なつながりがある。

第110表 絹人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者用炊事場の専用、共用

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数		米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
寄宿又は住込労働者専用	7	5.2			3	1	1	1		1			
通勤を含めた労働者専用	3	2.2						2					
使用者と家族の分と一緒に作る	51	37.5	5	4	4	7	9	5		2	1	10	5
使用者と家族の分と一緒に作る	67	49.2	3	9	2	7	12	2	2	1	18	4	7
その他	8	5.9				3							
不明	9	-			2	1	1	2	1	1		1	

住込み労働者の食事を作る人は、(第111表)使用者の家族(主として主婦)が約半数をしめ、家事使用人がこれに次ぐ(23%)。便所掃除の場合とちがつて女子労働者が当番である場合は非常に少い。

第111表 絹人絹織物工場住込女子労働者の炊事をする人

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		総 数		米 沢	足 利	伊 勢 崎	秩 父	八 王 子	十 日 町	大 聖 寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数		工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 11	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
家 事 使 用 人 女 子 労働者 使 用 者 の 子 家 族 者 他 明	当 番 者	30	23.4	2	4	1	1	11	5		2	2		2
	労働者	8	6.3		1	1	4		1		1	1		
	使用者	65	50.8	5	5	4	6	5	4	1	1	15	12	7
	その他	25	19.5		3	3	7	6	1	1	1	1	1	3
家 女 使 家 之 不		17		1		2	1	1	1	1	2		2	5

これに比べると食事のあとかたづけは使用者の家族及び家事使用人がする方が比較的少く、女子労働者の当番という場合が20%以上ある。(第112表)つまり、使用者の家の主婦が女子労働者のかまど

第112表 絹人絹織物工場住込女子労働者の食事の後始末をする人

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数		米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
家 事 使 用 人	24	17.9	2	3	1		7	5		3	2		1
女 子 勞 働 者	30	22.4		1	2	8	3	1				13	
使 用 者 の 家 族	57	42.5	6	6	4	6	5	4	2	1	15	1	7
そ の 他	23	17.2		3	2	3	7	1		1		1	6
不 明	11				2	2	1	1	1	1			3

を把握しており、その他の雑用には労働者も使われているということになる。

■ 住込女子労働者のための浴場及び洗濯場

イ 浴 場

住込（又は寄宿）女子労働者の使用できる浴場の設けのない工場は約10%（145中13工場）であるが、浴場のある場合は使用者の家族と共用している工場が大部分であり、（95.2%）労働者専用の浴場はほとんどない（4%）。（第113表）

第113表 絹人絹織物工場の入浴施設

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後	
総 計	工場 127	% 100	工場 8	工場 12	工場 6	工場 18	工場 23	工場 10	工場 2	工場 4	工場 15	工場 12	工場 17
女子労働者専用	1	0.8						1					
男女労働者共用	4	3.2				1							
家族の共用	119	95.2	8	11	6	16	22	8	2	3	14	12	17
その他	1	0.8				1							
不明	2	-		1							1		

ここでところみに、入浴の順序をきいてみたところ、労働者であると、使用者の家族であると問わないという工場は約60%、順位をつけている工場が40%であつた。その順序は、まず使用者の家族が入浴し、次に工場労働者が入浴する。しかし、男子労働者が住込んでいる場合にはまず男子労働者、次に女子労働者が入浴する。又、家事使用人を雇っている場合は、女子労働者は家事使用人と共に最後に入浴する。これが最も一般的な傾向である。（第114表）

第114表 絹人絹織物工場の入浴順序

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別	総 数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後	
総 数	工場 127	% 100	工場 8	工場 12	工場 6	工場 18	工場 23	工場 10	工場 2	工場 4	工場 15	工場 12	工場 17
な	74	59.2	5	4	3	13	2	7	-	4	14	9	13
あ	51	40.8	3	8	3	5	21	3	2	-	1	2	3
不 明	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

これら女子労働者の使用している浴場にはあがり湯のないものが大部分である。（78.4%）

ロ 洗 濯 場

住込労働者を雇用している工場について、労働者の洗濯場について調べてみた結果は、屋外で洗濯

をしている場合が可成多いのであり、その大部分は井戸端であるが、中には河原や庭で行っている所もある。（第115表）屋内の場合は浴室を使う所が多く、洗濯専用の場所は全体からみて少い。

第115表 絹人絹織物工場女子労働者のための洗濯場

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		総 数		米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数		工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17
屋 内	総洗濯専用 浴室と兼用 洗面所との兼用 台所と兼用 その他	78	56.5	8 - 8	5 1 4	3 - 2 1	8 1 2 2 3	11 1 6 1 1 2	11 5 5 1	1 1 -	2 - 2	14 3 9 1 1	6 - 1 1 2 2	9 3 1 2 3
		15	(19.2)											
		40	(51.3)											
		7	(9.0)											
		7	(9.0)											
		9	(11.5)											
屋 外	総井戸河そ 不明	60	43.5		8 3	6 6	11 9	12 12		1 1	3 2 1	5 2 3	8 8	6 3
		42	(75.0)											
		4	(7.1)											
		10	(17.9)											
		4	-		4 1		1 1							2 1
不 明		7	-			2			1	1			1	2

註 ()内の数字は屋内、屋外別数の内訳の割合

第二章 住込女子労働者の住居の管理と自治組織

小さな絹、人絹織物工場では、使用者の住宅や作業場とは別に特に女子労働者のために寄宿舎を設営している場合はごく少く、住込女子労働者は使用者の家族と同一住居内に寝起きしていることは前にのべた通りである。従つて、原則として事業附属寄宿舎に居住する労働者の共同的私生活をまもるために組織される自治組織といつた形のもものが結成されている場合もまた、きわめて稀であり、145工場中9例にすぎない。これも、ただ、年長労働者が使用者の意をたいして、互の生活のことを相談するといつた程度のものが多く、又、通勤労働者もふくめて、いわば、労働組合以前の親睦のための会といつた組織のものもある。

これら住込労働者の居室は前述のように、その大半は使用者の私生活をする住宅内におかれてある関係から、その管理には総体として、当然使用者、特にその妻が当つている場合が最も多い。（第116

第116表 絹人絹織物工場の住込（又は寄宿）労働者の住居の管理者

1951年3月 婦人少年局調

労働者の住居の管理者	総 数		特に寄宿舎の設けある場合		住込労働者使用者同居の場合	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
総 数	工場 145	100	工場 37	100	工場 108	100
使用者	27	18.5	9	24.7	18	16.7
使用者の妻	54	37.1	10	27.0	44	40.6
労働者中 年長者	35	24.1	16	43.2	19	17.6
その他	29	20.3	2	5.1	27	25.1

註 ()その他には、使用者と労働者を含む。

表)しかし、特に寄宿舍の設けある場合には労働者の年長者がこれに当っているものが比較的多い。

寄宿舍規則など無論、制定されておらないのが普通である。但し、寄宿舍の設けてある37工場中22はこれを持っている。この場合、これの制定には労働者が関与していないのが大部分をしめる。

第三章 住込女子労働者の私生活

——私生活の秩序と自由——住込女子労働者と使用者の私生活との関係——住込女子労働者の生活時間——

I 住込女子労働者の私生活の秩序と自由

以上にのべてきたところから明らかなように、小絹人絹織物工場における住込女子労働者の生活は、その住居の形態が寄宿舍であると、使用者と同居であるとを問わず、使用者の私生活と密接に結びついており、特にその使用者の妻が管理を受け持つている。このような住居形態の下に雇用されている彼女達の私生活の自由が如何にまもられ、又、その秩序は如何に保たれているであろうか。これを具体的な生活からみていくことにしよう。

第一に、外出についてみよう、規則や慣行を以つて門限をきめている工場は総数の42.8%、きめていない工場で、むしろ、はつきりしていない場合が多い。

門限をきめている工場についてその時刻をみると、午後10時が圧倒的に多い。(第117表)この門限に遅れた場合の罰則の有るものは少く20.8%である。大部分は罰則はないが訓戒を与えると答えているが、中にはあまりひどければ解雇すると云つていところもある。

第117表 絹人絹織物工場の門限
1951年3月 婦人少年局調

	実数	%
総数	工場60	100
午後5時	1	1.8
午後8時	1	1.8
午後9時	9	16.0
午後10時	40	71.5
午後11時	5	8.9
不明	4	-

彼女らの外出には使用者の許可又は届出を必要とする

ものが大半である。この外出許可願、又は届出は例外な

く口頭で行われているが、労働者同志の間でされること

は少く、使用者又は使用者の妻に対する場合が大多数をしめる。(第118表)

これが外泊の場合は、個人の住宅に起居する関係もあつて使用者又はその妻の許可を要する場合が多い。(第119表)この場合も、届出、許可はすべて口頭でされるが、同僚に対する場合は極めて少く、(2.7%)、その他は、使用者(53.1%)、その妻(29.2%)、使用者及びその妻(6.2%)で大部分をしめる。要するに外出、外泊は労働者自身の自律によつて自由の中に秩序を保つていくという共同生活の匂いは少ない。

第118表 絹人絹織物工場住込女子労働者の外出許可又は届出先
1951年3月 婦人少年局調

外出の許可又は届出先	工場数	%
総数	115	100
使用者の妻	50	43.5
使用者及びその妻	32	27.9
使用者及び同僚	7	6.1
使用者及び同僚	6	5.2
使用者及び同僚	6	5.2
使用者及び同僚	9	2.6
その他	11	9.6

第119表 絹人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者の外泊手続

1951年3月 婦人少年局調

外泊手続	総数	米沢足利伊勢崎秩父八王子十日町大聖寺鯖江谷村長浜丹後
総数	工場145	%100
許可を要す	83	57.2
届出を要す	26	17.9
許可も届出も不要	36	24.9

しかし、通信については全く自由である。外部からの通信は大半(83%)は本人が直接受取り、その間に使用者が信書を侵すような事実はみられなかつた。

II 住込女子労働者と使用者の私生活との関係

——特に家事手伝について——

これまでしばしばふれてきたが、小工場の住込女子労働者の私生活は、使用者のそれと密接な関係にあるために、家事使用人的性格を負っている。このことは「使用者の家事の手伝をするか」という問に対する女子労働者の回答に明瞭な形で現れている。女子労働者でも通勤の場合は、全く回答せぬものが62%であるのに対し、住込労働者は65%のものが、何か家事を手伝つていと答えた。その中、最も多いのは掃除であり、お使、留守番、炊事(食事の後始末もふくむ)便所掃除、風呂たき、風呂掃除などが比較的多く、洗濯、子守り、縫物などは少い方であるが、およそ家事と名のつくものは大ていやらされている。(第120表)

III 住込(又は寄宿)女子労働者の生活時間

I 睡眠時間

まづ、住込(又は寄宿)女子労働者に対して、各工場で慣行又は規定によつてきまつている。起床

第121表 絹人絹織物工場住込又は寄宿労働者の所定起床時刻

1951年3月 婦人少年局調

地域別	総数	米沢足利伊勢崎秩父八王子十日町大聖寺鯖江谷村長浜丹後
総数	工場145	%100
5時	2	1.6
5時30分	20	15.4
6時	79	60.7
6時30分	22	16.9
7時	6	4.6
規定不明	15	0.8

註 使用者の回答による。

第120表 絹人絹織物工場の住込通勤女子労働者の行つて
いる使用者のための家事
1951年3月 婦人少年局調

使用者のため家事の種類	住込(寄宿)	通勤
調査人員 ¹⁾	522人	1,088人
使用者の家の掃除	40.4%	5.7%
使用者のお使、留守番	26.6%	13.1%
使用者のための炊事	19.9%	1.4%
使用者の便所掃除	18.0%	2.3%
風呂たき、風呂掃除	16.1%	0.5%
使用者の家族の洗濯	5.8%	0.7%
使用者のための裁縫	5.2%	1.4%
使用者の子守	7.5%	0.7%
その他	2.9%	1.9%
全く記入なきもの	34.9%	62.1%

註 1) 調査人員を基準として%を算出したが、1人で2項又はそれ以上印付けた者があるので、%の合計は100%以上になる。

2) 家事の種類は調査票による。

及び就寝時刻を調べてみると第121表及び第122表の通りである。起床は午前6時が大部分で午前6時前及び午前9時以後は全くない。就寝は午後10時が大半をしめ、10時30分、9時も相当多く、午後11時以後は全くない。

第122表 絹人織織物工場住込又は寄密労働者の所定就寝時刻

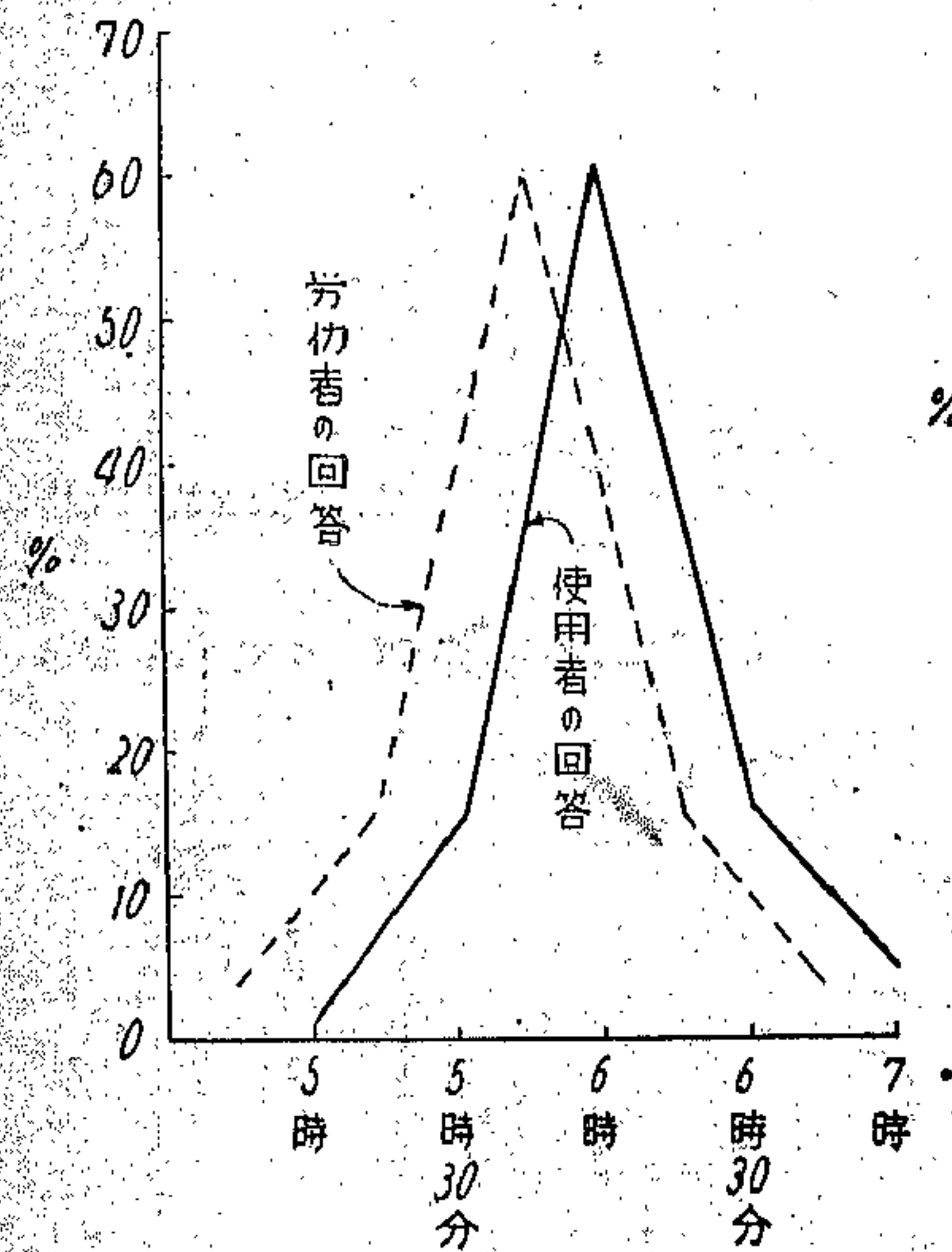
1951年3月 婦人少年局調

地域別	総数	米沢	足利	伊勢崎	秩父	八王子	十日町	大聖寺	鯖江	谷村	長浜	丹後
総数	工場145 %	工場8 %	工場13 %	工場11 %	工場19 %	工場23 %	工場12 %	工場3 %	工場5 %	工場19 %	工場15 %	工場17 %
午後9時	21	1	2	3	3	-	-	-	2	-	5	5
午後9時30分	13		2	1	3	-	-	-	2	-	1	1
午後10時	75	6	6	3	12	15	6	2	1	11	5	8
午後10時30分	20	1	2	2		5	3			2	2	3
午後11時	3		1				1			1		
不定	6									5		
不明	7				2	1	1	1			2	

註 使用者の回答による。

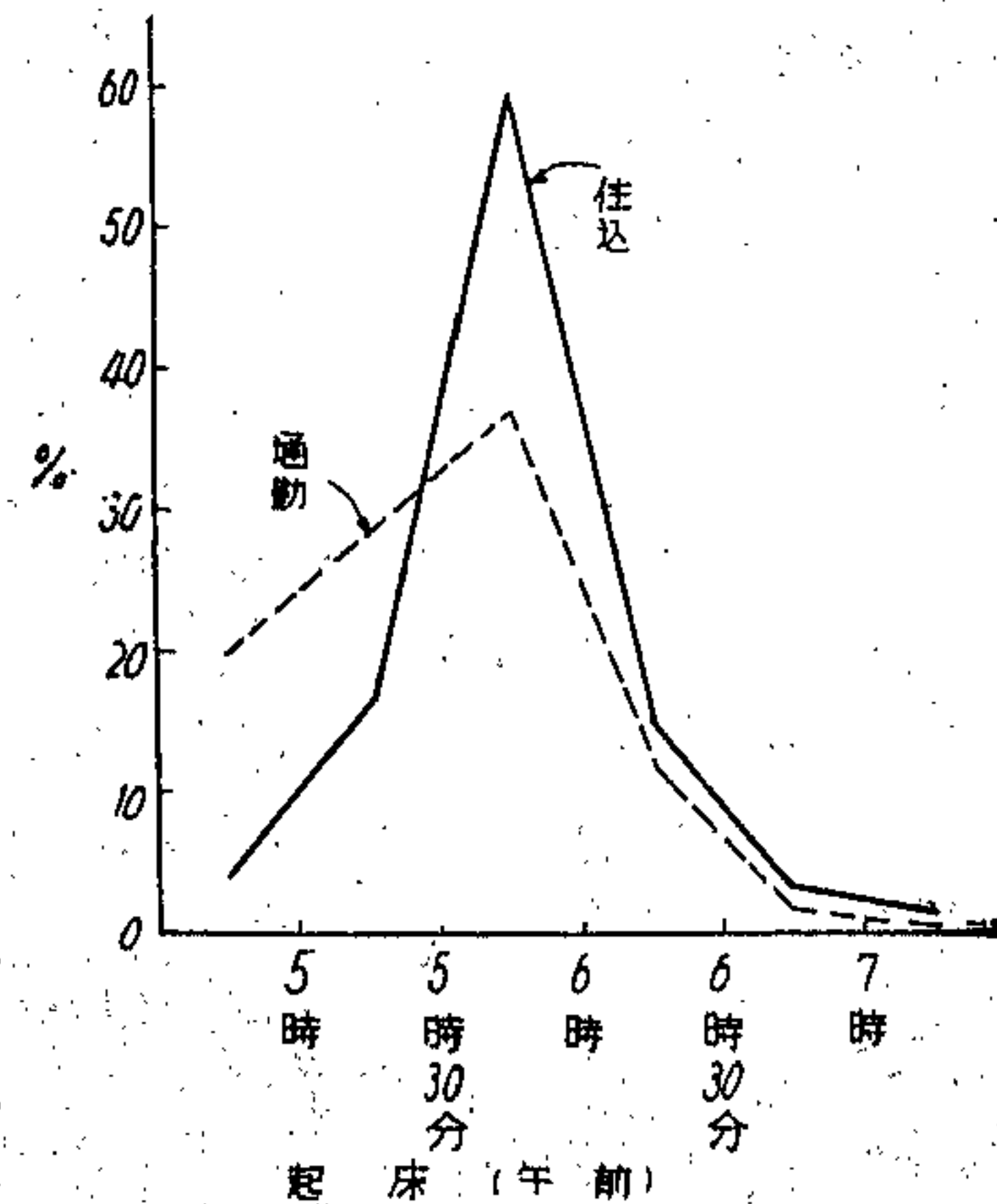
第10図 絹人織織物工場の住込女子労働者の起床時刻

1951年3月 婦人少年局調



第11図 絹人織織物工場の住込及び通勤労働者の起床時刻女子

1951年3月 婦人少年局調



このような事業場の「きまり」に従って生活している住込（又は寄宿）女子労働者の実際の生活時間は、彼女等に直接質問して得た結果からみれば、使用者の回答とほとんど差がないから、（第10図）大體、以上にのべた傾向は実情を示すものと考えられる。

これら住込女子労働者の起床、就寝の時刻は通勤のものとは比べて差があるであろうか。女子労働者自身の回答によると、住込労働者は通勤に比べて個人差が少く、通勤の方が特に早く起きるものや、特に早く帰るものが比較的多い。（第123、124表、第12図、第13図）

第123表 絹人織織物工場通勤住込別女子労働者の起床時刻

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		総数	米 沢	足 利	伊勢崎	秩 父	八王子	十日町	大聖寺	鯖 江	谷 村	長 浜	丹 後
総 数	実 数	1,610	162	160	141	119	169	163	208	171	35	116	166
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
数	午前 5 時 以 前	14.7	16.7	10.0	1.4	4.5	8.3	9.3	38.3	27.5	5.7	2.6	13.4
	5時 1分～30分	24.6	35.8	19.4	32.0	14.6	17.2	16.9	30.3	36.3	17.1	13.0	23.8
	5時31分～6時	44.2	36.4	52.5	48.3	67.2	48.0	53.8	22.2	25.7	62.9	45.2	55.5
	6時 1分～30分	13.5	8.0	16.9	13.5	7.3	19.5	20.0	7.2	8.8	14.3	31.4	7.3
	6時31分～7時	2.2	3.1	0.6	4.1	0.9	5.9		1.0	0.8		7.8	
	7時 1分 以後	0.8		0.6	0.7	5.5	1.1		1.0	0.8			
通 数	実 数	1,088	142	114	106	38	44	98	205	158	3	73	107
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
動 数	午前 5 時 以 前	19.9	16.9	19.3	1.9	16.1	18.2	15.5	38.3	29.2	33.4	4.2	16.0
	5時 1分～30分	28.5	33.8	22.9	31.2	19.4	15.9	20.7	29.8	37.3		16.6	33.0
	5時31分～6時	37.0	38.0	42.0	49.1	35.5	41.0	48.3	22.5	25.3	33.3	48.6	43.4
	6時 1分～30分	12.5	8.5	20.2	12.2	25.8	22.7	15.5	7.4	7.0	33.3	26.4	7.6
	6時31分～7時	1.6	2.8	0.8	4.7		2.2		1.0	0.6		4.2	
	7時 1分 以後	0.5		0.8	0.9	3.2			1.0	0.6			
住 数	実 数	522	20	46	35	81	125	65	3	13	32	43	59
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
込 数	午前 5 時 以 前	3.5	15.0	2.2			4.8		33.4	7.6	3.1		8.7
	5時 1分～30分	16.4	50.0	10.8	34.2	12.6	17.6	11.1	66.6	30.8	18.7	6.9	6.9
	5時31分～6時	59.7	25.0	78.4	45.8	79.9	50.4	61.9		30.8	65.7	39.6	77.5
	6時 1分～30分	15.5	5.0	8.6	17.1		18.4	27.0		30.8	12.5	39.6	6.9
	6時31分～7時	3.5	5.0		2.9	1.2	7.2					13.9	
	7時 1分 以後	1.4				6.3	1.6						

註 女子労働者の回答による。

第124表 絹人絹織物工場通勤、住込別女子労働者の就寝時刻

1951年3月 婦人少年局調

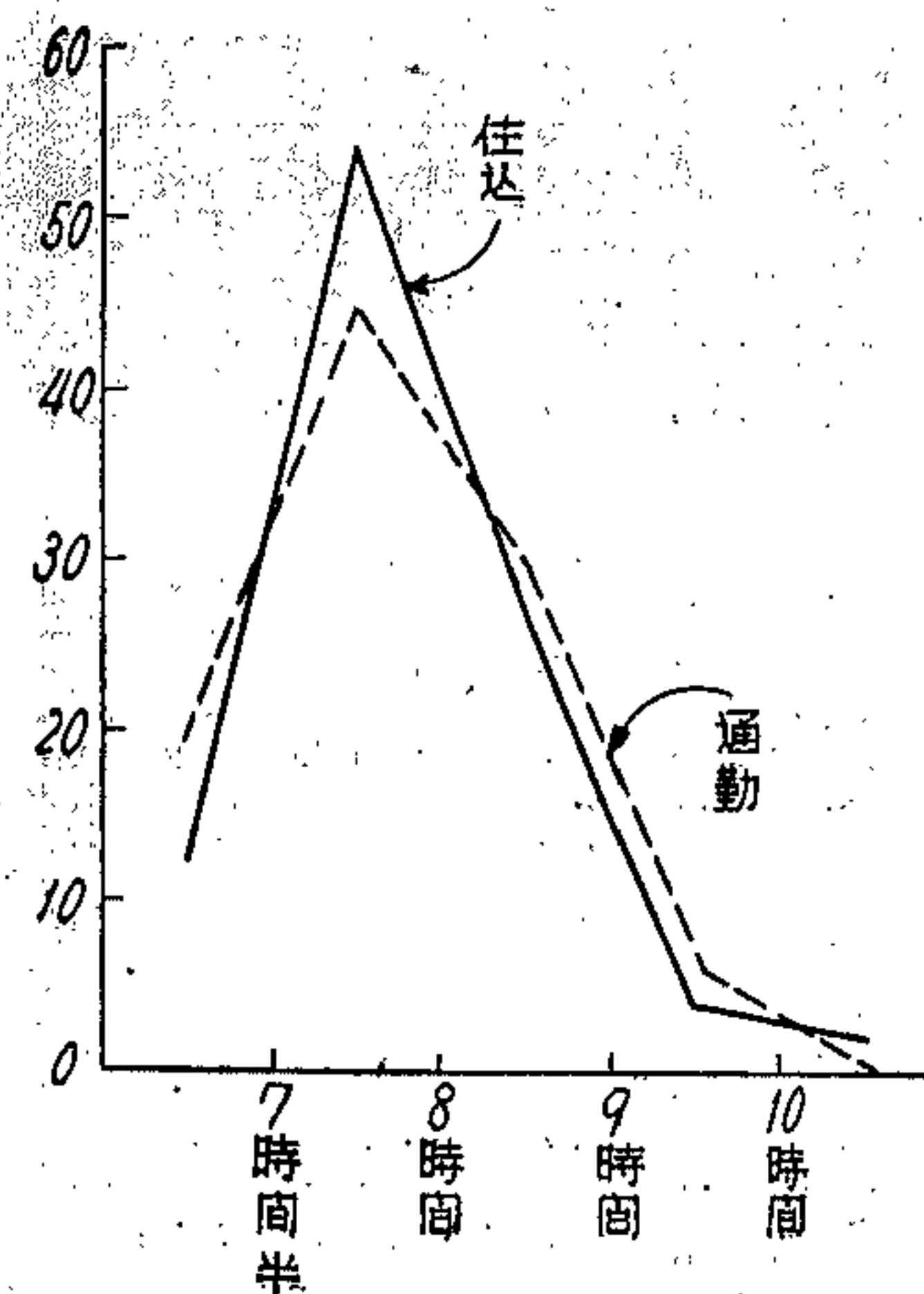
地域別		総数	米	沢	足	利	伊勢崎	秩	父	八王子	十日町	大聖寺	鯖	江	谷	村	長	浜	丹	後
総数	実数	1,610	162	160	141	119	169	163	208	171	35	116	166							
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
数	午後9時以前	26.2	24.2	34.4	20.0	16.4	14.2	8.1	31.4	50.8	8.8	36.0	27.8							
	9時1分~30分	14.8	10.6	5.0	28.6	28.2	14.8	7.5	8.3	18.2	11.8	16.7	18.2							
	9時31分~10時	42.4	48.4	52.5	35.0	45.4	56.2	40.2	41.5	26.2	58.8	38.6	35.8							
	10時1分~30分	10.1	10.6	4.4	8.6	5.5	12.4	29.2	7.7	1.2	8.8	7.0	13.3							
	10時31分~11時	5.3	5.0	3.7	7.8	4.5	1.8	11.8	7.7	3.0	11.8	1.7	3.1							
	11時1分以後	1.2	1.2				0.6	3.2	3.4	0.6			1.8							
通勤	実数	1,088	142	114	106	38	44	98	205	158	3	73	107							
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
通勤	午後9時以前	31.3	25.4	36.0	25.2	19.4	25.0	12.4	30.8	51.3		33.4	33.0							
	9時1分~30分	13.6	10.6	6.1	17.0	32.2	9.1	11.3	8.2	17.7	33.4	25.0	17.0							
	9時31分~10時	39.2	48.6	49.1	38.6	32.2	52.2	41.2	42.2	26.6		34.7	30.2							
	10時1分~30分	8.3	9.1	4.4	8.5	9.7	9.1	17.5	7.7	1.3	33.3	5.5	14.2							
	10時31分~11時	5.9	4.9	4.4	10.7	6.5	2.3	12.4	7.7	2.5	33.3	1.4	2.8							
	11時1分以後	1.7	1.4				2.3	5.2	3.4	0.6			2.8							
住込	実数	522	20	46	35	81	125	65	3	13	32	43	59							
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
住込	午後9時以前	15.9	15.8	30.5	2.9	15.2	10.4	1.5	33.2	46.3	9.7	40.5	18.6							
	9時1分~30分	16.9	10.5	2.1	64.8	26.6	16.8	1.5		23.0	9.7	2.4	20.4							
	9時31分~10時	49.1	47.4	61.0	23.5	50.6	57.6	39.0	66.8	23.0	64.5	45.2	45.8							
	10時1分~30分	14.0	21.0	4.3	8.8	3.8	13.6	47.1			6.4	9.5	11.8							
	10時31分~11時	4.1	5.3	2.1		3.8	1.6	10.9		7.7	9.7	2.4	3.4							
	11時1分以後																			

註 女子労働者の回答による。

以上、女子労働者の起床及び就寝時刻についての回答から各人の睡眠時間を割出した結果、(第125表、第13図) 大体、7時間から8時間のものが最も多い。住込と通勤と比べても睡眠時間は大差ない。

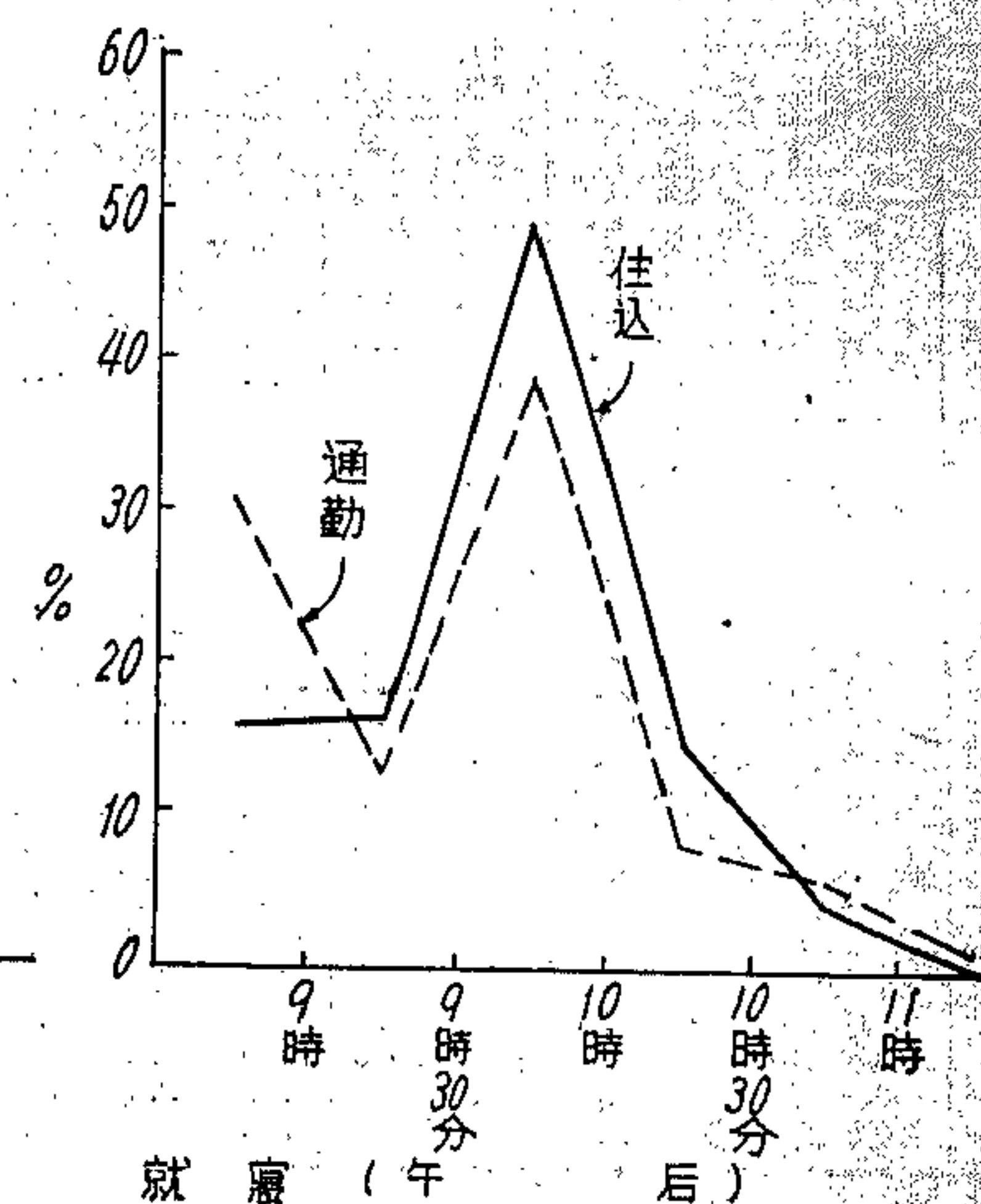
第12図 絹、人絹織物工場の住込及び通勤女子労働者の就寝時刻

1951年3月 婦人少年局調



第13図 絹、人絹織物工場の住込及び通勤女子労働者の睡眠時間

1951年3月 婦人少年局調



第125表 絹人絹織物工場通勤、住込別女子労働者の睡眠時間

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		總數	米	沢	足	利	伊勢崎	秩	父	八王子	十日町	大聖寺	鯖	江谷	村長	浜丹	後
總	總 數	1,610	162	160	141	119	169	163	208	171	35	116	166				
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
數	7 時 間 以 下	17.0	22.3	8.1	10.8	5.5	10.8	17.6	32.8	13.4	50.0	0.9	27.6				
	7時1分～8時間	47.5	46.9	52.5	44.6	55.5	52.0	65.0	38.3	39.2	29.4	39.4	49.1				
	8時1分～9時間	28.5	25.2	31.8	32.4	31.8	31.2	16.2	23.6	40.4	20.6	36.8	21.5				
	9時1分～10時間	5.7	5.6	6.3	12.2	0.9	4.8	0.6	4.4	6.4	19.3	1.2	1.2				
	10時 間 1 分 以 上	1.3	1.3	1.3	6.3	1.2	0.6	0.6	0.9	0.6	3.0	3.6	0.6				
通	實 數	1,088	142	114	106	38	44	98	205	158	3	73	107				
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
動	7 時 間 以 下	19.3	22.5	10.5	10.4	6.4	13.6	22.7	32.8	13.9	33.4	1.3	30.2				
	7時1分～8時間	44.6	47.2	49.2	47.2	48.4	45.5	57.8	37.8	39.9	33.3	38.9	44.3				
	8時1分～9時間	28.9	24.0	31.6	29.2	38.8	34.1	18.5	24.0	39.9	93.3	38.9	22.6				
	9時1分～10時間	6.3	6.3	7.9	13.2	6.4	6.8	1.0	4.4	5.7	16.7	1.9	1.9				
	10時 間 1 分 以 上	0.9	0.8	0.8	6.4	6.4	6.8	1.0	1.0	0.6	4.2	4.2	1.0				
住	實 數	522	20	46	35	81	125	65	3	13	32	43	59				
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
込	7 時 間 以 下	12.3	20.0	2.2	12.1	5.0	9.7	9.5	33.4	7.7	51.7	40.5	22.8				
	7時1分～8時間	53.6	45.0	60.9	36.4	58.3	54.5	76.2	66.6	30.7	25.8	33.4	58.0				
	8時1分～9時間	27.6	35.0	32.5	42.4	29.1	30.1	12.7	46.2	46.2	19.3	23.8	19.2				
	9時1分～10時間	4.3	2.2	2.2	9.1	1.3	4.1	1.6	15.4	15.4	3.2	2.3	2.3				
	10時 間 1 分 以 上	2.2	2.2	2.2	6.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	3.2	2.3	2.3				

自由時間

ここで自由時間としたのは、住込又は寄宿女子労働者が仕事に拘束されず、身仕度、洗面、食事などに必要な時間以外に自分が自由に過せる時間と一応考えたが、その大部分は夕食後、就寝までの時間であり、時間数にして2時間乃至3時間半位が多い。但し、この間に入浴する時間もふくまれる。

第126表 絹、人絹織物工場住込又は寄宿女子労働者の自由時間

1951年3月 婦人少年局調

地 域 別		総 数		米	沢	足	利	伊勢崎	秩	父	八王子	十日町	大聖寺	鯖	江	谷	村	長	浜	丹	後
総 数		工場 145	% 100	工場 8	工場 13	工場 11	工場 19	工場 23	工場 12	工場 3	工場 5	工場 19	工場 15	工場 17							
1	5	1	0.7			1															
1.	2	4	2.8	1	1		1										1				
2	5	30	21.8	3	2	2	2	6	3	1							8		2		
2.	3	20	14.4	3	5	4	1	1									2		2		
3		38	27.7		3	1	10	6	2								5		5		5
3.	5	19	13.8	1	2		3	6	2								1		1		2
4		16	11.7				1	3	1										3		7
4.	5	4	2.8					1									1				
5		6	4.3			1			1												3
不		7	-			2	1		1										2		

註 労働者個人の回答でなく、使用者の大体のきまりについての回答である。

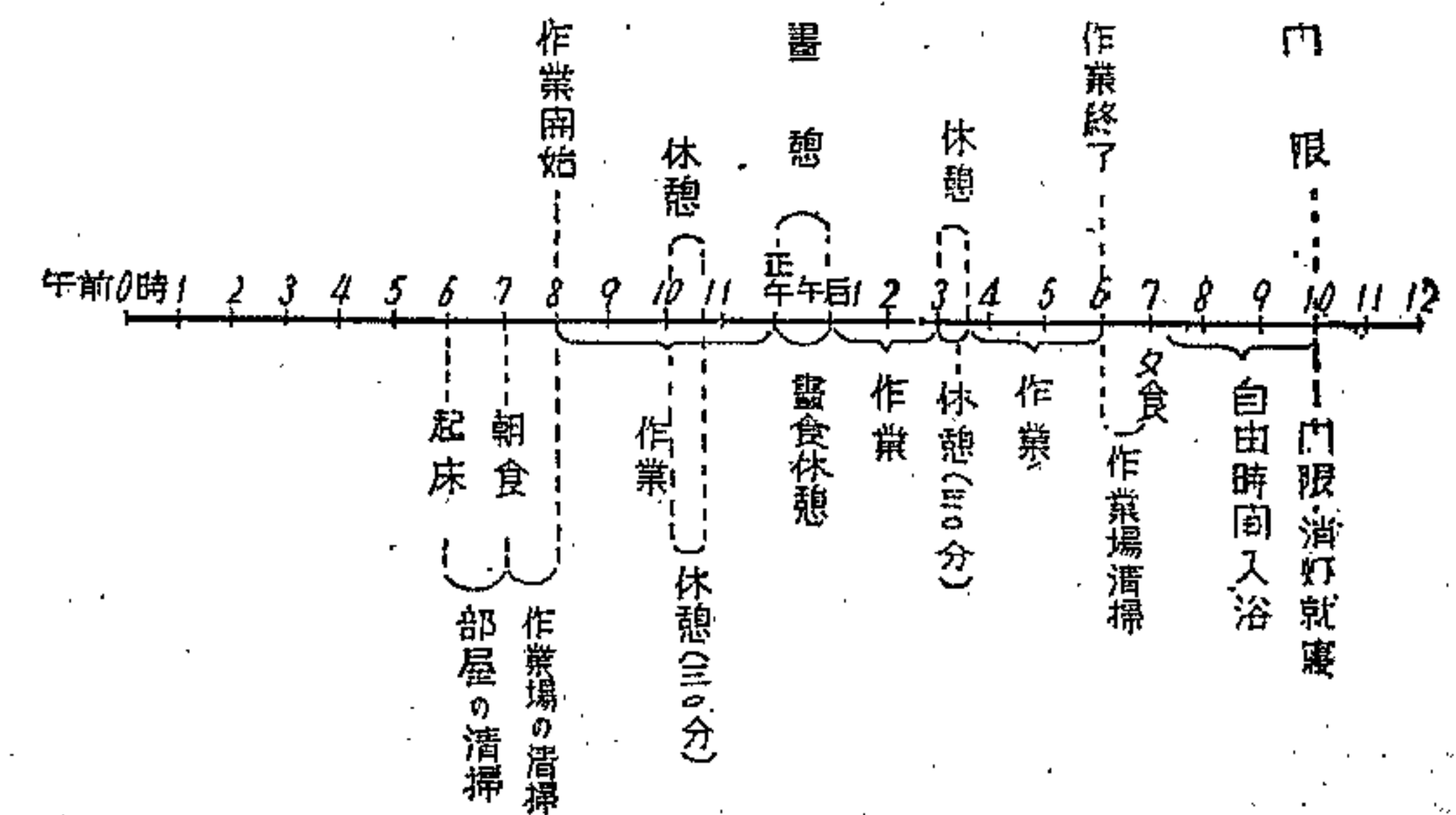
ハ 労働日における住込女子労働者の生活の時間的経過

最後に、住込又は寄宿女子労働者の生活の時間構造を、代表的な工場の例によつて示しておこう。以下はいずれも、使用者の回答によるその工場の大体の傾向にすぎないので、その内容的なものまで分析することは困難であつた。

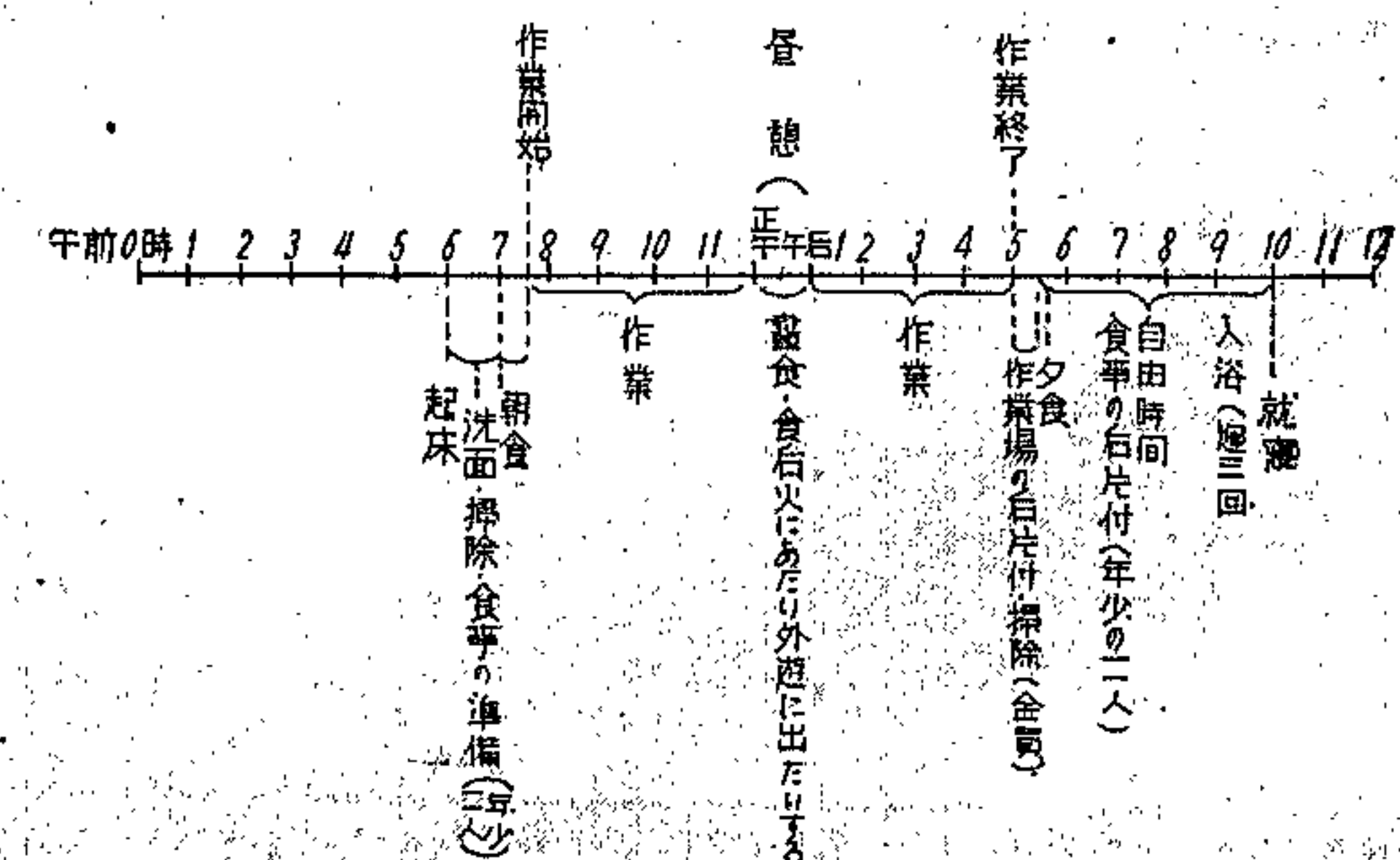
これらを見ると大体、起床後、自分達の室の掃除をすませて作業を開始する。終業時刻までの間に1回(昼)乃至3回(昼、午前、午後各1回)休憩し、夕方作業終了後、作業場の掃除をし、夕食をとる。食後のあとかたづけをし、(しない工場もある。)その後は就寝時まで自由時間となつてゐるが、その間に入浴をし、使用者の家事の手伝いもするわけである。

女子労働者の生活時間例

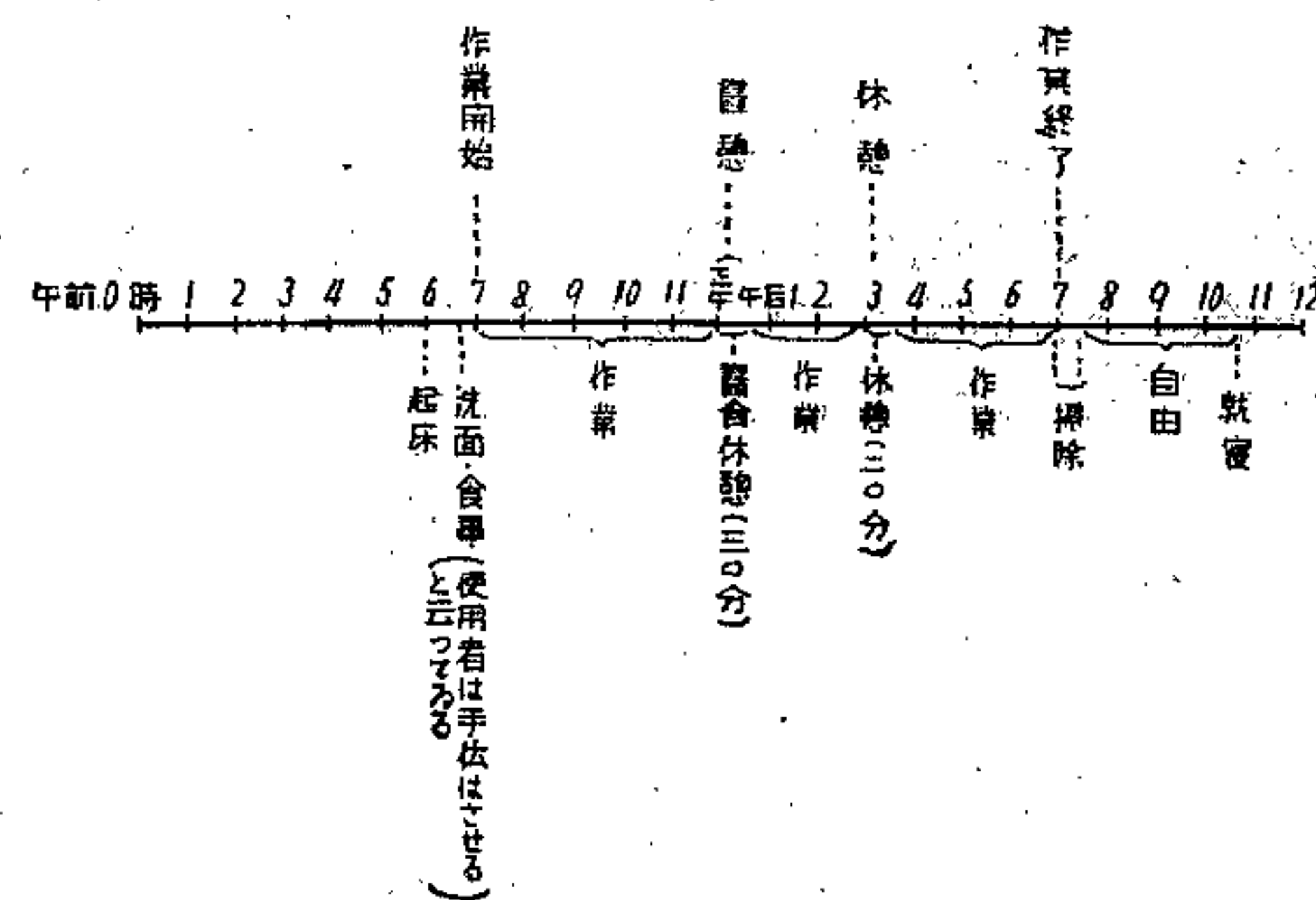
八王子N工場



秩父M織物工場



谷 村 G 工 場



附 録

調 査 票

絹人絹織物女子労働実態調査票

個人別調査票一様式A

労働省婦人少年局

A	事業所名（		調査者氏名印（	
			調 査 期 日（昭和26年 月 日）	

B	事業所番号		※	整理番号	※	
	1. 氏 名				2. 男 女	
	3. 職 種				※	
	4. 生 年 月		昭和（ ）年（ ）月		※	
	5. 入 社 年 月		昭和（ ）年（ ）月		※	
	6. 扶 養 家 族		なし、あり（ ）人		7. 寄 宿 又 は 住 込 通 勤	
	8. 配 偶 関 係		未 婚 有 夫 死 別 又 は 離 別		※	
	9. 学 歴		(イ) 尋常小学 (ロ) 高等小学 (ハ) 新制中学 (ニ) 旧制中学 (ホ) 新制高校 (ヘ) 旧制専門学校又は旧制高校 (ト) 旧制大学 (チ) その他の学校（ ）			
	10. 食 事 の 給 与		なし、あり（1食 2食 3食）			
	11. 食費の本人負担の有無		なし、あり		備 考	
	12. 現 金 給 与 総 額		円			
	13. 現 金 給 与 日 額		※ 円			
	控 、 除 額	14. 控 除 総 額				
		15. 食 費				
		16. 貯金又は送金の ための控除				
		17. そ の 他 （ ）				
	18. 手 取 総 額					
	19. 総 勞 働 日 数					日
	20. 総 勞 働 時 間 数					時間

絹人絹織物女子労働実態調査票

— 個人別調査票 — 様式B —

労働省婦人少年局

調査の目的

皆さんが、どんなふうに働いていらつしやるかを、みなさんからさがしたいというのが、この調査のもくてきです。どうぞごきようりよくください。

かきいれかた

1. あなたの名前は いりません。
2. ○印のついているものは、その中から一つだけえらんで●のようにぬりつぶしてください。
3. () の中には必要なことばをかきいれてください。
4. 右側の※印のところは何もかかないでください。

1. 記入年月日 昭和26年()月()日
2. あなたの工場の名()
3. 住 居 ○寄宿又は住込 ○通勤 ○その他()
4. あなたの家族の住所() 県() 町市
5. あなたの家の家計を主になつてささえている人は誰ですか。
○自分 ○夫 ○父 ○母 ○兄弟 ○姉妹 ○その他()
6. あなたの家の職業
○自分が働いている ○農業 ○商業 ○工員 ○一般事務員 ○その他の職業()
7. あなたの家族は自分も入れてみんなで何人ですか。
○自分1人 ○2人 ○3人 ○4人 ○5人 ○6人 ○7人 ○8人 ○9人 ○10人 ○10人以上
8. 自分も入れてあなたの家族の中で何人働いてますか。(家業も含めてかくこと)
○1人 ○2人 ○3人 ○4人 ○5人 ○6人 ○7人 ○8人 ○9人 ○10人 ○10人以上
9. 2月にあなたは幾日働きましたか()日
10. 2月に定休日がありましたか ○全くなかつた ○()日あつた
11. 2月にあなたの織つた織物は何と云う織物ですか()
12. その織物をあなたは2月にどの位織りましたか
広巾で() 小巾で() その他() で()
13. 2月あなたの給料は手取りでいくらでしたか()円位 ○わからない
14. 2月にあなた 給料の他に臨時に賞与か、何か品物を雇主からもらいましたか
賞与 ○もらわな ○もらつた()円
品物 ○もらわな ○もらつた(もらつた品物の名、どの位もらつたか)
15. 臨時にもらものは別としてあなたのもらう給料の金額は毎月きまつてますか
○きまつていない ○きまつている
16. 毎月もらう給料の金額がままつていない人は、どうして月によつて給料がちがつているのですか
○わからない ○病気で休んだり、早く帰つたすると給料をさし引かれるから
○自分の仕事の出来高によつて給料を支払われるから ○実際に働いた時間がその月日であらうから
○給料のかわりに品物をもらうから ○給料の中から前借りすることがあるから
○給料が遅配になることがあるから ○その他()
17. 去年一年間にあなたは給料の他に臨時に賞与か又何か品物を雇主からもらいましたか
賞与 ○全くもらわな
○もらつた もらつた時期とお金の額()

品物 ○全くもらわな

○もらつた(もらつた時期、もらつた品物の名、どの位もらつたか)()

18. あなたは定期的に家にお金を出していますか。○定期的に出す。○定期的に出さない。
19. 定期的に家に出す人は何ヵ月に一回出しますか。
○毎月かならず出す ○()月に一回出す ○その他()
20. 定期的に出さないと答えた人は次のどれにあたりますか。
○貯金しておいてときどき出す。
○お金がよけい入つた時は出す。
○ちつとも出さない。
21. 先月は家にくら出しましたか。○()円出した。○出さなかつた。
22. あなたはなぜ働きに出ることにしましたか。
○家を助けるため ○嫁入りの仕度をするため ○家にいてもすることがないから
○独立して生活するため ○手に職をつけるため ○その他()
23. だれの世話でこの工場にはいりましたか。
○公共職業安定所 ○工場の募集人又は連絡員 ○工場の友達 ○知人 ○姉又は妹 ○学校の先生
○広告 ○その他の親族() ○その他()
24. あなたは雇主とどうゆういだらですか。
○親せき ○知りあい ○他人 ○その他()
25. あなたはこの工場に入るときいつまで勤めるか約束してありますか。
○約束していない。
○約束した 期間は()年です。
26. あなたがこの工場に入るときそのとりきめは誰がしましたか。
○自分 ○親 ○兄弟 ○親せき ○その他()
27. あなたがこの工場に入るとき雇主からお金を借りましたか。
○借りない
○借りた 借りたお金は()円です
28. あなたの今の仕事()
29. 今あなたの労働時間はどんなつていますか
○午前()時()分から午後()時()分まで
30. 夜10時を過ぎても工場の仕事をすることがありますか。
○ない
○ある 先月は()回位した。
31. 2月一番おそくまで工場の仕事をしたのは何時頃でしたか。()時頃
32. 大体何時頃ねますか。午後()時()分頃ねる
33. 大体何時頃おきますか。午前()時()分頃おきる
34. 雇主の家事をてつだうことがありますか、ある人は次のどれをしますか、いくつでも印をつけて下さい。
○雇主の家の掃除 ○雇主の使う便所掃除 ○雇主のための炊事 ○雇主の子守
○雇主の家族の衣類のせんたく ○雇主のお使い。雇主の家の留守番 ○風呂たき風呂掃除
○雇主のための裁縫 ○その他()
35. この工場に入る前はどんなつていましたか。
○学校に行つていた ○家業(のらしごと、店ばなど)のつていた ○よそで女中をしていた
○ほかの織物工場で働いていた ○織物以外の工場で働いていた
○家で子守やおかつてなどのつていた ○その他()
36. あなたの書きたいことを何でも書いて下さい。

(3) 賃金の決定者 ☐ 雇主 ☐ 雇主の奥さん ☐ その他 ()

(4) 定期昇給の実状

☐ なし

☐ あり () 年 () 回 1 回 () 円位

(5) 能率給 ☐ 採用していない。 ☐ 採用している。

(i) 種類と実状

☐ 説負給 (その実状 ()

☐ 出来高払い (その実状 ()

☐ その他 (その実状 ()

(ii) 能率給を採用している場合の最低保証給はどうか

(6) 諸手当

残業手当 ☐ なし

☐ あり (実状 ()

家族手当 ☐ なし

☐ あり (実状 ()

通勤手当 ☐ なし

☐ あり (実状 ()

() ☐ なし

あり (実状 ()

() ☐ なし

☐ あり ()

(7) 食事の給与 ☐ なし

☐ あり (☐ 食事 ☐ 間食 ☐ 夜食)

雇主の負担額 1ヶ月 ()

(8) 円也その他の実物給与 ☐ なし

☐ あり (習慣的になつてゐるもの例えば盆、暮、正月には銘仙一反宛など)

☐ 勤怠、能率、勤続年数などによつて異なる

☐ 一律に与える ☐ その他 ()

(9) 現金で支給される賞与 (昭和26年2月より) さかのぼつて

年間 ☐ なし ☐ あり

(i) 支給した時期 () () ()

(ii) 支給した金額 最高 () 最高 () 最高 () 円

最低 () 最低 () 最低 () 円

(10) 賃金から差引かれるもの

☐ 税金 控除月額 () 円 ☐ 健康保険 ☐ 失業保険 ☐ 厚生年金 ☐ 貯金

☐ 労働者の家族へ送金 ☐ 宿舍費 ☐ その他 ()

(11) 賃金の支払

(i) 賃金の計算期間 () から () まで

(ii) 賃金の支払日 ☐ 不定 年 月

☐ 定期 月 () 回 () 日

☐ 不定期 ()

(i) 支払制度

☐ 日給月給 ☐ 月給 ☐ その他 ()

(12) 欠勤、遅参、早退により賃金が差引かれるか

☐ 差引かれない

☐ 差引かれる (どんな場合どの位か ()

Ⅵ 女子労働者の生活施設

(1) 炊事場について (労働者に給食している場合)

(i) ☐ 寄宿又は住込労働者専用 ☐ 通勤も含めた労働者専用 ☐ 雇主の家族と共用

☐ 雇主の家族の分と一しよに作る ☐ その他 ()

(ii) 場 所 ☐ 工場内 ☐ 労働者の住居内 ☐ 雇主の住居内 ☐ その他 ()

(iii) 炊事する人 ☐ 家事使用人 ☐ 女子労働者が当番 ☐ 雇主の家族 ☐ その他 ()

(iv) 食事の準備及びあとかたづけをする人 ☐ 家事使用人 ☐ 女子労働者が当番 ☐ 雇主の家族

☐ その他 ()

(2) 食事をとる場所

(i) ☐ 寄宿又は住込労働者専用 ☐ 通勤も含めた労働者専用 ☐ 休憩室兼用 ☐ 自分の部屋 ☐ 雇主のお勝手

☐ 雇主の家族の食事をする場所を使う ☐ 雇主の家族と一しよに食べる ☐ その他 ()

(3) 便 所

(i) ☐ 寄宿又は住込労働者専用 ☐ 通勤も含めた労働者専用 ☐ 雇主の家族と共用 ☐ その他 ()

(ii) 場 所 ☐ 労働者の住所内 ☐ 工場内 ☐ 雇主の住居内 ☐ その他 ()

(iii) 便所の個数 () ケ所 () ケ

(iv) 便所の手洗 ☐ なし

☐ あり (☐ 水道栓 ☐ ため水 ☐ その他 ()

(v) 内 か ぎ ☐ なし ☐ あり

(vi) 掃除する人 ☐ 家事使用人 ☐ 女子労働者が当番 ☐ 雇主の家族 ☐ その他 ()

(vii) ☐ 清潔 ☐ 不潔

備 考

Ⅶ 医療について

(1) 健康診断

(i) 採用時 ☐ しない ☐ する

(ii) 定 期 ☐ しない ☐ する () に () 回

(iii) 検査結果の概要 (最近検査の結果)

要治療者 () 人、要保護者 () 人 その他 () 人

(2) 常 備 薬 ☐ なし ☐ あり

(3) 労働者が罹病したとき (寄宿又は住込の場合)

(i) 医 師 ☐ 健康保険医 ☐ 特約の医師 ☐ その他 ()

(ii) 病 室 ☐ 別にしない ☐ 別にする

(iii) 医 療 費

☐ 健康保険による

☐ 雇主が全部負担 (その期間 () 年 () 月

☐ 雇主が一部負担 (その期間 () 年 () 月

☐ 全額労働者負担

☐ その他 ()

(ニ) 治療方法（結核、伝染病、胃腸病、など長期の治療を要するもの）

○雇主の家で治療する ○家に帰す ○入院させる ○家に帰ってしまう ○その他（ ）

(ハ) 欠勤と解雇の関係

病気の場合 期間（ ）で解雇

その他の場合 期間（ ）で解雇

備考

Ⅱ 教養、娯楽について

(1) 教養娯楽に関する行事（昭和26年2月よりさかのぼって一年間）

○なし

○あり ○全労働者 ○寄宿又は住込の者のみ ○雇主の家族も一しよ ○その他

(2) 行事の種類（生花、観劇、泊りがけの旅行、花見など）

(イ) 年（ ）回 費用の負担者（ ）

○休日 ○余暇 ○特に作業を休む ○その他（ ）

(ロ)

(ハ)

備考

Ⅲ 事業所全般について調査者所見

事業所No.

— 女子労働者の住居調査票 — — 様式 D 票 —

I 労働者の住居

(1) 寄宿舎又は住込労働者数 合計（ ）人

内 男子労働者（ ）人 女子労働者（ ）人

その他に家事使用人（ ）人 雇主と同居の家族（ ）人

その他（ ）（ ）人

(2) 住居の場所 ○特に寄宿舎を設けてある ○雇主の家族と同じ建物

(イ) 特に寄宿舎を設けてある場合

○別棟（○男女別棟 ○男女同棟で部屋が分けてある ○その他（ ））

内かぎ ○なし ○あり

○作業場又は事務所の二階（○男女別々の場所 ○男女同じ場所で部屋が分けてある

○その他（ ）） 内かぎ ○なし ○あり

○作業場の一部を利用している（○男女別々の場所 ○男女同じ場所で部屋が分けてある

○その他（ ）） 内かぎ ○なし ○あり

○その他（ ）

(ロ) 雇主の家族と同じ建物の場合

○女子労働者に専用の部屋がある 内かぎ なし あり

○家事使用人と同居している 内かぎ なし あり

○雇主の家族と雑居している

○その他（ ）

(イ) 男子労働者と女子労働者との部屋の位置

○はなれている ○ふすま（障子）で切つてある ○壁で区切れている ○その他（ ）

(3) 居室の量数（労働者）

1. 量数	2. 室数	※3. 一室収容 可能人数	※4. 総収容 可能人数	5. 現在員	6 内 訳				備考
					男子 労働者	女子 労働者	家事 使用人	雇主の 家族	
							男 女		

I 生活施設

(1) 暖房設備 ○なし

○あり { 種類 ○火鉢 ○コタツ ○湯タンポ ○いろり ○ストーブ ○その他（ ）
個数（ ）人に（ ）個
費用負担者 ○全額雇主 ○一部雇主 ○一部労働者 ○全額労働者 ○その他

(2) 夜 具

(イ) ○労働者もち ○雇主が貸与

(ロ) 貸与の方法 ○各人別専用（上（ ）枚下（ ）枚） シーツ（ ）枚
○共用（ ）人で上（ ）枚 下（ ）枚 シーツ（ ）枚

(ハ) 押入れ又はタンス 布団用 ○なし ○あり
その他用 ○なし ○あり

(ニ) 押入れ又はタンスのない場合の布団その他の特物の整理状況
（ ）

(3) 居室の床 ○畳 ○板（うすべり） ○なし ○あり

(4) 居室の採光 ○明るい ○くらい

(5) 居室の掃除 ○清潔 ○不潔（その状況）

(6) 寄宿女子労働者の使う浴室

(イ) ○なし

○あり 1. 設置場所 ○独立 ○寄宿舎内 ○雇主の住居 ○その他（ ）
2. 入浴方法 ○女子労働者専用 ○男女労働者共用 ○家族共用 ○その他（ ）
3. あがり湯 ○なし ○あり
4. 共用の場合の入浴順位
○なし
○あり（○雇主の家族 ○男子労働者 ○女子労働者 ○家庭使用人 ○その他

(ロ) 入浴回数（ ）に（ ）回

(7) 寄宿女子労働者の使う洗濯場

(イ) ○労働者専用 ○家族共用 ○その他（ ）

(ロ) 場 所 ○屋 内（○洗濯専用の場所 ○浴室と兼用 ○洗面所と兼用 ○台所と兼用
○その他（ ））
○屋外 ○非戸端 ○河原 ○その他（ ）

(ハ) 給 水 方 法 ○水道栓 ○井戸水 ○その他（ ）

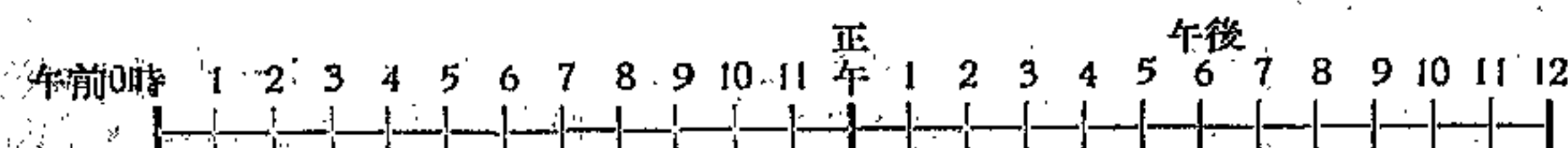
備考

Ⅲ 女子寄宿舍又は住居の管理（世話）

- (1) 自治会 ☐ なし ☐ あり
- (2) 寄宿舍規則又はそれに類するもの ☐ しない ☐ した
- (3) その制定に労働者が関与したか
- (4) 寄宿労働者の住居の管理（世話）は誰がするか
☐ 雇主 ☐ 雇主の奥さん ☐ 寮母 ☐ 年長者 ☐ その他（ ）
- 備考

Ⅳ 寄宿又は住込女子労働者の生活の秩序

- (1) 労働日に於ける1日の生活状況



- (2) 門 限

- (i) ☐ なし
- ☐ あり 午後（ ）時（ ）分
- (ii) 門限におくれたときの罰則 ☐ なし
- ☐ あり（内容）

- (3) 外出の手続

- (i) 許可制 ☐ なし ☐ あり
- (ii) 届出制 ☐ なし ☐ あり
- (iii) 時間の制限 ☐ なし
- ☐ あり（ ）時間
- (iv) 手 続
1. 方法 ☐ 口頭 ☐ 書類 ☐ その他（ ）
2. 届先 ☐ 雇主 ☐ 雇主の奥さん ☐ 寮母 ☐ 同寮 ☐ 年長者 ☐ その他（ ）

- (4) 外泊の手続

- (i) 許可制 ☐ なし ☐ あり
- (ii) 時間の制限 ☐ なし ☐ あり
- (iii) 宿泊先の制限 ☐ なし
- ☐ あり（ ）
- (iv) 手 続
1. 方法 ☐ 口頭 ☐ 書類 ☐ その他（ ）
2. 届先 ☐ 雇主 ☐ 雇主の奥さん ☐ 寮母 ☐ 同寮 ☐ 年長者 ☐ その他（ ）

- (5) 通信の自由

- (i) 事業所に郵便がついて労働者本人が入手するまでの経路
（ ）
- (ii) 労働者が外部に通信するときの方法
（ ）

- (6) その他自由に対する制限

昭和28年3月20日印刷

昭和28年3月30日発行

絹人絹織物工場女子労働者

東京都千代田区大手町1の7番地

編集兼
発行人

労働省婦人少年局

東京都新宿区花園町六十四番地

印刷人

百 瀬 政 雄

東京都新宿区花園町六十四番地

印刷所

信陽堂印刷株式会社